

# 令和7年度 第3回世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和7年9月1日（月）  
午後3時～午後5時  
梅丘パークホール

## 1 開会

## 2 議事

### 【協議事項】

- 「（仮称）第三次男女共同参画プラン」の検討について・・・資料1、2、3
- ・計画体系について
  - ・プランへ取り入れるべき視点について

### 【報告事項】

- 生理用品の区施設への設置について・・・資料4

## 3 その他

## 4 閉会

### ◆配付資料

- 資料1 「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定について
- 資料2－1 体系に関するこれまでの部会の意見
- 資料2－2 「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」体系案
- 資料2－3 国・東京都の体系
- 資料2－4 ライフステージ別体系のまとめイメージ
- 資料3 「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」に取り入れるべき視点・意見
- |     |                              |
|-----|------------------------------|
| 別紙1 | 男女共同参画に関する動向（法令・計画・指針等の関係資料） |
| 別紙2 | 世田谷区の現状                      |
| 別紙3 | 基本目標ごとの課題整理                  |
- 資料4 生理用品の区施設への設置について  
意見・質問票

### ◆今後の予定

- 第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会（諮問）  
時 期：令和7年11月上旬頃

### 【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課  
電話03-6304-3453  
FAX 03-6304-3710

## 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定について

### 1 主旨

区は、平成29年3月に平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定した。その後、社会情勢等の変化を踏まえ見直しを行った「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画(計画期間:令和4年度～令和8年度)」に基づき、施策の推進に取り組んでいる。

令和8年度に現行プランが期間満了を迎えるにあたり、この10年間の社会情勢の推移について十分な分析を通じて、社会的課題やニーズを的確に捉え、令和9年度からの新たな計画「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(以下、「新プラン」という。)を策定する。

### 2 新プランの位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定める「市町村推進計画」
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)第8条第3項に規定する「市町村推進計画」

### 3 新プランの方向性について

- (1)次期世田谷区基本構想が概ね20年で更新されることや次期基本計画、実施計画が令和14年度から開始となることを踏まえ、これと整合を図ることから、新プランの計画期間は令和9年度から令和13年度の5年間とする。
- (2)「世田谷区第二次男女共同参画プラン」策定以降の10年間の法律、計画や方針などの制定・改正、男女共同参画に関する考え方の遷移を踏まえた、新たな体系や施策を検討する。
- (3)国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和3年度～令和7年度末)、「第6次男女共同参画基本計画(策定に向け検討中)」(令和8年度～)、都の「東京都男女平等参画推進総合計画(令和4年度～令和8年度)」と区の関連計画との整合を図る。
- (4)区が令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」、今年度実施する「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」や「職員の男女共同参画に関する意識調査」等の調査結果を基礎資料とし、検討していく。
- (5)客観的な根拠に基づくジェンダー平等推進施策の立案に向け、各様式等における性別欄の取り扱いについて検討を行い、ジェンダー統計の取得・活用に関する方向性を示す。

#### 4 検討体制

##### (1) 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

①「新プラン策定にあたっての考え方」について、区長から審議会へ諮問し、審議会から考え方の答申を受ける。

②審議会での審議内容に向けては、男女共同参画推進部会において具体的な検討を行う。

##### (2) 庁内の検討体制

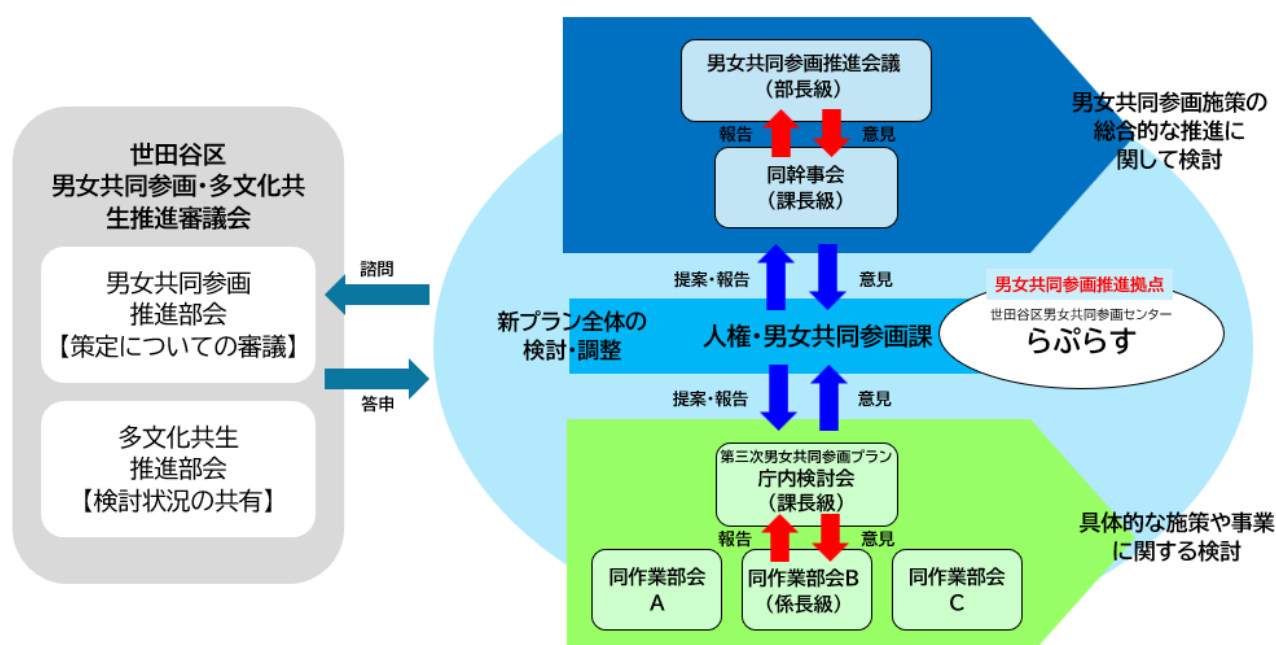
①世田谷区男女共同参画推進会議(部長級)

②世田谷区男女共同参画推進会議幹事会(課長級)

③庁内検討会(施策関係課長級)

④作業部会(施策関係課係長級)

【参考：プラン検討体制】



#### 5 策定スケジュール(予定)

|      |        |                                             |
|------|--------|---------------------------------------------|
| 令和7年 | 8月     | 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査                      |
|      | 11月    | 男女共同参画・多文化共生推進審議会への諮問(「計画策定にあたっての考え方」について)  |
| 令和8年 | 4月     | 区民生活常任委員会報告(計画骨子)                           |
|      | 9月     | 区民生活常任委員会報告(計画素案)                           |
|      | 9月～10月 | 計画案に関するパブリックコメントの実施(シンポジウム実施予定)             |
|      | 11月    | 男女共同参画・多文化共生推進審議会からの答申(「計画策定にあたっての考え方」について) |
|      | 2月     | 区民生活常任委員会報告(計画案)                            |
| 令和9年 | 3月     | 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定                    |

## 体系に関するこれまでの部会の意見 (第1・2回男女共同参画推進部会でのご意見)

### 性的マイノリティに対する理解促進に関すること

---

- ▼「性的マイノリティに対する理解促進」が「多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築」という力強いポジティブな言葉がなくなったことや事業配分も相まって、重要な施策として見えなくなっている。
- ▼「性差に応じたところとからだの理解」と組み合わせ、何か一つ軸を立てるのはどうか。
- ▼基本目標Ⅰの課題の枠組みに「あらゆる分野における性の多様性の包摂」と位置付けるのはどうか。防災や様々な分野において LGBTQ の理解が必要なため、全体に関わるように位置付けるとともに、性的マイノリティが全てに関わるということが明示されていく必要がある。
- ▼庁内連携が難しく、どのような体制で推進していくのか、今後議論していきたい。
- ▼実践と意識啓発に分けるのであれば、「性的マイノリティに対する理解促進」も実践と意識啓発に分けるべき。

### 性差に応じたところと身体健康支援に関すること

---

- ▼「性差に応じたところとからだの理解」を基本目標Ⅱに持っていくのはどうか。ただし、この場合、基本目標Ⅱの言い回しは検討する必要がある。
- ▼女性への健康支援として、避妊だけでなく、生理や生理用品、薬などについて、学べて、語り合う場がない。
- ▼男性、女性、セクシュアルマイノリティのニーズに応じた視点を持ち、支援や情報提供などの施策が必要ではないか。

### 健康支援全般に関すること

---

- ▼人生 100 年時代を迎える中、生涯を通じた健康づくりや健康支援などの視点は重要となる。
- ▼更年期障害は、あらゆる性別における健康課題である。
- ▼身体的な差だけでなく、仕事上どのような環境にいるかによっても差が生じるかもしれない。

### ケア労働に関すること

---

- ▼自分自身の力だけでは生活ができない/困難である人に対しての義務という点で、個人の仕事と生活の調和を表す「ワーク・ライフ・バランス」とは、別の視点で考える必要がある。
- ▼育児も、介護も、自分の関わる家族だけではなく、地域で周囲の人がちょっと手を貸すような優しさや価値観が醸成されるといい。
- ▼ケア労働は女性が担うのではなく、社会全体、あらゆる人がケアの義務を負うという考え方の転換が必要である。

### ライフデザインに関すること

---

- ▼「誰もが尊厳を持って生きることができるようなライフデザインの多様性」をキーワードに、ライフデザインという観点から施策を整理することで、自分の人生を思い描きやすくなったり、施策が一元的に分かるようになったりする。
- ▼ライフデザインについてのリテラシーや教育が必要ではないか。

▼若者の生涯設計に関する教育が必要ではないか。

## 安全・安心な社会の構築に関すること

---

▼基本目標Ⅱに困難女性が入ることによって、男性の生きづらさが含まれないように見えてしまう。

## 男女共同参画の推進に関すること

---

▼ジェンダーに関する課題をイノベティブやクリエイティブに解決できるものとして考えていけるのではないか。ポジティブなパワーにあふれた政策、推進体制、対話の場が生まれ、より身近になっていく。

▼ジェンダーに関する課題を考えていくことが、自分たちの事業やサービスを良くしていくために有益であると知ってもらう(経済・商工分野とも連携)。

▼学校教育の場、社会教育の場でジェンダーに関する課題に取り組むメリットを考えていくような講座があってもいいかもしれない。

▼男女共同参画の将来を担う若者の育成が必要。

▼男女共同参画は、人権・男女共同参画課だけでやっていくものではなく、全庁で取り組んでいくものだが、今後、具体的にどのように取組みが浸透していくのかが分からない。評価の方法を丁寧に検討していくべき。

## プラン全体に関すること

---

▼「暴力やハラスメントのない社会の構築」とか「多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築」といったポジティブなメッセージを込めた力強い言葉がなくなった。

▼男性、性的マイノリティ、外国人、障害がある方など、多様な方々の言葉が見えるようにしていったほうが良いのではないか。

▼理想から施策を考えていくのもいいのではないか。

## その他施策に関すること

---

▼男性が直面する課題として、「ミドルエイジクライシス」がある。新たな価値観の構築が必要である。

▼専業主婦や家事手伝いで埋もれてしまっている女性のひきこもり支援も必要。

「(仮称)第三次男女共同参画プラン」体系案

第2次男女共同参画プラン後期計画

| 基本目標                            | 課題・施策                                                                                                                 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標Ⅰ<br>あらゆる分野における<br>女性活躍     | 1 固定的な性別役割分担意識の解消                                                                                                     |
|                                 | ①情報提供・啓発活動の充実<br>②男女共同参画に関する男性の理解の促進<br>③教育分野における啓発<br>④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実<br>⑤職場における男女平等意識の向上<br>⑥意識調査による実態の把握と啓発 |
|                                 | 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進                                                                                          |
| 基本目標Ⅱ<br>ワーク・ライフ・バランス<br>の着実な推進 | ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発<br>②審議会等の女性登用率の向上<br>③事業者への支援                                                                 |
|                                 | 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援                                                                                                 |
|                                 | ①女性の就労・再就職支援<br>②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進<br>③女性が少ない分野への女性の参画支援<br>④非正規雇用の女性等への支援                                          |
| 基本目標Ⅱ<br>ワーク・ライフ・バランス<br>の着実な推進 | 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発                                                                                                  |
|                                 | ①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及<br>②事業者への働きかけと支援<br>③多様な働き方の支援<br>④男女の育児・介護休業の取得促進<br>⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発      |
|                                 | 5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実                                                                                             |
| 基本目標Ⅱ<br>ワーク・ライフ・バランス<br>の着実な推進 | ①保育等の拡充<br>②育児に関するサービスの充実<br>③子育て世代への支援<br>④地域・地区での子育て支援<br>⑤介護者への支援<br>⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援                           |
|                                 | 6 防災・地域活動等への参画促進                                                                                                      |
|                                 | ①防災・災害復興の分野への女性の参画促進<br>②地域活動への参画支援<br>③地域活動における女性リーダーの育成支援<br>④男性の地域活動への参画支援<br>⑤高齢者の社会参画の促進                         |

(仮称)第3次男女共同参画プラン(案)

| 基本目標                       | 課題の枠組み                | 課題・施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画の<br>総合的な推進 | 男女共同参画の<br>意識醸成       | <div>1 固定的な性別役割分担意識の解消</div> <div>①情報提供・啓発活動の充実<br/>②男女共同参画に関する男性の理解の促進<br/>③教育分野における啓発<br/>④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実<br/>⑤職場における男女平等意識の向上<br/>⑥意識調査による実態の把握と啓発</div> <div>2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進</div> <div>①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発<br/>②審議会等の女性登用率の向上<br/>③事業者への支援</div> <div>4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発</div> <div>①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及<br/>②事業者への働きかけと支援<br/>③多様な働き方の支援<br/>④男女の育児・介護休業の取得促進<br/>⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発</div> |  |
|                            | あらゆる分野における<br>女性活躍推進  | <div>2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進</div> <div>①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発<br/>②審議会等の女性登用率の向上<br/>③事業者への支援</div> <div>3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援</div> <div>①女性の就労・再就職支援<br/>②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進<br/>③女性が少ない分野への女性の参画支援<br/>④非正規雇用の女性等への支援</div> <div>6 防災・地域活動等への参画促進</div> <div>①防災・災害復興の分野への女性の参画促進<br/>②地域活動への参画支援<br/>③地域活動における女性リーダーの育成支援<br/>④男性の地域活動への参画支援<br/>⑤高齢者の社会参画の促進</div>                                                               |  |
|                            | 家庭生活・地域における<br>男女共同参画 | <div>5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実</div> <div>①保育等の拡充<br/>②育児に関するサービスの充実<br/>③子育て世代への支援<br/>④地域・地区での子育て支援<br/>⑤介護者への支援<br/>⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援</div> <div>6 防災・地域活動等への参画促進</div> <div>①防災・災害復興の分野への女性の参画促進<br/>②地域活動への参画支援<br/>③地域活動における女性リーダーの育成支援<br/>④男性の地域活動への参画支援<br/>⑤高齢者の社会参画の促進</div>                                                                                                                                                     |  |
|                            | 男女共同参画推進拠点<br>の充実     | <div>方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実</div> <div>①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実<br/>②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実<br/>③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化<br/>④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開</div>                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |

(仮称)第3次男女共同参画プラン(修正案)

| 推進の方向性                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ジェンダー平等の推進<br>ジェンダー統計を収集・活用するとともに、あらゆる分野において<br>ジェンダーの視点(男性、女性、性的マイノリティなど)を取り入れ、施策を展開していく<br>= 世田谷版ジェンダー主流化 |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 基本目標                                                                                                        | 課題・施策                                                                                                                                                                                                                                        |
| 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画の<br>総合的な推進                                                                                  | 1 男女共同参画の意識醸成                                                                                                                                                                                                                                |
|                                                                                                             | 1-固定的な性別役割分担意識の解消                                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                             | ①情報提供・啓発活動の充実<br>②男女共同参画に関する男性の理解の促進<br>③教育分野における啓発<br>④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実<br>⑤職場における男女平等意識の向上<br>⑥意識調査による実態の把握と啓発(新方策1へ内包)<br>【新規】若い世代向けの広報・啓発                                                                                           |
| 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画の<br>総合的な推進                                                                                  | 2 性別にとらわれないライフデザインの実現に向けた普及・啓発                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                             | 4-ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                                                             | 【内包】防災・地域活動等への参加促進                                                                                                                                                                                                                           |
| 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画の<br>総合的な推進                                                                                  | ①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及<br>②事業者への働きかけと支援(新課題3へ)<br>③多様な働き方の支援<br>④男女の育児・介護休業の取得促進(新課題3へ)<br>⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発(新課題3へ)<br>【内包】地域活動への参画支援<br>【内包】高齢者の社会参画の促進<br>【新規】教育分野における啓発<br>【新規】キャリア教育との連携・ロールモデルの提示<br>【新規】若い世代向けの方法・啓発 |
|                                                                                                             | 3 家事、育児、介護等のケアをともに支えるための支援                                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                             | 5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実                                                                                                                                                                                                                    |
| 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画の<br>総合的な推進                                                                                  | ①保育等の拡充<br>②育児に関するサービスの充実<br>③子育て世代への支援<br>④地域・地区での子育て支援<br>⑤介護者への支援<br>⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援<br>【新課題2から移動】事業者への働きかけと支援<br>【新課題2から移動】男女の育児・介護休業の取得促進                                                                                           |
|                                                                                                             | 4 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                             | 2-女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進                                                                                                                                                                                                                 |
| 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画の<br>総合的な推進                                                                                  | 【内包】防災・地域活動等への参加促進                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                             | ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発<br>②審議会等の女性登用率の向上<br>③事業者への支援<br>【新規】デジタル分野における女性活躍に向けた支援<br>【新規】女性リーダー・ロールモデルの育成<br>【内包】防災・災害復興分野への女性の参画促進<br>【内包】地域活動における女性リーダーの育成支援                                                                               |
|                                                                                                             | 5 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援                                                                                                                                                                                                                        |
| 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画の<br>総合的な推進                                                                                  | 3-女性のキャリア形成と多様な働き方の支援                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                             | ①女性の就労・再就職支援<br>②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進<br>③女性が少ない分野への女性の参画支援<br>④非正規雇用の女性等への支援                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                             | 6 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実                                                                                                                                                                                                                     |
| 基本目標Ⅰ<br>男女共同参画の<br>総合的な推進                                                                                  | 方策1-男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実                                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                             | ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実<br>②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実<br>③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化<br>④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開                                                                                                                |



| 第2次男女共同参画プラン後期計画           |                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標                       | 課題・施策                                                                                                                                                                                           |
| 基本目標Ⅲ<br>暴力やハラスメントのない社会の構築 | 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実                                                                                                                                                                     |
|                            | ①暴力の未然防止と早期発見<br>②相談体制の充実<br>③被害者の安全確保と体制整備<br>④被害者支援の充実<br>⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援)<br>⑥被害者の子どもへの支援<br>⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化<br>⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援<br>⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援<br>⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化 |
|                            | 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実                                                                                                                                                                           |
|                            | ①性犯罪・性暴力被害者への区の支援<br>②国や東京都の施策との連携                                                                                                                                                              |
|                            | 9 暴力を容認しない意識づくり                                                                                                                                                                                 |
|                            | ①人権尊重と暴力防止の意識づくり<br>②学校における人権教育の推進<br>③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり<br>④職場等におけるハラスメントの防止                                                                                                              |
|                            |                                                                                                                                                                                                 |
|                            |                                                                                                                                                                                                 |

|                                        |                                                                                                                                            |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標Ⅳ<br>多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築 | 10 性差に応じたこころと身体の健康支援支援                                                                                                                     |
|                                        | ①疾病予防、健康づくりの推進<br>②こころの健康対策<br>③親子の健康支援<br>④年代に応じた性教育の普及                                                                                   |
|                                        | 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり                                                                                                                  |
|                                        | ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実<br>②ひとり親家庭の親への就労支援<br>③ひとり親家庭への生活支援<br>④ひとり親家庭の子どもへの支援                                                                 |
|                                        | 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援                                                                                                                  |
|                                        | ①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援<br>②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進<br>③同性パートナーシップに関する取組み<br>④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備<br>⑤区職員・教育分野等における理解促進<br>⑥多様な形の家族の支援 |
|                                        |                                                                                                                                            |
|                                        |                                                                                                                                            |

|      |                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進体制 | 方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実                                                                                                    |
|      | ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実<br>②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実<br>③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化<br>④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開 |
|      | 方策2 区職員の男女共同参画推進                                                                                                              |
|      | ①区職員・教職員の男女平等意識の向上<br>②庁内の管理監督的立場への女性の登用<br>③区職員の仕事と生活の両立支援                                                                   |
|      | 方策3 推進体制の整備・強化                                                                                                                |
|      | ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備<br>②国や都、他自治体との連携強化<br>③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成<br>④市民活動団体との連携・協働の推進                 |
|      |                                                                                                                               |
|      |                                                                                                                               |

| (仮称)第3次男女共同参画プラン(案)  |                        |                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標                 | 課題の枠組み                 | 課題・施策                                                                                                                                                                                           |
| 基本目標Ⅱ<br>安全・安心な社会の構築 | 暴力やハラスメント防止の啓発         | 9 暴力を容認しない意識づくり                                                                                                                                                                                 |
|                      |                        | ①人権尊重と暴力防止の意識づくり<br>②学校における人権教育の推進<br>③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり<br>④職場等におけるハラスメントの防止                                                                                                              |
|                      | 配偶者等からの暴力(DV)を受けた方への支援 | 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実                                                                                                                                                                     |
|                      |                        | ①暴力の未然防止と早期発見<br>②相談体制の充実<br>③被害者の安全確保と体制整備<br>④被害者支援の充実<br>⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援)<br>⑥被害者の子どもへの支援<br>⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化<br>⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援<br>⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援<br>⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化 |
|                      | 性犯罪・性暴力被害者への支援         | 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実                                                                                                                                                                           |
|                      |                        | ①性犯罪・性暴力被害者への区の支援<br>②国や東京都の施策との連携                                                                                                                                                              |
|                      | ひとり親家庭等への支援            | 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり                                                                                                                                                                       |
|                      |                        | ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実<br>②ひとり親家庭の親への就労支援<br>③ひとり親家庭への生活支援<br>④ひとり親家庭の子どもへの支援                                                                                                                      |
|                      | 困難な問題を抱える女性への支援【新規】    | ● 安全確保と自立に向けた支援                                                                                                                                                                                 |
|                      |                        | ①女性相談<br>②女性相談支援員の処遇改善<br>③民間連携<br>④国や東京都の施策との連携                                                                                                                                                |

|                        |                  |                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標Ⅲ<br>性やからだに関する理解促進 | 性的マイノリティに対する理解促進 | 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援                                                                                                                  |
|                        |                  | ①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援<br>②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進<br>③同性パートナーシップに関する取組み<br>④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備<br>⑤区職員・教育分野等における理解促進<br>⑥多様な形の家族の支援 |
|                        | 性差に応じたこころとからだの理解 | 10 性差に応じたこころと身体の健康支援支援                                                                                                                     |
|                        |                  | ①疾病予防、健康づくりの推進<br>②こころの健康対策<br>③親子の健康支援<br>④年代に応じた性教育の普及                                                                                   |

|      |                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進体制 | 方策● 庁内におけるジェンダー主流化                                                                                            |
|      | ①あらゆる分野におけるジェンダー主流化<br>②ジェンダー統計を活用した政策立案                                                                      |
|      | 方策2 区職員の男女共同参画推進                                                                                              |
|      | ①区職員・教職員の男女平等意識の向上<br>②庁内の管理監督的立場への女性の登用<br>③区職員の仕事と生活の両立支援                                                   |
|      | 方策3 推進体制の整備・強化                                                                                                |
|      | ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備<br>②国や都、他自治体との連携強化<br>③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成<br>④市民活動団体との連携・協働の推進 |
|      |                                                                                                               |
|      |                                                                                                               |

| (仮称)第3次男女共同参画プラン(修正案)       |                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標                        | 課題・施策                                                                                                                                                                                           |
| 基本目標Ⅱ<br>尊厳が守られる安全・安心な社会の構築 | 7 暴力やハラスメント防止の啓発                                                                                                                                                                                |
|                             | 9 暴力を容認しない意識づくり                                                                                                                                                                                 |
|                             | ①人権尊重と暴力防止の意識づくり<br>②学校における人権教育の推進<br>③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり<br>④職場等におけるハラスメントの防止<br>【新規】若年層のメディア・リテラシー向上のための啓発                                                                                |
|                             | 8 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実                                                                                                                                                                     |
|                             | 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実                                                                                                                                                                     |
|                             | ①暴力の未然防止と早期発見<br>②相談体制の充実<br>③被害者の安全確保と体制整備<br>④被害者支援の充実<br>⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援)<br>⑥被害者の子どもへの支援<br>⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化<br>⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援<br>⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援<br>⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化 |
|                             | 9 安全確保と自立に向けた支援                                                                                                                                                                                 |
|                             | ①女性相談<br>②女性相談支援員の処遇改善<br>③民間連携<br>④国や東京都の施策との連携                                                                                                                                                |
|                             | 10 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実                                                                                                                                                                          |
|                             | 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実                                                                                                                                                                           |
|                             | ①性犯罪・性暴力被害者への区の支援<br>②国や東京都の施策との連携                                                                                                                                                              |
|                             | 11ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり                                                                                                                                                                        |
|                             | ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実<br>②ひとり親家庭の親への就労支援<br>③ひとり親家庭への生活支援<br>④ひとり親家庭の子どもへの支援                                                                                                                      |

|                                     |                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標Ⅲ<br>お互いの多様性や違いを理解し、尊重し合える社会の構築 | 11 多様な性や性差・年代によるこころとからだへの理解促進                                                                                                                                                           |
|                                     | 【新課題12から移動】区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進<br>【新課題12から移動】区職員・教育分野等における理解促進<br>【移動】年代に応じた性教育の普及                                                                                                   |
|                                     | 10 性差に応じたこころと身体の健康支援支援                                                                                                                                                                  |
|                                     | ①疾病予防、健康づくりの推進<br>②こころの健康対策<br>③親子の健康支援<br>④年代に応じた性教育の普及(新課題11へ)                                                                                                                        |
|                                     | 12 性的マイノリティへの支援の充実                                                                                                                                                                      |
|                                     | 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援                                                                                                                                                               |
|                                     | ①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援<br>②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進(新課題11へ移動)<br>③同性パートナーシップに関する取組み<br>④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備<br>⑤区職員・教育分野等における理解促進(新課題11へ)<br>⑥多様な形の家族の支援<br>【新規】あらゆる分野における配慮の取組みの推進 |
|                                     |                                                                                                                                                                                         |

|      |                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進体制 | 方策1 庁内におけるジェンダー平等                                                                                             |
|      | 方策● 庁内におけるジェンダー主流化                                                                                            |
|      | ①あらゆる分野におけるジェンダー主流化<br>②ジェンダー統計を活用した政策立案                                                                      |
|      | 方策2 区職員の男女共同参画推進                                                                                              |
|      | ①区職員・教職員の男女平等意識の向上<br>②庁内の管理監督的立場への女性の登用<br>③区職員の仕事と生活の両立支援                                                   |
|      | 方策3 推進体制の整備・強化                                                                                                |
|      | ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備<br>②国や都、他自治体との連携強化<br>③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成<br>④市民活動団体との連携・協働の推進 |
|      |                                                                                                               |

## 国 第6次男女共同参画基本計画体系(骨子案)(現在策定中)

|                                                       |                                       |                                                        |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I<br>男女共同参画の<br>推進による<br>多様な幸せ<br>(well-being)<br>の実現 | 第1分野                                  | ライフステージに応じて<br>全ての人が希望する働き方を<br>選択できる社会の実現             | 1 働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現<br>2 共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進<br>3 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備                                                                                                                |                                                                                                                     |
|                                                       | 第2分野                                  | 政策・方針決定過程への<br>女性の参画拡大                                 | 1 政治分野<br>2 司法分野<br>3 行政分野<br>4 経済分野<br>5 学術分野<br>6 教育・スポーツ・メディア等<br>7 専門・技術職、各種団体等                                                                                                                                    |                                                                                                                     |
|                                                       | 第3分野                                  | 女性の所得向上と経済的自立の<br>実現                                   | 1 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な<br>機会の確保<br>2 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進<br>3 多様な働き方における就業環境の整備、再就職等への支援<br>4 ハラスメントに係る意識啓発及び防止対策の徹底                                                                           |                                                                                                                     |
|                                                       | 第4分野                                  | 生涯を通じた男女の健康への支<br>援                                    | 1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援<br>2 仕事と健康課題の両立の支援<br>3 医療分野における女性の参画拡大                                                                                                                                                           |                                                                                                                     |
|                                                       | 第5分野                                  | テクノロジーの進展・利活用の<br>広がりを踏まえた<br>男女共同参画の推進                | 1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・<br>安心な利用環境の整備<br>2 テクノロジーを含む科学技術分野における男女共同参画の推進<br>3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい環境の整備<br>4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成                                                          |                                                                                                                     |
|                                                       | 第6分野                                  | ジェンダーに基づく<br>あらゆる暴力を容認しない<br>社会基盤の形成と<br>被害者支援の充実      | 1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化<br>2 性犯罪・性暴力への対策の推進<br>3 こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進<br>4 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進<br>5 ストーカー事案への対策の推進<br>6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進<br>7 人身取引対策の推進<br>8 売買春への対策の推進<br>9 インターネットを利用した性暴力等への対応 |                                                                                                                     |
|                                                       | 第7分野                                  | 男女共同参画の視点に立つた<br>貧困等生活上の困難に対する支<br>援と多様性を尊重する環境の整<br>備 | 1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援<br>2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備                                                                                                                                                                |                                                                                                                     |
|                                                       | 第8分野                                  | 防災・復興における男女共同参<br>画の推進                                 | 1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化<br>2 地方公共団体の取組促進<br>3 国際的な防災協力における男女共同参画                                                                                                                                                     |                                                                                                                     |
|                                                       | II<br>男女共同参画社会の実現に向け<br>た<br>基盤の整備・強化 | 第9分野                                                   | 地域における<br>男女共同参画の状況に応じ<br>た取組の推進                                                                                                                                                                                       | 1 女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進<br>2 地域活動における男女共同参画の推進<br>3 官民連携による男女共同参画の推進<br>4 環境問題への取組における男女共同参画の推進                |
|                                                       |                                       | 第10分野                                                  | 男女共同参画の視点に立った<br>各種制度等の整備                                                                                                                                                                                              | 1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し<br>2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実                                                       |
|                                                       |                                       | 第11分野                                                  | 教育・メディア等を通じた男女双<br>方の意識改革、理解の促進                                                                                                                                                                                        | 1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実<br>2 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的<br>な情報発信                              |
|                                                       |                                       | 第12分野                                                  | 男女共同参画に関する<br>国際的な協調及び貢献                                                                                                                                                                                               | 1 持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調<br>2 G7、G20、APEC等における各種コミットメント等への対応<br>3 男女共同参画・女性活躍に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮 |
| III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化                         |                                       |                                                        | 1 国内の推進体制の充実・強化<br>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進                                                                                                                                                                    |                                                                                                                     |



東京都男女平等参画推進総合計画　Ⅰ 東京都女性活躍推進計画(令和4年度～令和8年度)

|                                |                            |                                             | 都の施策                                                         | 都民・事業者の取組                                          |
|--------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進 | 1 生活と仕事を両立できる環境づくり         | (1)柔軟な働き方の普及・定着促進                           | ア 柔軟な働き方の普及および定着に向けた支援<br>イ 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり            | ア 柔軟な働き方や両立支援制度の整備促進                               |
|                                |                            | (2)雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進                     | ア ポジティブ・アクションの推進<br>イ 雇用機会均等に関する普及啓発<br>ウ 女性活躍推進に向けた事業者の取組促進 | ア ポジティブ・アクションの推進<br>イ 雇用機会均等に関する普及啓発               |
|                                |                            | (3)女性の就業継続やキャリア形成                           | ア 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進<br>イ キャリア形成・能力開発支援           | ア 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進<br>イ キャリア形成・能力開発支援 |
|                                | 2 妊娠・出産・子育てに対する支援          |                                             | ア 保育サービスの充実<br>イ 地域での子育て支援<br>ウ 子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの促進        | ア 地域での子育て支援<br>イ 子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの促進             |
|                                | 3 介護に対する支援                 |                                             | ア 介護への支援<br>イ 介護と仕事の両立が可能な環境づくりの促進                           | ア 介護への支援<br>イ 介護と仕事の両立が可能な環境づくりの促進                 |
|                                | 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止     |                                             | ア 相談・普及啓発<br>イ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策                    | ア 相談・普及啓発                                          |
|                                | 5 起業等を目指す女性に対する支援          |                                             | ア 起業家・自営業者への支援                                               | ア 起業家・自営業者への支援                                     |
|                                | 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援 |                                             | ア 育児や介護を理由とする離職者に対する再就職支援                                    | ア 育児や介護を理由とする離職者に対する再就職支援                          |
| 7 生涯を通じた男女の健康支援                |                            | ア 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援<br>イ 各年代に応じた健康支援及び性教育 | ア 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援<br>イ 各年代に応じた健康支援及び性教育                  |                                                    |
| 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ          | 1 生活と仕事における意識改革            | (1)「働く」の意識改革                                | ア 働く場の意識改革<br>イ キャリア形成意識の醸成                                  | ア 働く場の意識改革とキャリア形成意識の醸成                             |
|                                |                            | (2)男性の家事・育児参画に向けた意識改革                       | ア 男性の主体的な家事・育児参画に向けた意識改革<br>イ 男性を後押しする社会全体の気運醸成              | ア 男性の主体的な家事・育児参画に向けた意識改革<br>イ 男性を後押しする社会全体の気運醸成    |
|                                |                            | (3)男女平等参画に向けた意識改革                           | ア 情報の発信と普及啓発                                                 | ア 情報の発信と普及啓発                                       |
|                                |                            | (4)社会制度・慣行の見直し                              | ア 都庁内における対応                                                  | ア 制度・慣行の見直し                                        |
|                                | 2 教育・学習の充実                 | (1)学校での男女平等                                 | ア 学校での男女平等                                                   | ア 年代に応じた男女平等への理解促進                                 |
|                                |                            | (2)若者のキャリア教育の推進                             | ア 若者のキャリア教育の推進                                               | ア 若者のキャリア教育の推進                                     |
|                                |                            | (3)多様な学習・研修機会等の提供                           | ア 多様な学習機会の提供                                                 | ア 多様な学習機会の提供                                       |
|                                | 3 あらゆる分野における女性の参画拡大        | (1)政治・行政等分野                                 | ア 政治・行政・教育分野における男女平等参画の促進                                    | ア 政治・行政等分野における男女平等参画の促進                            |
|                                |                            | (2)防災・復興分野                                  | ア 防災における男女平等参画の促進                                            | ア 防災における男女平等参画の促進                                  |
|                                |                            | (3)地域活動                                     | ア 地域における男女平等参画の促進                                            | ア 地域における男女平等参画の促進                                  |
| 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援             | 1 ひとり親家庭への支援               |                                             | ア ひとり親家庭の相談や就業支援等<br>イ 保育サービス等の整備                            | ア ひとり親家庭の相談や就業支援等                                  |
|                                | 2 高齢者への支援                  |                                             | ア 地域における高齢者への支援<br>イ 行動しやすいまちづくり                             | ア 地域における高齢者への支援                                    |
|                                | 3 若年層への支援                  |                                             | ア 若年層への支援                                                    | ア 若年層への支援                                          |
|                                | 4 障害者への支援                  |                                             | ア 障害者への支援<br>イ 行動しやすいまちづくり                                   | ア 障害者への支援                                          |
|                                | 5 性的少数者への支援                |                                             | ア 性的少数者への支援                                                  | ア 性的少数者への支援                                        |
| 推進体制                           |                            |                                             | ア 都における体制<br>イ 相談(都民からの申出)<br>ウ 区市町村や事業者等との連携                | ア 都民・事業者における体制                                     |

(別冊)Ⅱ 東京都配偶者暴力対策基本計画(令和4年度～令和8年度)

|                     |                          |                                                     |                                                                                                                                                        |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     |                          |                                                     | 具体的施策                                                                                                                                                  |
| 配偶者暴力対策             | 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | (1)暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進                          | ア 都における普及啓発の実施<br>イ 区市町村における普及啓発の支援<br>ウ 学校での人権教育の推進<br>エ 若年層向け啓発事業の推進                                                                                 |
|                     |                          | (2)早期発見体制の充実・                                       | ア 医療機関における適切な対応<br>イ 保健所や保健センターにおける適切な支援<br>ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等<br>エ 民生委員・児童委員への研修の実施<br>オ 警察における通報への対応                                           |
|                     | 2 多様な相談体制の整備             | (1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実                             | ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実<br>イ インターネットによる情報の提供<br>ウ 被害者支援基本プログラムの活用<br>エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充                                                      |
|                     |                          | (2)身近な地域での相談窓口の充実                                   | ア 警察における対応 イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援                                                                                                            |
|                     |                          | (3)多様な人々の状況に応じた相談機能の充実                              | ア 外国人被害者への対応<br>イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応<br>ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化<br>エ 男性被害者への対応<br>オ 多様化する相談等への対応                                                          |
|                     | 3 安全な保護のための体制の整備         | (1)保護体制の整備                                          | ア 一時保護体制の拡充<br>イ 同伴児童への対応の充実                                                                                                                           |
|                     |                          | (2)安全の確保と加害者対応                                      | ア 警察における対応<br>イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化<br>ウ 加害者対応                                                                                                          |
|                     | 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備  | (1)総合的な自立支援の展開                                      | ア 総合的な被害者支援のための質の充実<br>イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充<br>ウ 福祉事務所等との連携強化<br>エ ひとり親家庭の支援の充実                                                                   |
|                     |                          | (2)安全で安心できる生活支援                                     | ア 住民票の取扱い等適切な運用<br>イ 医療保険に関する適切な情報提供<br>ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供<br>エ 就学の支援<br>オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等<br>カ 自助グループへの参加支援<br>キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援 |
|                     |                          |                                                     | ア 職業訓練の実施<br>イ 東京しごとセンター等における就労支援<br>ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援                                                                                              |
|                     |                          | (4)住宅確保のための支援の充実                                    | ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保<br>イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保<br>ウ 一時保護施設等退所後の支援                                                                                      |
|                     |                          | (5)子供のケア体制の充実                                       | ア 子供のケア体制の徹底<br>イ 子供家庭支援センター機能の充実<br>ウ 子供や保護者の心のケアの充実                                                                                                  |
|                     |                          | 5 関係機関・団体等の連携の推進                                    | (1)広域連携と地域連携ネットワークの強化                                                                                                                                  |
|                     | (2)民間団体との連携・協力の促進        |                                                     | ア 民間団体との連携の促進<br>イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成                                                                                                                   |
|                     | 6 人材育成の推進                |                                                     | ア 職務関係有研修の充実 イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成                                                                                                                       |
|                     | 7 二次被害防止と適切な苦情対応         |                                                     | ア 二次被害防止のための研修の充実<br>イ 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化                                                                                                        |
|                     | 8 調査研究の推進                |                                                     | ア 配偶者暴力被害に関する調査研究<br>イ 加害者対策のあり方検討                                                                                                                     |
|                     | 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策     | 1 性暴力被害者に対する支援                                      | ア 被害者等への支援<br>イ 普及・啓発                                                                                                                                  |
|                     |                          | 2 ストーカー被害者に対する支援                                    | ア 被害者等への支援<br>イ 普及・啓発                                                                                                                                  |
| 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止 |                          | ア 相談・普及啓発<br>イ 労働相談<br>ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策 |                                                                                                                                                        |
| 4 性・暴力表現等への対応       |                          | ア メディアへの対応<br>イ 被害者への支援等<br>ウ 普及・啓発                 |                                                                                                                                                        |
| 推進体制(再掲)            |                          |                                                     |                                                                                                                                                        |

## ◆ライフステージ別体系のまとめのイメージ―男女共同参画社会の実現に向け多様なライフデザインに対応した体系の検討―

●多様なライフコース

## 世田谷区第三次男女共同参画プラン

| ライフ<br>ステージ |  <b>基本目標Ⅰ</b><br>男女共同参画の総合的な推進による<br>多様なライフデザインの実現 |  <b>基本目標Ⅱ</b><br>あらゆる人の尊厳が守られる<br>安全・安心な社会の実現 |  <b>基本目標Ⅲ</b><br>お互いの多様性や違いを理解し<br>尊重し合える社会の構築 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子ども         |                                                                                                                                     |                                                                                                                                 |                                                                                                                                   |
| 思春期         |                                                                                                                                     |                                                                                                                                 |                                                                                                                                   |
| 青年期         |                                                                                                                                     |                                                                                                                                 |                                                                                                                                   |
| 壮年期         |                                                                                                                                     |                                                                                                                                 |                                                                                                                                   |
| 高齢期         |                                                                                                                                     |                                                                                                                                 |                                                                                                                                   |

●多様なライフステージ

# 「(仮称)第三次男女共同参画プラン」へ 取り入れるべき視点

## 1 男女共同参画に関する国や東京都の動向

### (1)国の動向

【別紙1】法令・計画・指針等の関係資料

### (2)東京都の動向

【別紙1】法令・計画・指針等の関係資料

## 2 世田谷区を取り巻く状況

【別紙2】世田谷区の現状

## 3 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会、同部会からの意見

【別紙3】基本目標ごとの課題整理

## 4 各種調査から見える課題等

【別紙3】基本目標ごとの課題整理

# 1 男女共同参画に関する動向（法令・計画・指針等の関係資料）

## （1）男女共同参画に関する動き（世界・国・東京都）

### ●世界の動向

#### ■国連SDGs目標5「ジェンダー平等の実現」

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である SDGs では、ゴール 5 として「ジェンダー平等の実現とすべての女性と女児のエンパワーメントを図る」を掲げており、さらにすべての目標達成に必要な不可欠な要素であることが明示されました。世界共通として、性別にかかわらず個人が能力を発揮し活躍できる社会の実現が求められています。

#### ■世界水準と我が国の格差（ジェンダー・ギャップ指数）

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、スイスの世界経済フォーラムが独自に算定する 4 分野（経済、教育、健康及び政治）の指標で構成する男女格差を図る指数です。令和 7（2025）年、日本は総合 118 位（146 か国中）で、前年（118 位/146 位中）と同順位でした。先進国の中では非常に低く、特に政治分野の順位は前年度よりも後退しています。

|                 |       |         |       |
|-----------------|-------|---------|-------|
| 日本のジェンダー・ギャップ指数 |       |         |       |
|                 |       | 146 か国中 | 118 位 |
| 経済              | 112 位 | 教育      | 66 位  |
| 健康              | 50 位  | 政治      | 125 位 |

#### ■国際女性会議WAW！の開催

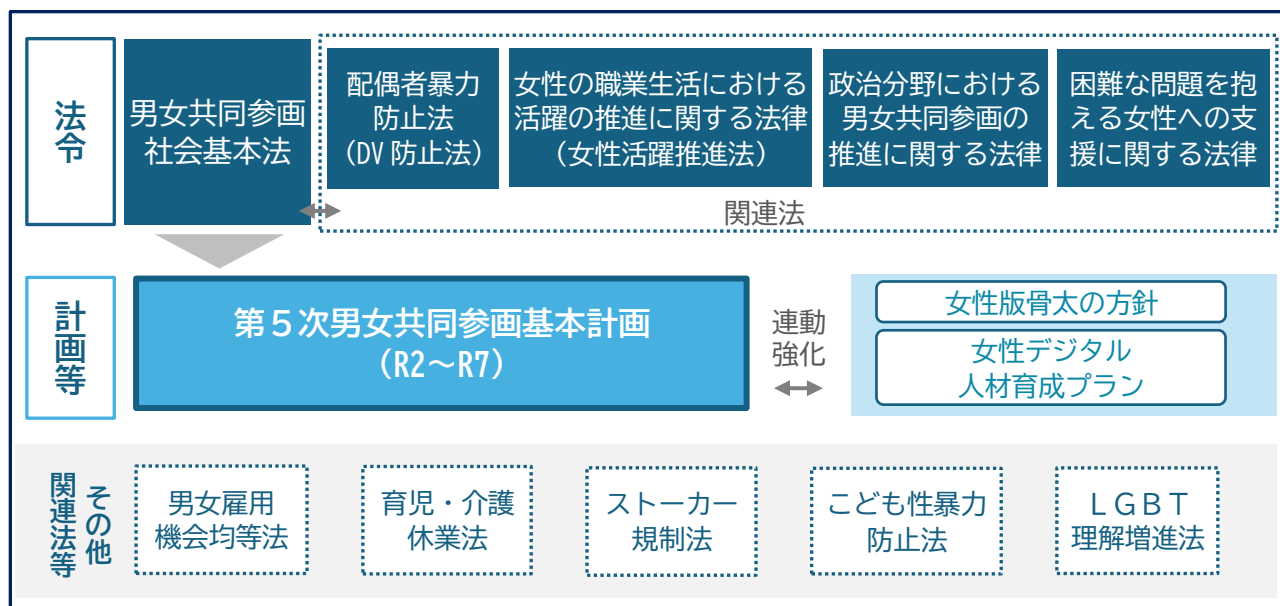
世界の様々な地域、国際機関から女性の分野で活躍するトップ・リーダーが参加する国際女性会議WAW！2022 が令和 4（2022）年 12 月 3 日に開催されました。本会合では、あらゆる政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点から、10 の分科会と地方及び若者をテーマとした 2 つの特別セッションにおいて幅広い議論が行われました。

#### ■北京+30 に向けた世界の動き

第 4 回世界女性会議において宣言・採択され、男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となっている「北京宣言・行動綱領」採択から 30 年を迎えるにあたり、令和 6（2024）年 11 月に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）が開催され、アジア太平洋地域の取組のレビューが行われたほか、令和 7（2025）年 3 月の第 69 回国連女性の地位委員会（C S W）で世界的レビューが行われました。

## ●国の動向

### ○国の法令・計画等の状況



### ■男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会基本法」は男女が社会の対等な構成員として、互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すために平成 11（1999）年 6 月に公布・施行されました。基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の 5 つが掲げられています。

また、国において男女共同参画社会基本計画を策定することを規定しています。

さらに、令和 7（2025）年 6 月に成立した「独立行政法人男女共同参画機構法」に合わせて、「男女共同参画センター」の運用等について新たに附帯決議が付されました。

### ■第5次男女共同参画基本計画の策定（計画期間 令和 2 年～ 7 年）

国では「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和 2（2020）年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。第 5 次計画は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する視点の追加、誰でも分かりやすい計画づくり、策定プロセスの強化（若者の意見聴取）が計画の特徴となっており、SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組等も追加されました。



## （参考）第6次男女共同参画基本計画 ※策定中

令和7（2025）年12月の閣議決定を目指し、現在、第6次計画の策定が進められています。骨子では、多様な幸せ（well-being）の視点を重視し、社会情勢を踏まえた多様な政策分野への拡充やテクノロジーへの対応、制度・体制の強化、EBPMによるフォロー体制の強化などにより、実効性や未来志向を高める計画を示しています。

基本的な視点及び取り組むべき事項として、「働きやすい環境と女性の経済的自立の促進」「意思決定への女性参画の加速」「地域に根ざした男女共同参画の推進」「テクノロジーとジェンダーの両立的推進」「あらゆる暴力への対策強化」「困難を抱える女性への支援」「防災・復興への男女共同参画の徹底」「制度・慣行の見直しと中立性の確保」が示されています。（令和7（2025）年7月時点）

## ■男女共同参画に関する各種法制度の整備

近年、男女共同参画に関わる各種法制度が整備されています。

### （1）政治分野における男女共同参画推進法の改正

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3（2021）年6月に公布・施行されました。「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと」等を基本原則とし、政党は目標設定に努めるとされています。また、国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラへの対応を始めとする環境整備等の施策を強化することが明記されています。

### （2）LGBT理解増進法

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が令和5（2023）年6月23日に公布・施行されました。誰もが性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現を目的としています。また、国、地方公共団体及び事業主等は知識の普及や相談体制の整備について努めることとしています。

### （3）困難女性支援法

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6（2024）年4月1日から施行されました。性的な被害や家庭・地域社会との関係性や状況、その他の事情により困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための法律で、従来の売春防止法から婦人保護事業を抜き出し刷新したものです。また、国の基本方針を踏まえ、都道府県には施策の実施計画の作成が義務づけられ、市町村には努力義務が定められています。

#### （４）改正配偶者暴力防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が令和６（２０２４）年４月１日から施行されました。改正の主な内容は、被害者へのつきまとい等を禁止する命令を発令する制度である保護命令制度の拡充として、精神的な暴力への対象拡大や、子どもへの接近禁止期間の伸長などが定められたほか、違反への刑罰化が加わりました。また、国の基本方針や都道府県の計画に「関係機関の連携協力」「被害者の自立支援のための施策」について明記することや協議会の法定化も規定されました。

#### ■2025 年大阪・関西万博における「女性活躍推進」

SDGs 達成を目指す上で、女性活躍や多様性の実現を重要なテーマと捉え、令和７（２０２５）年大阪・関西万博では「ウーマンズ パビリオン in collaboration with Cartier」を設置しています。出展は官民共同参画プロジェクトとし、女性活躍の状況を発信するほか、ジェンダー平等に関する展示を行っています。



出典：ウーマンズパビリオン公式 HP  
([womenspavilion.cartier.com/](https://womenspavilion.cartier.com/))

## ●東京都の動向

### ○東京都の条例・計画等の状況



### ■東京都男女平等参画基本条例

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すために平成12（2000）年3月に制定されました。基本理念として、①性別により差別されることのない人権が尊重される社会、②個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されず、自身の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会、③家庭生活や社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会が掲げられています。また、都において男女共同参画社会の行動計画を策定することを規定しています。

### ■東京都男女平等参画推進総合計画の策定（計画期間 令和4年度～令和8年度）

「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画から構成される総合計画として、「東京都男女平等参画推進総合計画」が令和4（2022）年3月に策定されました。

「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を目指し、あらゆる場での意識改革に重点が置かれ、取組としてマインドチェンジプロジェクトや、都版クォータ制、新型コロナウイルス感染症による課題への対応などが追加されています。

#### （参考）東京都男女平等参画推進総合計画の改定 ※策定中

令和8（2026）年2月の答申に向け、現在、計画改定のための議論が「女性も男性も輝くT O K Y O会議」において進められています。「2050 東京戦略」の実現のため2035年に向けて取り組む3つの政策の方向性として、「アンコンシャス・バイアスの払拭」「経済分野、意思決定の場での女性活躍の強化」「誰もが持てる力を存分に発揮できる環境の実現」が挙げられています。（令和7（2025）年7月時点）

## ■東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定

オリンピック憲章にうたわれる「いかなる種類の差別も許されない」人権尊重の理念を都民等に広く浸透させることを目的として、平成 30（2018）年 10 月に条例が制定されました。

本条例では、「多様な性の理解の推進」として、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ると規定されています。

## ■東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

多様な性への理解を深め、性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として、令和 4（2022）年 11 月 1 日より東京都パートナーシップ宣誓制度の運用が始まりました。

## ■第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定（計画期間 令和 5 年度～令和 9 年度）

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を踏まえ、「第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が令和 5（2023）年 3 月に策定されました。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」が正式に位置づけられたほか、相談体制や連携などの面で強化された計画となっています。

## ■困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定（計画期間 令和 6 年度～令和 10 年度）

東京都では、国の「困難女性支援法」及び「基本的な方針」の内容を踏まえ、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画」を令和 6（2024）年 3 月に策定しました。

本計画では、対象者の把握から地域での自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供するとともに、本人の意思や意向を最大限尊重した支援の実施、同伴児童へのサポートの強化、困難な課題を抱える若年女性への支援、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進に取り組むことが明記されています。

\_\_\_\_\_

上位計画等





## ■世田谷区ワーク・ライフ・バランス推進指針

国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和の推進のための行動指針」を踏まえて、世田谷らしいワーク・ライフ・バランスを進めていくための基本的な考え方を示す指針を平成 21（2009）年 10 月に策定しました。

すべての区民が仕事と生活を調和させながら豊かに暮らせる社会の実現を目指すため、多様な働き方の推進や男女共同参画の視点を重視し、家庭・地域・職場が連携して支え合う仕組みづくりを提案しています。企業・行政・地域団体との協働により、子育てや介護との両立支援、柔軟な労働環境の整備を進めることが柱となっています。

## ■世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

性別や年齢、国籍、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、すべての人が尊重される社会の実現を目的に平成 30（2018）年 4 月に制定しました。男女共同参画の推進に加え、多文化共生の視点を重視し、区民・事業者・行政が協力して、差別や偏見のない共生社会づくりを目指しています。

また、本条例に基づき、「世田谷区男女共同参画プラン」と「世田谷区多文化共生プラン」を行動計として位置付けています。

## ■世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

国の「困難女性法」を踏まえ、生活困窮やDV、虐待、社会的孤立など多様な困難を抱える女性に対し、早期発見・包括的支援を行うことを目的に令和 7（2025）年 3 月に策定しました。関係機関との連携を強化し、相談支援や居場所の提供、就労支援などを通じて、女性の尊厳と自立を支える支援体制の構築を図ります。また、今後は第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包し取組を推進します。

## ■世田谷区男女共同参画プラン

「世田谷区男女共同参画プラン」（平成 19（2007）年度～平成 24（2012）年度）「世田谷区男女共同参画プラン調整計画」（平成 25（2013）年度～平成 28（2016）年度）を策定後、男女平等社会の実現を基本理念に、意識啓発や制度整備を進め、雇用・家庭・地域活動における男女の均等な参画を推進するための基盤形成を図りました。

現行の世田谷区第二次男女共同参画プラン（平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）は、第一次の成果を踏まえ、仕事と家庭の両立支援や女性の社会的地位向上、DV 防止、多様な生き方の尊重など具体的課題に重点を置いた施策を展開しています。

現在、新たな社会課題等に対応するため、国や都、区の上位計画等との整合を図りながら、第三次プラン（令和 9（2027）年度～令和 13（2031）年度）の策定に向けた検討を進めています。

### (3) 上位計画からみえる世田谷区の現状

#### ●上位計画（国）からみえる世田谷区の現状について

##### ■社会情勢の現状、予想される環境変化（第6次男女共同参画基本計画から）

国の第6次男女共同参画基本計画（骨子案）では計画策定にあたり社会情勢の現状、予想される環境変化をとりまとめており、参考となるキーワードを抜粋して示します。

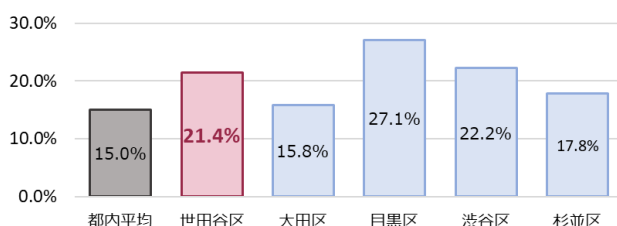
- ・男女共同参画社会は多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会の実現や社会の持続的発展に寄与。
- ・人口減少が進むなか、人生100年時代、生涯現役時代が到来している。
- ・世帯構成が変化し未婚・単独世帯が増加している（令和2年には単独世帯が全世帯の1/3超）
- ・ワーキングケアラの増加が課題となっている（育児と介護ダブルケアも増加傾向）
- ・女性活躍推進法改正等、男女間賃金格差の是正への取組が進んでいる（企業に公表が義務付け）
- ・固定的な性別役割分担意識は依然として残る。アンコンシャス・バイアスの解消が必要。
- ・ライフステージに応じた多様な働き方ができる環境づくりが重要。
- ・テクノロジーの進展・進化への対応が求められている。
  - －AIリテラシー、リスクリング、ジェンダードイノベーション
- ・ポジティブ・アクションも含めた意思決定過程への女性の登用に取組んでいく必要がある。

##### ■男女共同参画に関する指標（内閣府男女共同参画局基本データから）

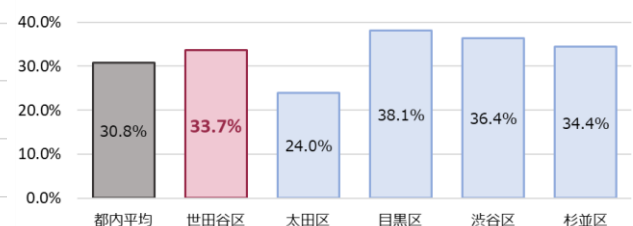
国が公開している「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況（令和6（2024）年度）」、「市区町村女性参画状況見える化マップ（令和6（2024）年度）」を見ると都内平均を上回るものの、更なる取組が期待される状況となっています。

| 男女共同参画に関する指標                    |            | 指標値（世田谷区・周辺区）                            |
|---------------------------------|------------|------------------------------------------|
| 管理職に占める女性の割合<br>（一般行政職・課長相当職）   | 世田谷区 21.4% | 大田区 15.8%、目黒区 27.1%、渋谷区 22.2%、杉並区 17.8%  |
| 係長クラスに占める女性の割合<br>（一般行政職・課長相当職） | 世田谷区 29.5% | 大田区 32.4%、目黒区 34.7%、渋谷区 33.8%、杉並区 45.6%  |
| 審議会における女性委員の割合                  | 世田谷区 33.7% | 大田区 24.0%、目黒区 38.1%、渋谷区 36.4%、杉並区 34.4%  |
| 男性公務員育休                         | 世田谷区 80.0% | 大田区 66.7%、目黒区 75.0%、渋谷区 78.9%、杉並区 102.0% |
| 議会における女性議員の割合                   | 世田谷区 40.0% | 大田区 28.0%、目黒区 38.9%、渋谷区 44.1%、杉並区 50.0%  |

##### ▼女性管理職の在職状況（一般行政職 課長相当職）



##### ▼審議会等における女性比率



出典：令和6年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況  
市区町村女性参画状況見える化マップ（令和6（2024）年度）



## 世田谷区の現状

|          |                                      |           |
|----------|--------------------------------------|-----------|
| <b>1</b> | <b>人口・世帯</b>                         | <b>1</b>  |
| 1-1      | 年齢別人口構成図（世田谷区）                       | 1         |
| 1-2      | 年齢3区分別人口の推移（世田谷区）                    | 1         |
| 1-3      | 年齢3区分別人口の推計（世田谷区）                    | 2         |
| 1-4      | 高齢者数の推移_男女別・前期・後期別（世田谷区）             | 2         |
| 1-5      | 世帯数および世帯人員の推移（世田谷区）                  | 3         |
| 1-6      | 世帯構成の推移（世田谷区・東京都）                    | 3         |
| 1-7      | 一般世帯に占める単独世帯の割合と増減（23区）              | 4         |
| 1-8      | 将来推計人口（世田谷区）                         | 5         |
| 1-9      | 外国人人口（世田谷区）                          | 6         |
| <b>2</b> | <b>少子・高齢化</b>                        | <b>7</b>  |
| 2-1      | 合計特殊出生率の推移（世田谷区・東京都・全国）              | 7         |
| 2-2      | 高齢化率の推移（世田谷区・東京都・全国）                 | 7         |
| <b>3</b> | <b>女性と労働</b>                         | <b>8</b>  |
| 3-1      | 女性の労働力率（世田谷区・東京都・全国）                 | 8         |
| 3-2      | 女性の労働力率の推移（世田谷区）                     | 8         |
| 3-3      | 夫婦の就業・非就業別夫婦のいる一般世帯（世田谷区・特別区・東京都）    | 9         |
| <b>4</b> | <b>産業</b>                            | <b>10</b> |
| 4-1      | 昼夜間人口（世田谷区）                          | 10        |
| 4-2      | 就業者の就業上の地位別割合：総数（世田谷区・東京区部・東京都）      | 10        |
| 4-3      | 就業者総数に占める就業上の地位別割合：女性（世田谷区・東京区部・東京都） | 10        |
| 4-4      | 就業者総数に占める就業上の地位別割合：男性（世田谷区・東京区部・東京都） | 11        |
| <b>5</b> | <b>子育て</b>                           | <b>12</b> |
| 5-1      | 待機児童数（世田谷区・東京都）                      | 12        |
| 5-2      | ひとり親世帯の推移（世田谷区）                      | 13        |
| <b>6</b> | <b>高齢者</b>                           | <b>14</b> |
| 6-1      | 高齢者の所得 65歳以上の者のいる世帯（全国）              | 14        |
| 6-2      | 高齢者虐待相談事例数（世田谷区）                     | 14        |
| <b>7</b> | <b>生活保護</b>                          | <b>15</b> |
| 7-1      | 生活保護世帯数－支給世帯数（世田谷区）                  | 15        |
| 7-2      | 被保護世帯_高齢者世帯－支給延世帯数（世田谷区）             | 15        |
| 7-3      | 被保護世帯_母子世帯－支給延世帯数（世田谷区）              | 16        |
| <b>8</b> | <b>女性の参画</b>                         | <b>17</b> |
| 8-1      | 審議会・委員会等の女性の参画状況（世田谷区・東京都）           | 17        |
| 8-2      | ええるぼし認定企業 各年認定企業数（世田谷区）              | 18        |
| 8-3      | くるみん認定企業 認定回数別（世田谷区）                 | 18        |

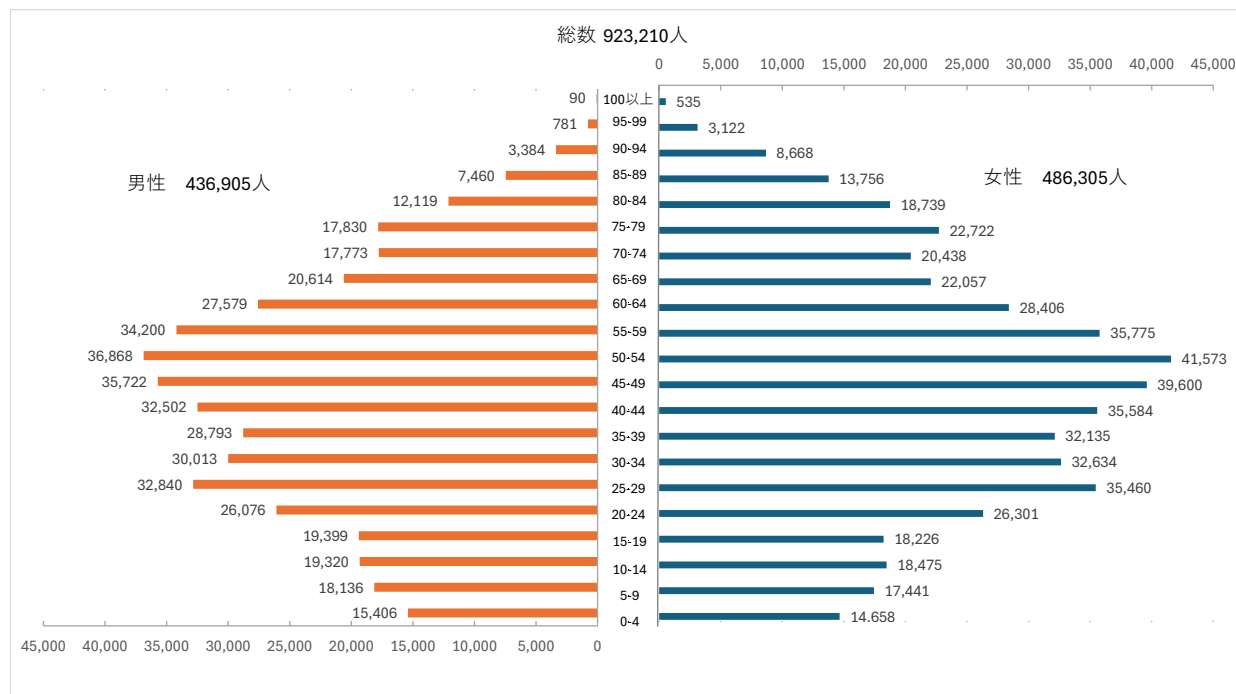
|           |                                       |    |
|-----------|---------------------------------------|----|
| <b>9</b>  | <b>配偶者等からの暴力</b>                      | 19 |
| 9-1       | 配偶者暴力についての相談件数の推移（東京都）                | 19 |
| 9-2       | 子ども家庭支援センターにおける DV 相談件数（世田谷区）         | 19 |
| 9-3       | DV 相談専用ダイヤル件数の推移（世田谷区）                | 20 |
| 9-4       | セクシュアルハラスメントに関する相談件数の推移（東京都）          | 20 |
| 9-5       | マタニティハラスメントに関する相談件数の推移（東京都）           | 21 |
| 9-6       | 警察におけるストーカー行為等の相談件数の推移（東京都）           | 21 |
| <b>10</b> | <b>地域参画</b>                           | 22 |
| 10-1      | 自治会・町会における女性の参画（世田谷区）                 | 22 |
| 10-2      | 地域防災会議における女性の参画（世田谷区）                 | 23 |
| <b>11</b> | <b>性別役割分担意識と男女の地位の平等感</b>             | 24 |
| 11-1      | 性別役割分担意識〈女性、経年比較〉（世田谷区）               | 24 |
| 11-2      | 性別役割分担意識〈男性、経年比較〉（世田谷区）               | 24 |
| 11-3      | 男女の地位の平等感〈性別〉（世田谷区）                   | 25 |
| 11-4      | 男女の地位の平等感〈女性、経年変化〉（世田谷区）              | 25 |
| 11-5      | 男女の地位の平等感〈男性、経年変化〉（世田谷区）              | 26 |
| <b>12</b> | <b>性の多様性</b>                          | 27 |
| 12-1      | 性別での悩みの有無〈女性、経年変化〉（世田谷区）              | 27 |
| 12-2      | 性別での悩みの有無〈男性、経年変化〉（世田谷区）              | 27 |
| 12-3      | 性的マイノリティという言葉の認知〈全体、経年変化〉（世田谷区）       | 28 |
| 12-4      | 性的マイノリティという言葉の認知〈女性、経年変化〉（世田谷区）       | 28 |
| 12-5      | 性的マイノリティという言葉の認知〈男性、経年変化〉（世田谷区）       | 28 |
| 12-6      | 性のあり方に関する意見〈全体、経年変化〉（世田谷区）            | 29 |
| 12-7      | 性のあり方に関する意見〈女性、経年変化〉（世田谷区）            | 29 |
| 12-8      | 性のあり方に関する意見〈男性、経年変化〉（世田谷区）            | 30 |
| 12-9      | 性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと（世田谷区） | 30 |
| 12-10     | 「パートナーシップ・ファミリーシップ」の宣誓の認知（世田谷区）       | 31 |

## 1

## 人口・世帯

## 1-1 年齢別人口構成図（世田谷区）

男性は436,905人、女性は486,305人。男女ともに50-54歳が最も多く、次いで45-49歳が多い。

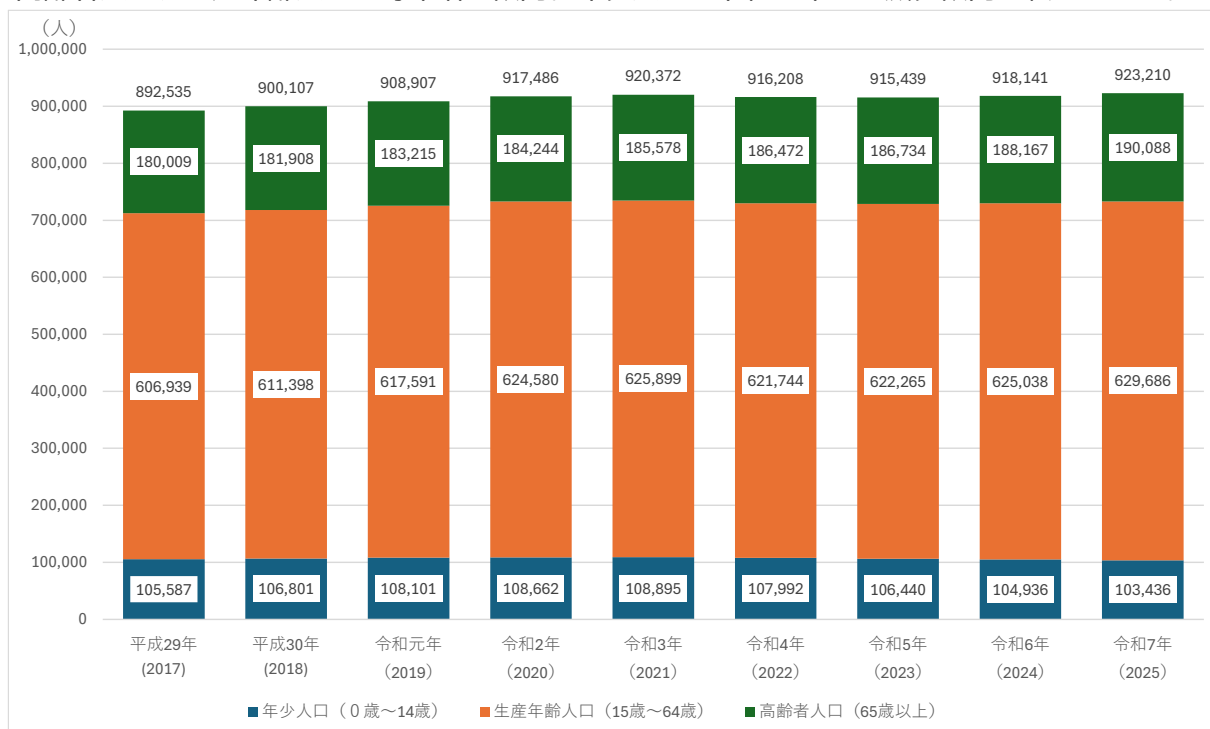


令和7年1月1日現在

資料：住民基本台帳

## 1-2 年齢3区分別人口の推移（世田谷区）

高齢者人口、生産年齢人口は毎年増加傾向。年少人口は令和4年から減少傾向に転じている。



各年1月1日現在

資料：住民基本台帳

### 1-3 年齢3区分別人口の推計（世田谷区）

推計をみると、令和18年（2036年）までは人口が増加するが、令和23年（2041年）より減少に転じる。また、高齢者人口は増加傾向。生産年齢人口は令和18年（2036年）より減少に転じる。



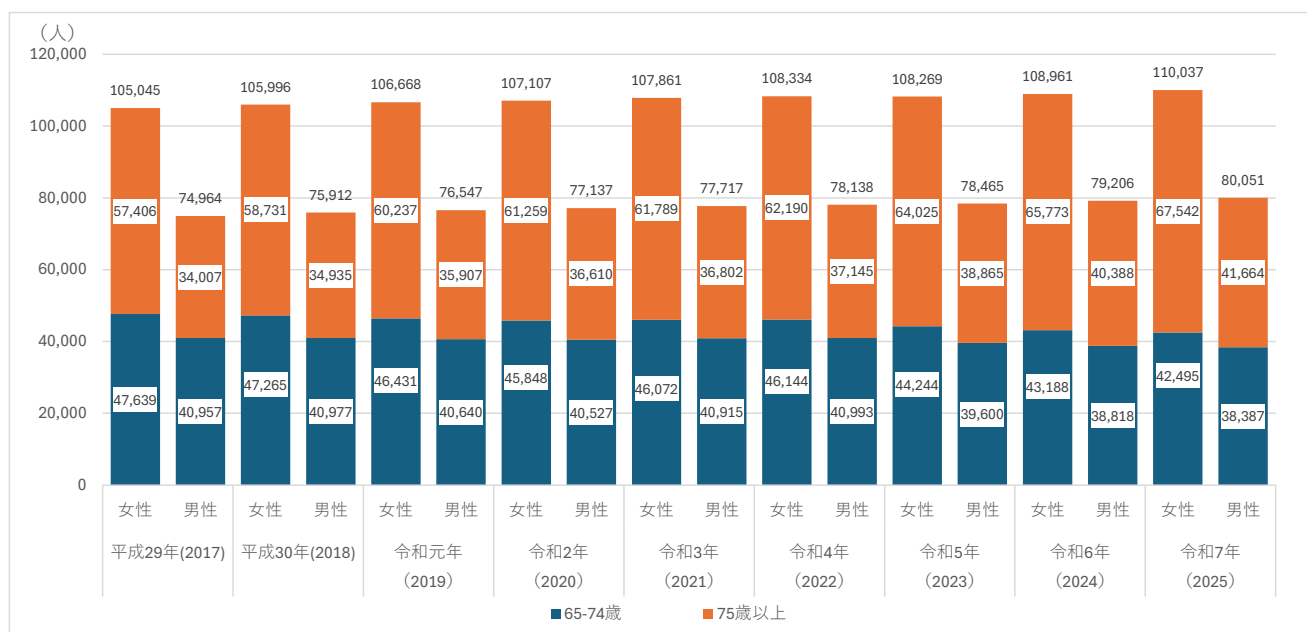
\*外国人を除く数値

資料：世田谷区将来人口推計（令和5年7月）

### 1-4 高齢者数の推移\_男女別・前期・後期別（世田谷区）

女性の高齢者人口に占める「後期高齢者」の割合は5割以上で、令和7年では6割以上。

男性の高齢者人口に占める「後期高齢者」の割合は、令和6年から5割以上。



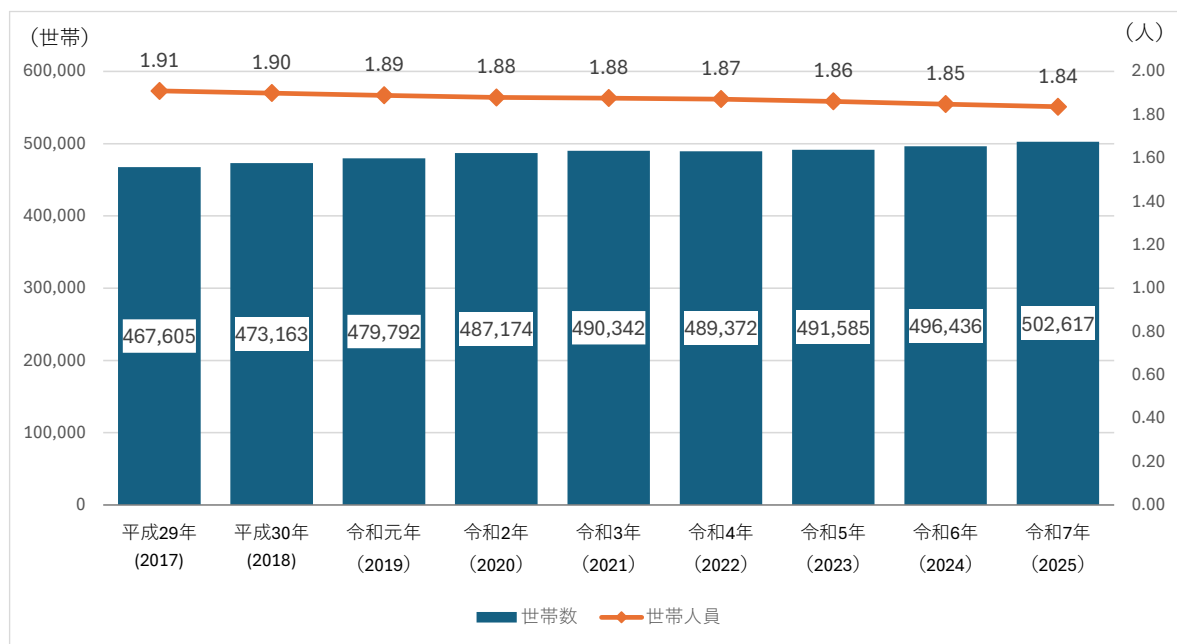
※前期高齢者は65～74歳、後期高齢者は75歳以上

各年1月1日現在

資料：住民基本台帳

## 1-5 世帯数および世帯人員の推移（世田谷区）

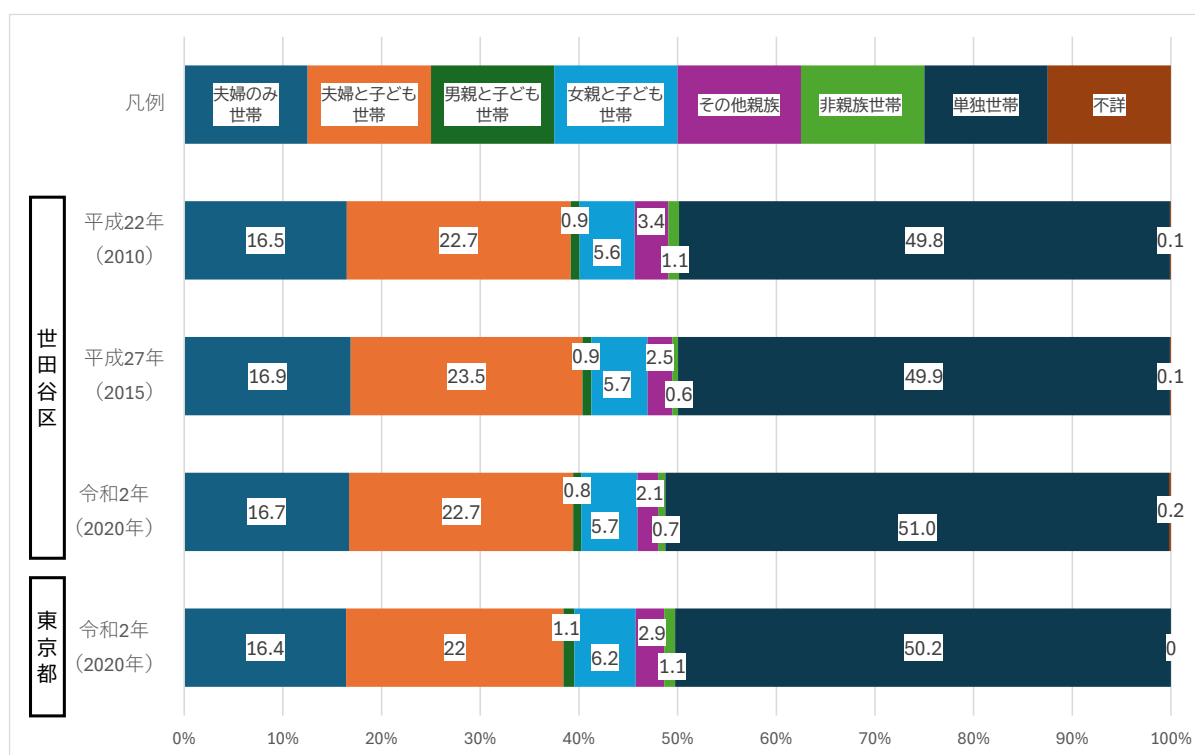
世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向の状況が継続している。



各年1月1日現在  
資料：住民基本台帳

## 1-6 世帯構成の推移（世田谷区・東京都）

世帯構成は令和2年に単独世帯が5割を超えている。東京都より0.8ポイント高い。



資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

## 1-7 一般世帯に占める単独世帯の割合と増減（23 区）

令和2年の一般世帯に占める単独世帯の割合をみると全国が 38%、東京都 50.2%と大きな開きが見られる。世田谷区は東京都より高い 51.0%。23 区で最も単独世帯の割合が高いのは新宿区の 67.8%。

（世帯、%）

| 区名   | 平成27年      |            |       | 令和2年       |            |       | 増減<br>（ポイント） |
|------|------------|------------|-------|------------|------------|-------|--------------|
|      | 一般世帯総数     | 単独世帯       | 割合    | 一般世帯総数     | 単独世帯       | 割合    |              |
| 全国   | 53,331,797 | 18,417,922 | 34.5% | 55,704,949 | 21,151,042 | 38.0% | 3.5          |
| 東京都  | 6,690,934  | 3,164,675  | 47.3% | 7,216,650  | 3,625,810  | 50.2% | 2.9          |
| 特別区部 | 4,793,594  | 2,424,966  | 50.6% | 5,208,438  | 2,786,593  | 53.5% | 2.9          |
| 千代田区 | 33,201     | 19,408     | 58.5% | 36,963     | 21,076     | 57.0% | △ 1.5        |
| 中央区  | 79,256     | 43,377     | 54.7% | 92,487     | 48,646     | 52.6% | △ 2.1        |
| 港区   | 130,487    | 66,932     | 51.3% | 146,084    | 83,099     | 56.9% | 5.6          |
| 新宿区  | 204,547    | 132,644    | 64.8% | 222,461    | 150,831    | 67.8% | 3.0          |
| 文京区  | 120,753    | 69,076     | 57.2% | 133,564    | 77,316     | 57.9% | 0.7          |
| 台東区  | 109,302    | 61,540     | 56.3% | 121,557    | 71,778     | 59.0% | 2.7          |
| 墨田区  | 130,678    | 62,886     | 48.1% | 145,609    | 75,960     | 52.2% | 4.1          |
| 江東区  | 243,575    | 106,682    | 43.8% | 264,111    | 123,488    | 46.8% | 3.0          |
| 品川区  | 212,286    | 116,560    | 54.9% | 237,447    | 136,020    | 57.3% | 2.4          |
| 目黒区  | 146,076    | 74,518     | 51.0% | 155,610    | 82,777     | 53.2% | 2.2          |
| 大田区  | 370,734    | 189,143    | 51.0% | 399,628    | 214,237    | 53.6% | 2.6          |
| 世田谷区 | 463,351    | 231,289    | 49.9% | 491,717    | 250,635    | 51.0% | 1.1          |
| 渋谷区  | 135,520    | 84,941     | 62.7% | 149,856    | 96,707     | 64.5% | 1.8          |
| 中野区  | 196,056    | 121,396    | 61.9% | 207,944    | 129,649    | 62.3% | 0.4          |
| 杉並区  | 311,814    | 175,475    | 56.3% | 336,103    | 196,919    | 58.6% | 2.3          |
| 豊島区  | 176,061    | 111,692    | 63.4% | 183,687    | 117,608    | 64.0% | 0.6          |
| 北区   | 178,177    | 90,061     | 50.5% | 189,579    | 99,015     | 52.2% | 1.7          |
| 荒川区  | 102,411    | 45,529     | 44.5% | 111,799    | 55,368     | 49.5% | 5.0          |
| 板橋区  | 291,149    | 149,236    | 51.3% | 314,133    | 170,849    | 54.4% | 3.1          |
| 練馬区  | 337,678    | 139,563    | 41.3% | 374,485    | 178,473    | 47.7% | 6.4          |
| 足立区  | 310,434    | 128,406    | 41.4% | 345,010    | 163,352    | 47.3% | 5.9          |
| 葛飾区  | 201,186    | 79,174     | 39.4% | 215,709    | 93,974     | 43.6% | 4.2          |
| 江戸川区 | 308,862    | 125,438    | 40.6% | 332,895    | 148,816    | 44.7% | 4.1          |

資料：国勢調査（平成 27 年、令和 2 年）

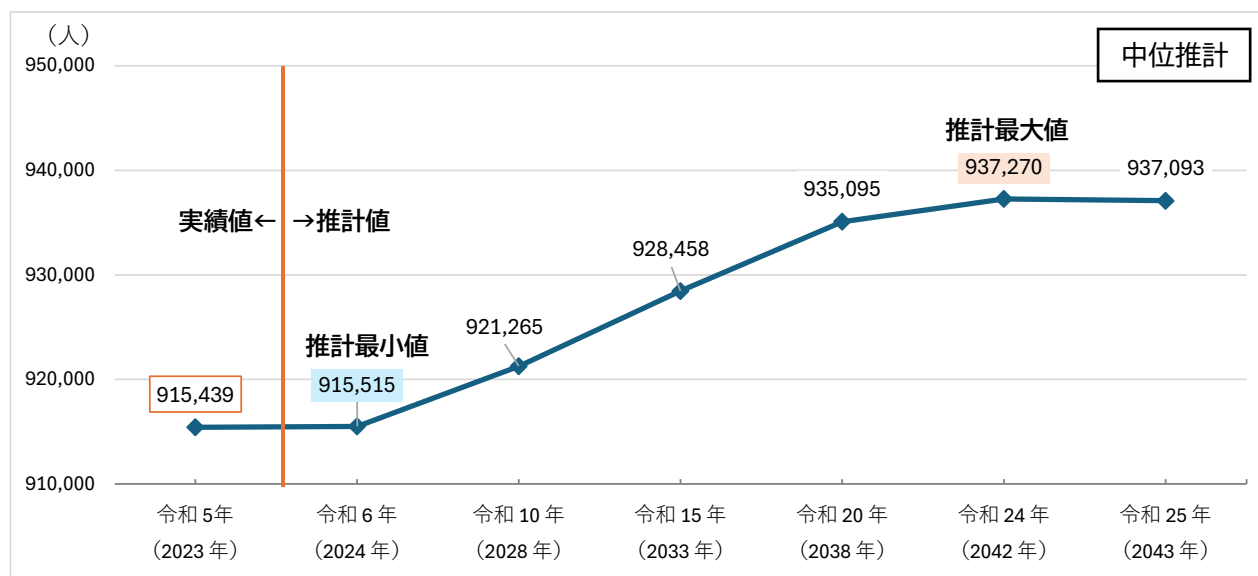


## 1-8 将来推計人口（世田谷区）

将来人口推計の中位推計をみると、長期的な推計人口のピーク（MAX）は令和 24 年（2042 年）の 937,270 人で、その後はゆるやかに減少傾向に転じる予測となっている。

（人）

|     | 令和 5 年<br>(2023 年) | 令和 10 年<br>(2028 年) | 令和 15 年<br>(2033 年) | 令和 20 年<br>(2038 年) | 令和 25 年<br>(2043 年) | 最大値                 | 最小値                 |
|-----|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 総人口 | 915,439            | 921,265             | 928,458             | 935,095             | 937,093             | <2042 年><br>937,270 | <2024 年><br>915,515 |
|     | (実績値)              | (5,826)             | (13,019)            | (19,656)            | (21,654)            | (21,831)            | (76)                |



資料：世田谷区将来人口推計（令和 5 年 7 月）

### 【参考】世田谷区将来人口推計（令和 5 年 7 月）より課題・傾向の抜粋

- ・ コロナ禍を経て人口は回復し、令和 7 年 7 月現在ですでに令和 10 年の推計人口を上回る。  
（⇒関連：1-3 年齢 3 区分別人口の推計も参照）
- ・ 人口規模は 23 区で最大で、今後もこの傾向は続くと考えられる。
- ・ 人口動態では、自然減が継続するが、社会増の堅調な推移が予測される。
- ・ 転入、転出の状況から、30 歳以降の人口の転出超過が課題。15～29 歳で転入（進学・就職など）してくる人口が、結婚・出産や住み替えのタイミングで転出していると考えられる。

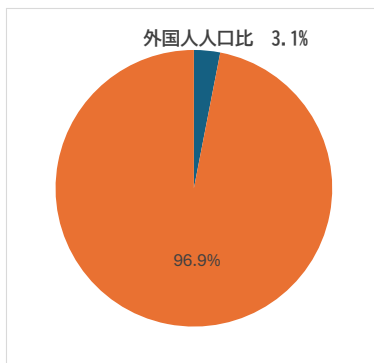
## 1-9 外国人人口（世田谷区）

令和7年1月1日時点の外国人人口は、28,202人で、総人口923,210人に対する割合が3.1%となっている。推移をみると、増加傾向で推移していたところコロナ禍を経て令和4年に一度減少したものの、令和5年以降は再び増加傾向となっている。

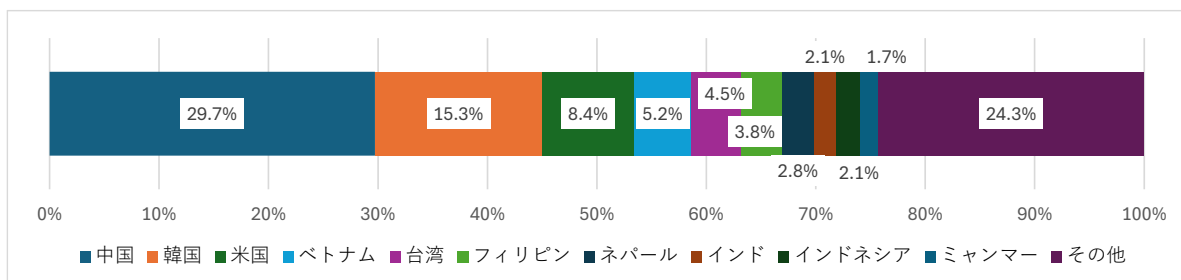
【国籍別外国人人数及び割合（令和7年1月1日時点）】

|       | 中国    | 韓国    | 米国    | ベトナム  | 台湾    | フィリピン | ネパール | インド  | インドネシア | ミャンマー | その他   | 合計     |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|-------|-------|--------|
| 人口（人） | 8,380 | 4,315 | 2,363 | 1,480 | 1,272 | 1,073 | 801  | 595  | 594    | 482   | 6,847 | 28,202 |
| 割合（%） | 29.7% | 15.3% | 8.4%  | 5.2%  | 4.5%  | 3.8%  | 2.8% | 2.1% | 2.1%   | 1.7%  | 24.3% | 100.0% |

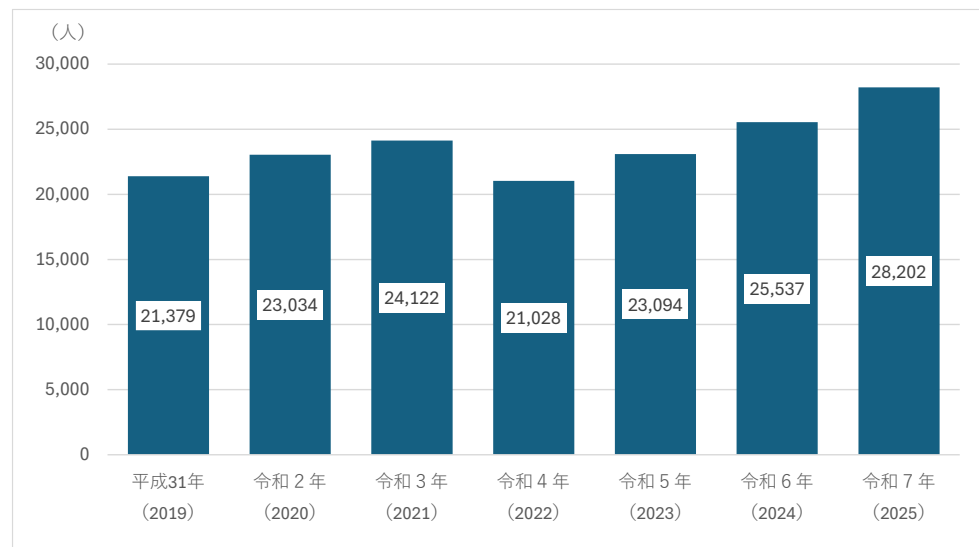
【総人口に占める外国人割合】



【外国人割合の内訳】



【外国人人口の推移】



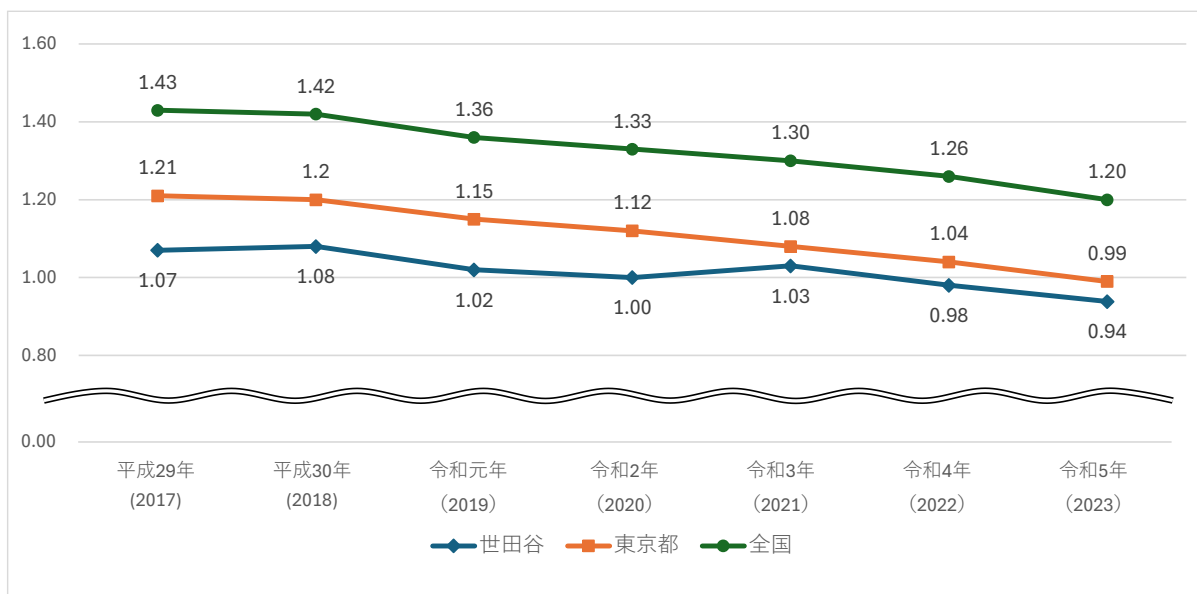
各年1月1日現在

資料：東京都統計 区市町村別国籍・地域別外国人人口

## 2 少子・高齢化

### 2-1 合計特殊出生率の推移（世田谷区・東京都・全国）

全国、東京都より低い数値で推移している。区では令和3年にやや持ち直したものの、令和4年には1を切り0.98、令和5年にはさらに0.94まで下がっている。

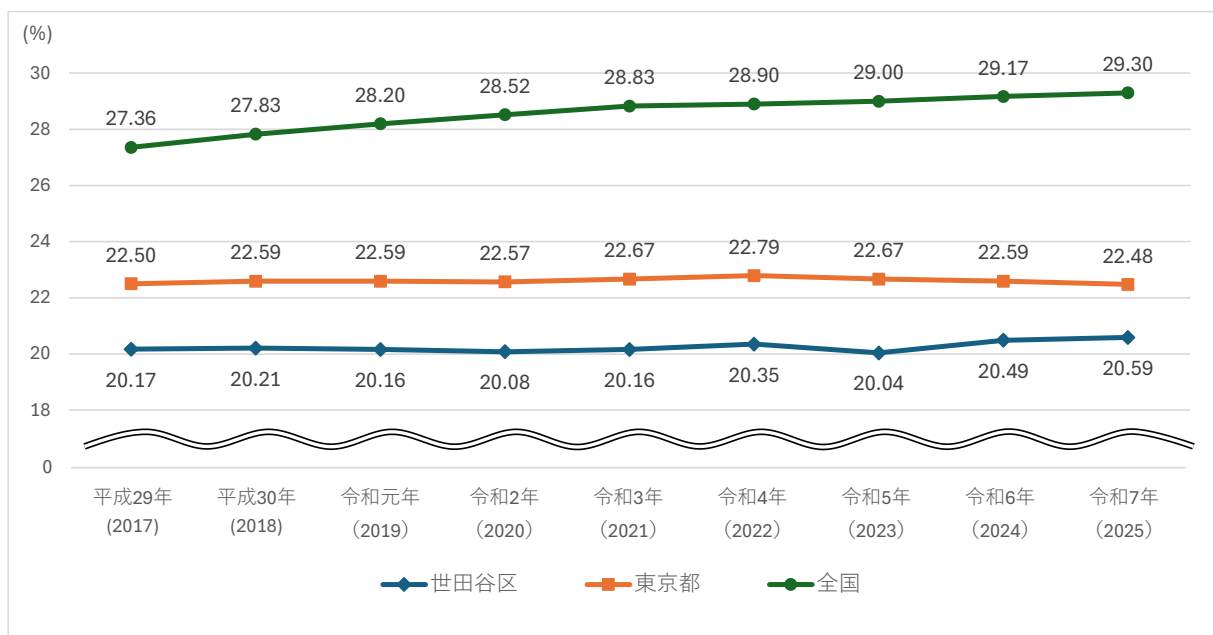


各年1月1日現在

資料：世田谷区/世田谷区オープンデータカタログ、東京都/人口動態統計、国/人口動態統計

### 2-2 高齢化率の推移（世田谷区・東京都・全国）

全国、東京都より低い約20%の割合で推移しており、平成29年から令和7年まで、わずかに0.42ポイント上昇しているものの、ほぼ横ばいの状態を維持している。



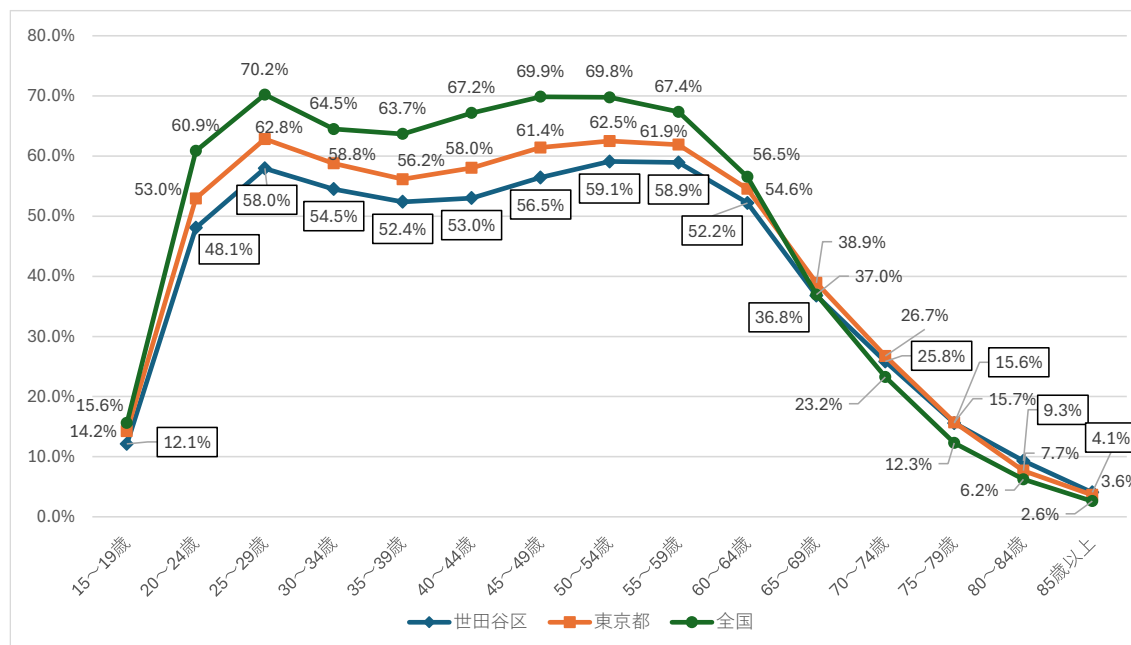
各年1月1日現在

資料：世田谷区/世田谷区オープンデータカタログ、東京都/住民基本台帳、国/人口推計

### 3 女性と労働

#### 3-1 女性の労働力率（世田谷区・東京都・全国）

全国、東京都と比べてM字カーブ※の位置が低い。M字の山は25～29歳(58.0%)と50～54歳(59.1%)で、全国との比較では10ポイント程度の差で低くなっている。

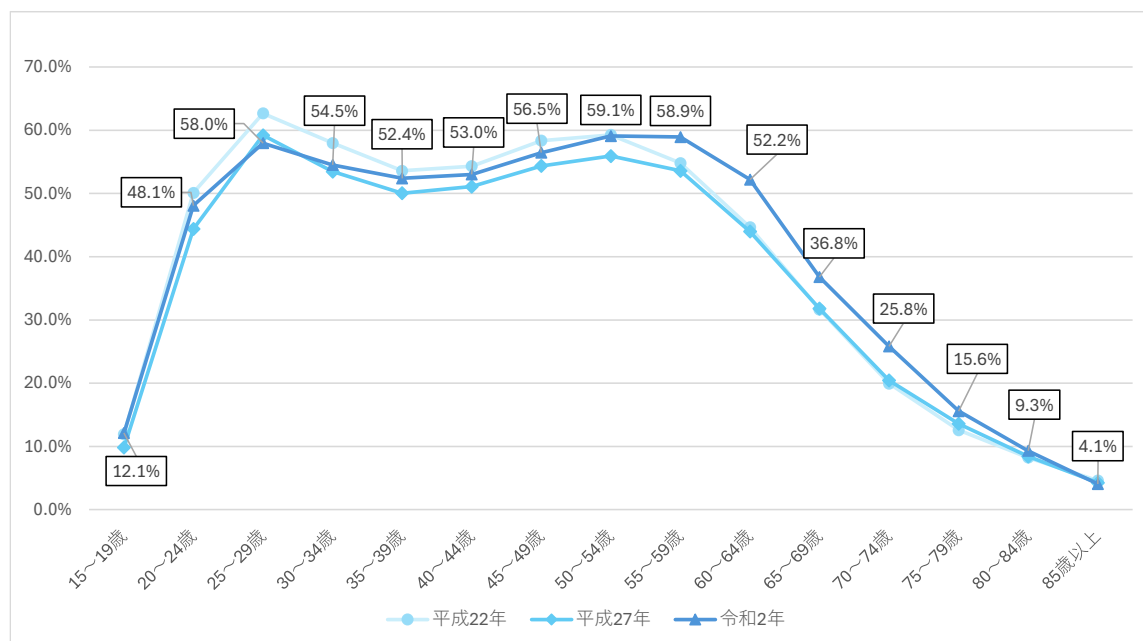


資料：国勢調査（令和2年）

※女性の労働力率が結婚・出産期に大きく低下し、その後再び上昇する形（M字）を示す現象。

#### 3-2 女性の労働力率の推移（世田谷区）

5年ごとの推移をみると、M字は緩やかになっている。また、M字の25～29歳の山では平成27年調査時点が最も高かったのに対し、後ろの山では平成27年と令和2年がほぼ同じ高さで、後ろが高い山となっている。



資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

### 3-3 夫婦の就業・非就業別夫婦のいる一般世帯（世田谷区・特別区・東京都）

一般世帯の夫婦のいる一般家庭において、夫が就労している家庭は 64.3%で、東京都、特別区平均とともにほぼ同程度となっている。

（上段：世帯、下段：％）

|      | 夫婦のいる一般家庭 |           |           |         |         |        |         |
|------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|--------|---------|
|      | 夫が就労者     |           |           | 夫が非就労者  |         |        |         |
|      |           | 妻が就労者     | 妻が非就労者    |         | 妻が就労者   | 妻が非就労者 |         |
| 東京都  | 2,895,715 | 1,868,683 | 1,257,929 | 603,979 | 501,946 | 91,844 | 407,934 |
|      | 100.0     | 64.5      | 43.4      | 20.9    | 17.3    | 3.2    | 14.1    |
| 特別区部 | 1,939,148 | 1,250,186 | 851,027   | 394,272 | 295,202 | 58,045 | 235,662 |
|      | 100       | 64.5      | 43.9      | 20.3    | 15.2    | 3.0    | 12.2    |
| 世田谷区 | 199,255   | 128,085   | 83,494    | 44,226  | 30,042  | 5,235  | 24,701  |
|      | 100       | 64.3      | 41.9      | 22.2    | 15.1    | 2.6    | 12.4    |

※夫が就労者…夫の労働力状態「不詳」含む。

※夫が非就労者…妻の労働力状態「不詳」含む。

資料：国勢調査（令和2年）

## 4 産業

### 4-1 昼夜間人口（世田谷区）

昼間人口は全体で 90.6%。そのうち女性が 92.6%に対し、男性は 88.4%と昼間人口の割合が低い。

（人、％）

|        | 総数      |         |          | 女性      |         |          | 男性      |         |          |
|--------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|
|        | 夜間人口    | 昼間人口    | 昼間/夜間(%) | 夜間人口    | 昼間人口    | 昼間/夜間(%) | 夜間人口    | 昼間人口    | 昼間/夜間(%) |
| 全体     | 943,664 | 854,838 | 90.6     | 498,072 | 461,052 | 92.6     | 445,592 | 393,786 | 88.4     |
| 15歳未満  | 108,940 | 109,054 | 100.1    | 52,990  | 53,433  | 100.8    | 55,950  | 55,621  | 99.4     |
| 15～19歳 | 36,835  | 48,153  | 130.7    | 17,800  | 24,081  | 135.3    | 19,035  | 24,072  | 126.5    |
| 20～24歳 | 57,794  | 66,767  | 115.5    | 29,686  | 32,946  | 111.0    | 28,108  | 33,821  | 120.3    |
| 25～29歳 | 65,018  | 52,879  | 81.3     | 34,407  | 27,388  | 79.6     | 30,611  | 25,491  | 83.3     |
| 30～34歳 | 64,894  | 52,827  | 81.4     | 33,987  | 27,698  | 81.5     | 30,907  | 25,129  | 81.3     |
| 35～39歳 | 70,818  | 57,306  | 80.9     | 37,022  | 30,361  | 82.0     | 33,796  | 26,945  | 79.7     |
| 40～44歳 | 77,414  | 62,189  | 80.3     | 40,586  | 33,483  | 82.5     | 36,828  | 28,706  | 77.9     |
| 45～49歳 | 81,327  | 65,417  | 80.4     | 43,079  | 36,082  | 83.8     | 38,248  | 29,335  | 76.7     |
| 50～54歳 | 74,046  | 58,618  | 79.2     | 38,165  | 32,501  | 85.2     | 35,881  | 26,117  | 72.8     |
| 55～59歳 | 62,738  | 49,951  | 79.6     | 31,640  | 27,640  | 87.4     | 31,098  | 22,311  | 71.7     |
| 60～64歳 | 47,745  | 40,627  | 85.1     | 24,353  | 22,485  | 92.3     | 23,392  | 18,142  | 77.6     |
| 65～69歳 | 41,059  | 38,853  | 94.6     | 21,381  | 20,775  | 97.2     | 19,678  | 18,078  | 91.9     |
| 70～74歳 | 46,878  | 45,478  | 97.0     | 25,224  | 24,767  | 98.2     | 21,654  | 20,711  | 95.6     |
| 75～79歳 | 36,130  | 35,379  | 97.9     | 20,893  | 20,717  | 99.2     | 15,237  | 14,662  | 96.2     |
| 80～84歳 | 28,553  | 28,121  | 98.5     | 17,570  | 17,452  | 99.3     | 10,983  | 10,669  | 97.1     |
| 85歳以上  | 37,422  | 37,166  | 99.3     | 26,129  | 26,083  | 99.8     | 11,293  | 11,083  | 98.1     |

資料：国勢調査（令和2年）

### 4-2 就業者の就業上の地位別割合：総数（世田谷区・東京区部・東京都）

雇用者のうち、世田谷区の「正規の職員、従業員」の割合（54.3%）をみると、東京都平均（55.3%）と同程度、東京都区部（79.8%）より大きく下回っている。役員の割合は 9.7%と東京都平均、東京都区部平均を上回る。

（上段：人、下段：％）

| 総数    | 就業者<br>総数 | 雇用者           |                   |               |           | 役員      | 雇人のある<br>業主 | 雇人のない<br>業主 | 家族従業者  | 家庭内職者 |
|-------|-----------|---------------|-------------------|---------------|-----------|---------|-------------|-------------|--------|-------|
|       |           | 正規の職員・<br>従業員 | 労働者派遣事務所<br>の派遣社員 | パート・アルバイト・その他 |           |         |             |             |        |       |
| 東京都   | 5,962,306 | 4,820,938     | 3,296,949         | 190,157       | 1,333,832 | 431,337 | 92,786      | 381,550     | 87,618 | 4,818 |
|       | 100       | 80.9          | 55.3              | 3.2           | 22.4      | 7.2     | 1.6         | 6.4         | 1.5    | 0.1   |
| 東京都区部 | 4,130,402 | 3,294,831     | 3,294,831         | 135,249       | 834,363   | 331,094 | 67,251      | 265,230     | 60,289 | 3,307 |
|       | 100       | 79.8          | 79.8              | 3.3           | 20.2      | 8.0     | 1.6         | 6.4         | 1.5    | 0.1   |
| 世田谷区  | 393,362   | 302,405       | 213,673           | 12,060        | 76,672    | 38,074  | 7,451       | 30,587      | 5,837  | 233   |
|       | 100       | 76.9          | 54.3              | 3.1           | 19.5      | 9.7     | 1.9         | 7.8         | 1.5    | 0.1   |

資料：国勢調査（令和2年）

### 4-3 就業者総数に占める就業上の地位別割合：女性（世田谷区・東京区部・東京都）

雇用者のうち、世田谷区の女性の「正規の職員、従業員」の割合（48.6%）をみると、東京都平均（85.6%）を大きく下回り、東京都区部（49.1%）では同程度となっている。役員の割合は 5.1%と東京都平均、東京都区部平均を上回る。

（上段：人、下段：％）

| 女性    | 就業者<br>総数 | 雇用者           |                   |               |         | 役員      | 雇人のある<br>業主 | 雇人のない<br>業主 | 家族従業者  | 家庭内職者 |
|-------|-----------|---------------|-------------------|---------------|---------|---------|-------------|-------------|--------|-------|
|       |           | 正規の職員・<br>従業員 | 労働者派遣事務所<br>の派遣社員 | パート・アルバイト・その他 |         |         |             |             |        |       |
| 東京都   | 2,735,065 | 2,341,892     | 2,341,892         | 129,699       | 940,973 | 105,373 | 20,702      | 129,255     | 71,762 | 4,197 |
|       | 100       | 85.6          | 85.6              | 4.74          | 34.4    | 3.9     | 0.8         | 4.7         | 2.6    | 0.2   |
| 東京都区部 | 1,915,516 | 1,622,896     | 941,104           | 95,636        | 586,156 | 83,803  | 15,591      | 93,515      | 49,633 | 2,857 |
|       | 100       | 84.7          | 49.1              | 4.99          | 30.6    | 4.4     | 0.8         | 4.9         | 2.6    | 0.1   |
| 世田谷区  | 188,403   | 155,090       | 91,481            | 9,055         | 54,554  | 9,614   | 1,790       | 12,508      | 4,962  | 206   |
|       | 100       | 82.3          | 48.6              | 4.81          | 29.0    | 5.1     | 1.0         | 6.6         | 2.6    | 0.1   |

資料：国勢調査（令和2年）

#### 4-4 就業者総数に占める就業上の地位別割合：男性（世田谷区・東京区部・東京都）

雇用者のうち、世田谷区の男性の「正規の職員、従業員」の割合（82.9％）をみると、東京都平均（81.7％）をやや上回り、東京都区部（82.8％）と同程度となっている。役員の割合は13.9％と東京都平均、東京都区部平均を上回る。

（上段：人、下段：％）

| 男性    | 就業者<br>総数 | 雇用者       |               |                   |                   | 役員      | 雇人のある<br>業主 | 雇人のない<br>業主 | 家族従業者   | 家庭内職者 |
|-------|-----------|-----------|---------------|-------------------|-------------------|---------|-------------|-------------|---------|-------|
|       |           |           | 正規の職員・<br>従業員 | 労働者派遣事務所<br>の派遣社員 | パート・アルバ<br>イト・その他 |         |             |             |         |       |
| 東京都   | 3,227,241 | 2,479,046 | 2,025,729     | 60,458            | 392,859           | 325,964 | 72,084      | 252,295     | 15,856  | 621   |
|       | 100       | 76.8      | 81.7          | 1.87              | 12.2              | 10.1    | 2.2         | 7.8         | 0.5     | 0.02  |
| 東京都区部 | 2,214,886 | 1,671,935 | 1,384,115     | 39,613            | 248,207           | 247,291 | 51,660      | 171,715     | 171,715 | 450   |
|       | 100       | 75.5      | 82.8          | 1.79              | 11.2              | 11.2    | 2.3         | 7.8         | 7.8     | 0.02  |
| 世田谷区  | 204,959   | 147,315   | 122,192       | 3,005             | 22,118            | 28,460  | 5,661       | 18,079      | 875     | 27    |
|       | 100       | 71.9      | 82.9          | 1.47              | 10.8              | 13.9    | 2.8         | 8.8         | 0.4     | 0.01  |

資料：国勢調査（令和2年）



## 5 子育て

### 5-1 待機児童数（世田谷区・東京都）

待機児童数の増減をみると令和2年から令和6年の5年間で58人増加している。

東京都内の市区では減少している都市が多く、10人以上増加している市区は世田谷区のみとなっている。

（人）

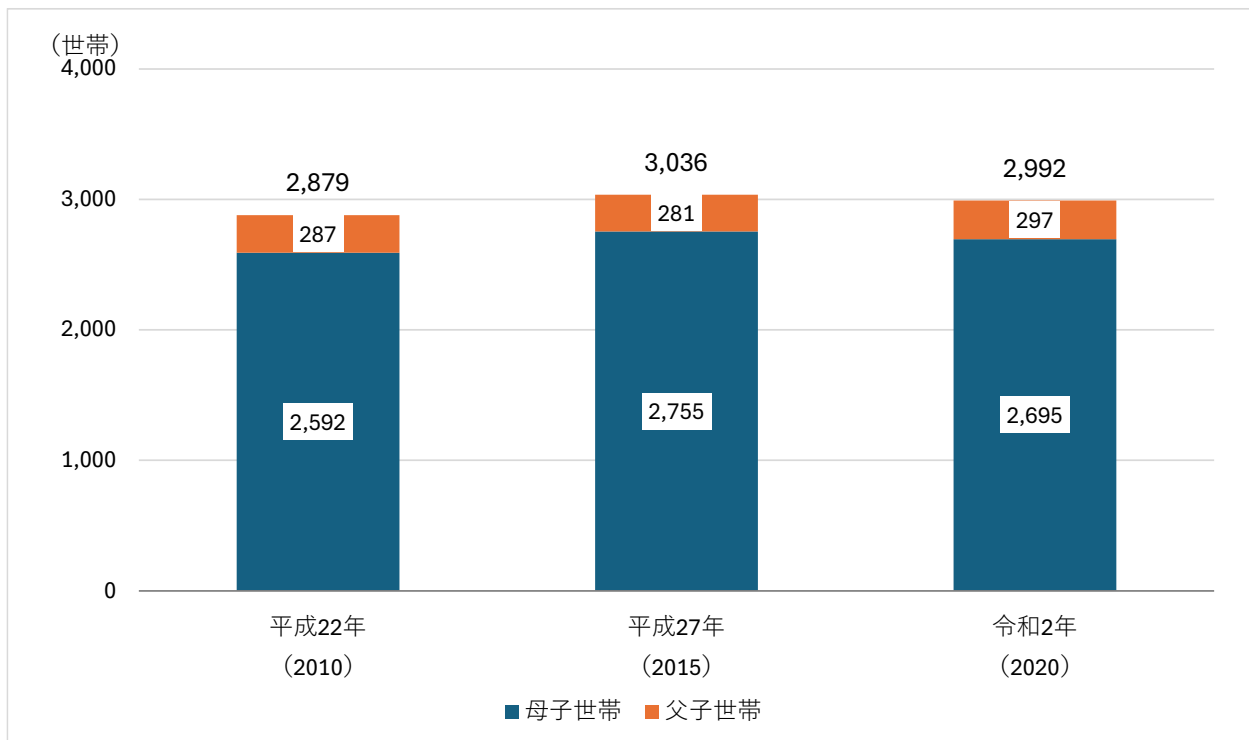
| 区市町村名 | 令和6年 | 令和2年 | 令和2年<br>からの増減 | 区市町村名 | 令和6年 | 令和2年 | 令和2年<br>からの増減 |
|-------|------|------|---------------|-------|------|------|---------------|
| 千代田区  | 0    | 0    | 0             | 武蔵野市  | 0    | 0    | 0             |
| 中央区   | 0    | 202  | △ 202         | 三鷹市   | 0    | 92   | △ 92          |
| 港区    | 0    | 0    | 0             | 青梅市   | 2    | 4    | △ 2           |
| 新宿区   | 0    | 1    | △ 1           | 府中市   | 0    | 86   | △ 86          |
| 文京区   | 2    | 11   | △ 9           | 昭島市   | 16   | 27   | △ 11          |
| 台東区   | 0    | 60   | △ 60          | 調布市   | 13   | 149  | △ 136         |
| 墨田区   | 8    | 97   | △ 89          | 町田市   | 28   | 130  | △ 102         |
| 江東区   | 0    | 14   | △ 14          | 小金井市  | 0    | 97   | △ 97          |
| 品川区   | 0    | 13   | △ 13          | 小平市   | 0    | 159  | △ 159         |
| 目黒区   | 0    | 0    | 0             | 日野市   | 26   | 38   | △ 12          |
| 大田区   | 0    | 35   | △ 35          | 東村山市  | 18   | 58   | △ 40          |
| 世田谷区  | 58   | 0    | 58            | 国分寺市  | 24   | 94   | △ 70          |
| 渋谷区   | 0    | 58   | △ 58          | 国立市   | 16   | 27   | △ 11          |
| 中野区   | 0    | 73   | △ 73          | 福生市   | 0    | 0    | 0             |
| 杉並区   | 0    | 0    | 0             | 狛江市   | 12   | 49   | △ 37          |
| 豊島区   | 0    | 0    | 0             | 東大和市  | 0    | 19   | △ 19          |
| 北区    | 8    | 79   | △ 71          | 清瀬市   | 9    | 19   | △ 10          |
| 荒川区   | 33   | 28   | 5             | 東久留米市 | 0    | 24   | △ 24          |
| 板橋区   | 0    | 80   | △ 80          | 武蔵村山市 | 10   | 37   | △ 27          |
| 練馬区   | 0    | 11   | △ 11          | 多摩市   | 7    | 50   | △ 43          |
| 足立区   | 5    | 3    | 2             | 稲城市   | 7    | 8    | △ 1           |
| 葛飾区   | 0    | 21   | △ 21          | 羽村市   | 0    | 4    | △ 4           |
| 江戸川区  | 0    | 203  | △ 203         | あきる野市 | 8    | 4    | 4             |
| 八王子市  | 15   | 25   | △ 10          | 西東京市  | 5    | 97   | △ 92          |
| 立川市   | 9    | 47   | △ 38          | 合計    | 339  | 2333 | △ 1994        |

各年4月1日現在

資料：区市町村の状況－東京都

## 5-2 ひとり親世帯の推移（世田谷区）

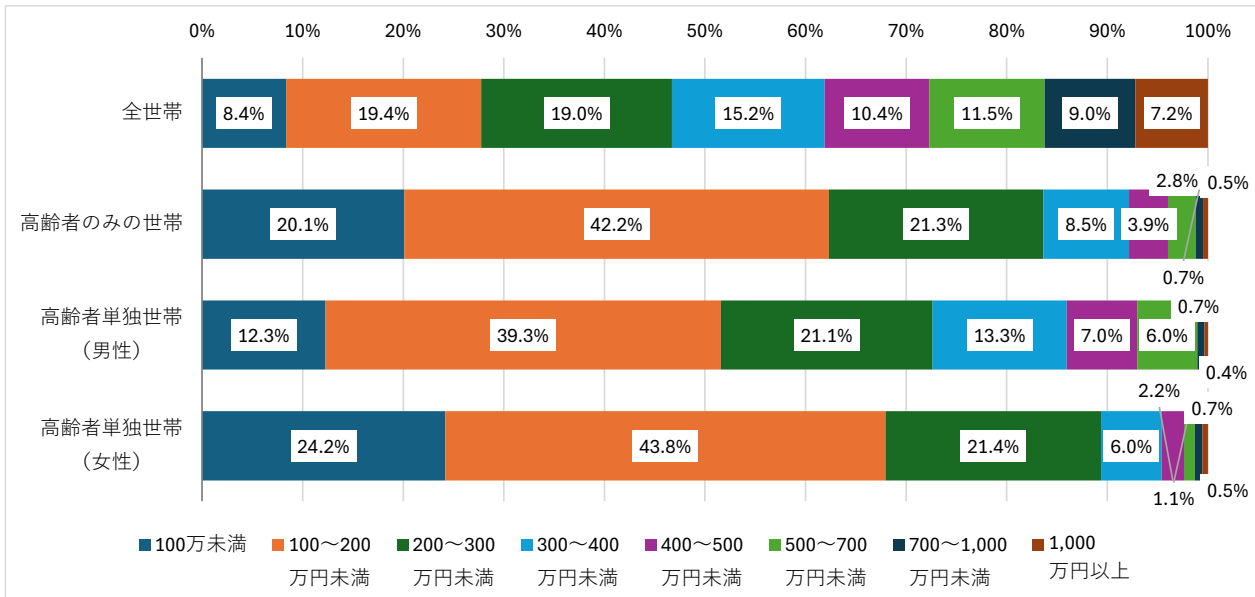
ひとり親世帯の推移をみると、全体では平成 27 年からやや減少しており、母子世帯では減少、父子世帯では増加傾向にある。ひとり親世帯のうち父子世帯の割合は全体の約 10%となっている。



資料：国勢調査（平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年）

### 6-1 高齢者の所得 65 歳以上の者のいる世帯（全国）

全国の高齢者の所得をみると、全世帯と比較して高齢者のみの世帯では 200 万円未満の世帯の割合が高い。特に高齢者単独世帯（女性）では、その傾向が顕著で 200 万円未満の世帯が 68%となっている。

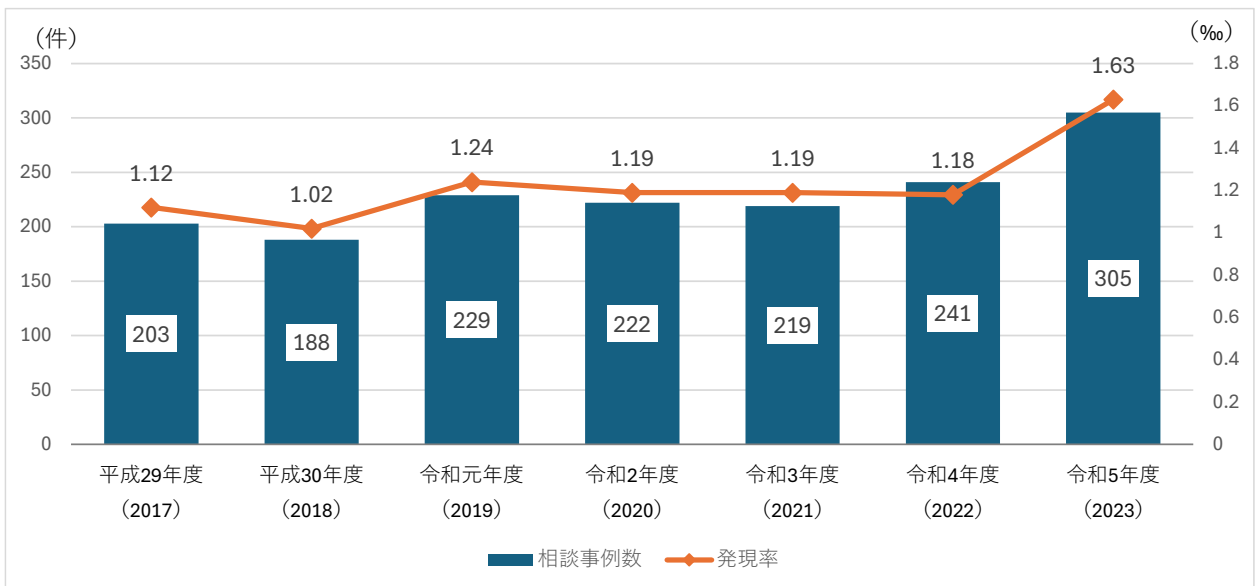


資料：国民生活基礎調査（令和 5 年）

### 6-2 高齢者虐待相談事例数（世田谷区）

相談件数は令和 4 年度の 241 件から令和 5 年度で 205 件と大きく増加している。

65 歳以上の高齢者人口に対する発現率は 1.63%（パーミル）となっている。

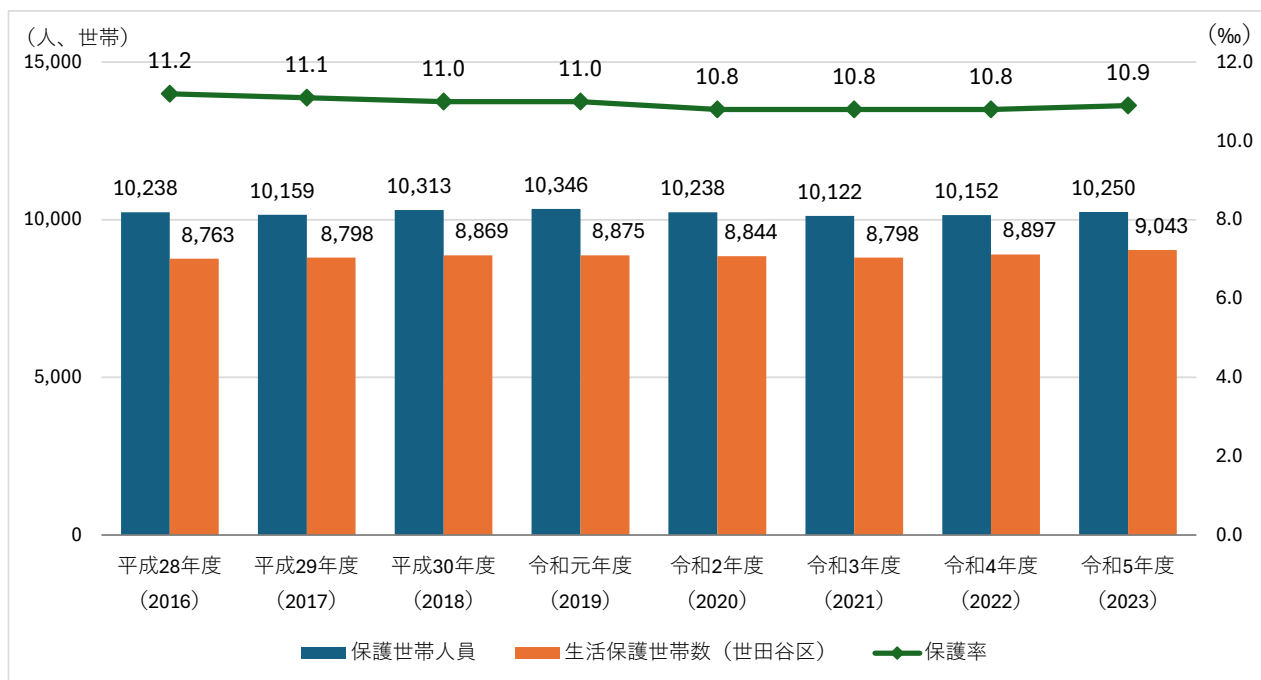


※発現率は 65 歳以上の高齢者人口（各年 1 月 1 日現在）に対する数値

資料：保健福祉総合事業概要（令和 6 年度版・令和 5 年度版）

### 7-1 生活保護世帯数－支給世帯数（世田谷区）

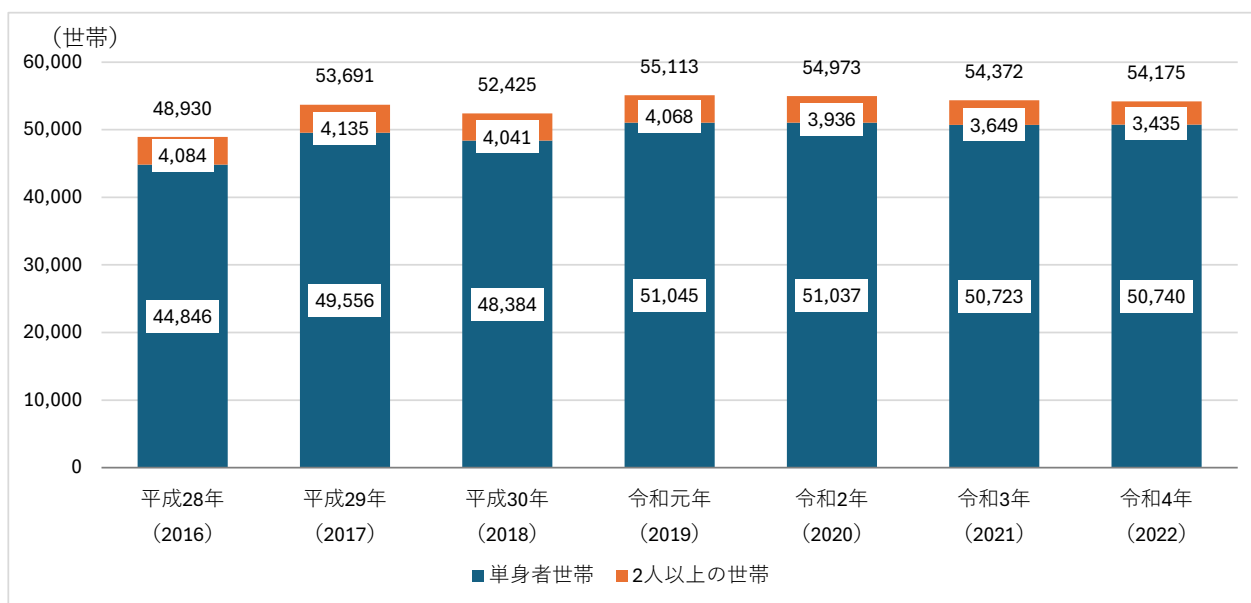
生活保護世帯の推移をみると、保護率はゆるやかに減少傾向となっているが、保護世帯人員、生活保護世帯数は微増となっている。



資料：東京都 福祉・衛生行政統計（各年度）

### 7-2 被保護世帯 高齢者世帯－支給延世帯数（世田谷区）

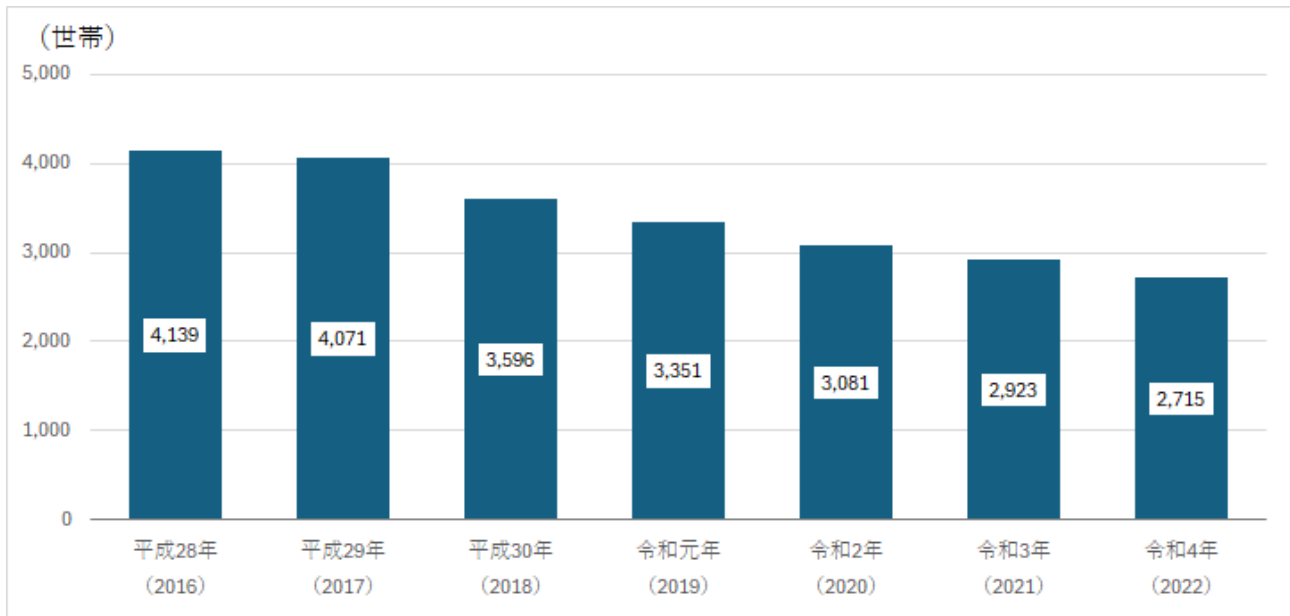
被保護世帯の高齢者世帯の推移をみると、令和元年をピークに微減傾向。被保護世帯の高齢者世帯では約94%が単身世帯となっている。



資料：世田谷区の統計（平成30年版、令和5年版）

### 7-3 被保護世帯\_母子世帯一支給延世帯数（世田谷区）

被保護世帯の母子世帯の推移をみると、平成 28 年以降、減少傾向となっている。令和 4 年では平成 28 年比で約 66%となっている。



資料：世田谷区の統計（平成 30 年版、令和 5 年版）

### 8-1 審議会・委員会等の女性の参画状況（世田谷区・東京都）

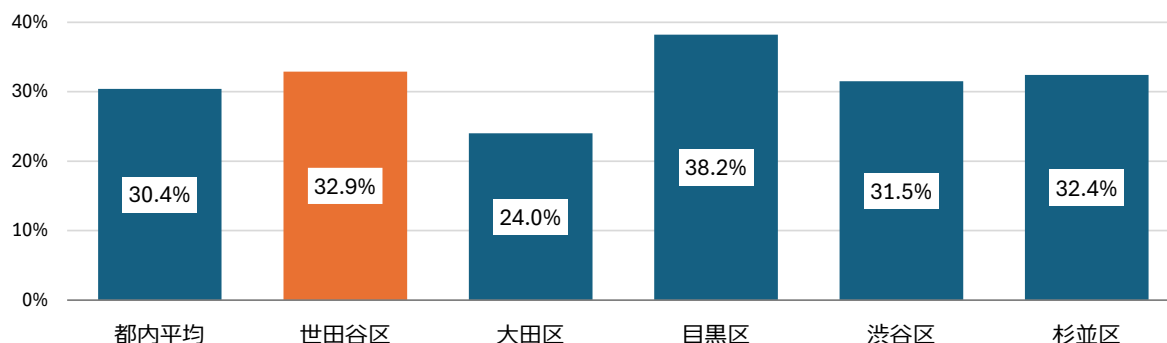
審議会・委員会等の女性の参画状況をみると、東京都特別区平均と比べて審議会では上回っているものの、委員会ではやや下回っている。東京都では審議会・委員会ともに高い割合を示しており、世田谷区はいずれも下回っている。

近隣4区の審議会における女性委員の割合をみると目黒区がやや先行し 40%に近い状況となっている。

(人、%)

|               | 地方自治法(第202条の3)<br>に定める審議会 |           |       | 地方自治法(第180条の5)<br>に定める委員会 |           |       | その他審議会等  |           |       | 計        |           |       |
|---------------|---------------------------|-----------|-------|---------------------------|-----------|-------|----------|-----------|-------|----------|-----------|-------|
|               | 委員<br>総数                  | 女性<br>委員数 | 割合(%) | 委員<br>総数                  | 女性<br>委員数 | 割合(%) | 委員<br>総数 | 女性<br>委員数 | 割合(%) | 委員<br>総数 | 女性<br>委員数 | 割合(%) |
| 世田谷区          | 873                       | 287       | 32.9% | 34                        | 5         | 14.7% | 621      | 191       | 30.8% | 1528     | 483       | 31.6% |
| 東京都<br>特別区合計  | 15609                     | 4788      | 30.7% | 486                       | 93        | 19.1% | 18008    | 6498      | 36.1% | 34103    | 11379     | 33.4% |
| 東京都<br>市町村合計  | 13536                     | 4194      | 31.0% | 805                       | 153       | 19.0% | 10936    | 4304      | 39.4% | 25277    | 8651      | 34.2% |
| 東京都<br>区市町村合計 | 29145                     | 8982      | 30.8% | 1191                      | 246       | 20.7% | 28944    | 10802     | 37.3% | 59280    | 20030     | 33.8% |
| 東京都           | 1,341                     | 627       | 46.8% | 96                        | 27        | 28.1% | 1,120    | 498       | 44.5% | 2,557    | 1152      | 45.1% |

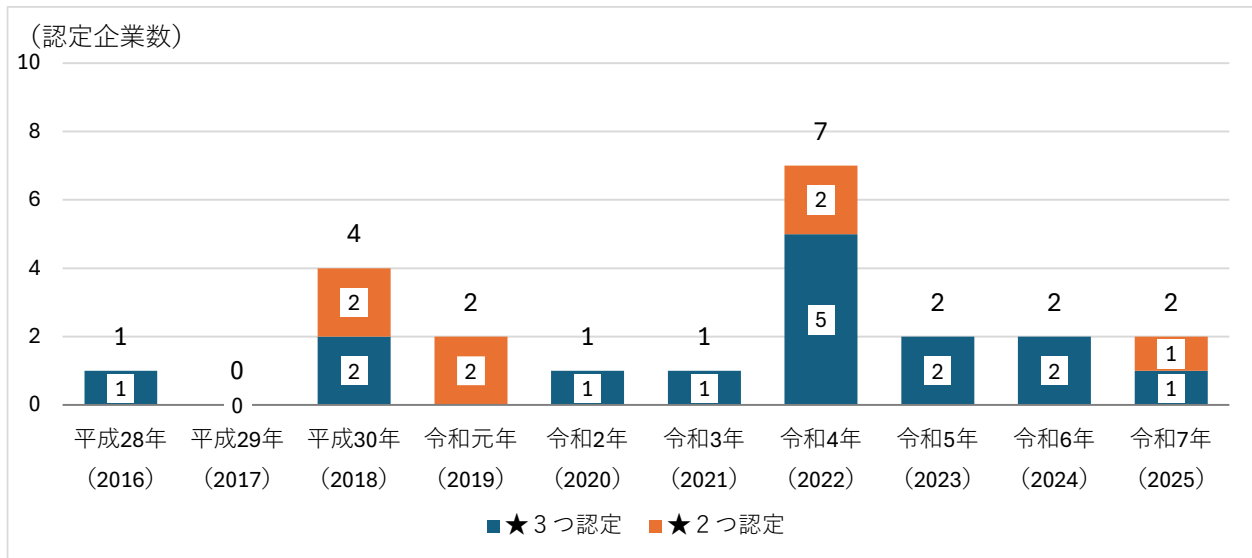
#### 【近隣4区の審議会における女性委員の割合】



出典：東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況（令和6年度）

## 8-2 えるぼし認定企業 各年認定企業数（世田谷区）

えるぼし認定企業の状況をみると、平成28年以降は毎年、認定を受ける企業が増えている状況。最も多かった令和4年には「★3つ認定」が5事業所、「★2つ認定」が2事業所の7事業所が認定を受けている。

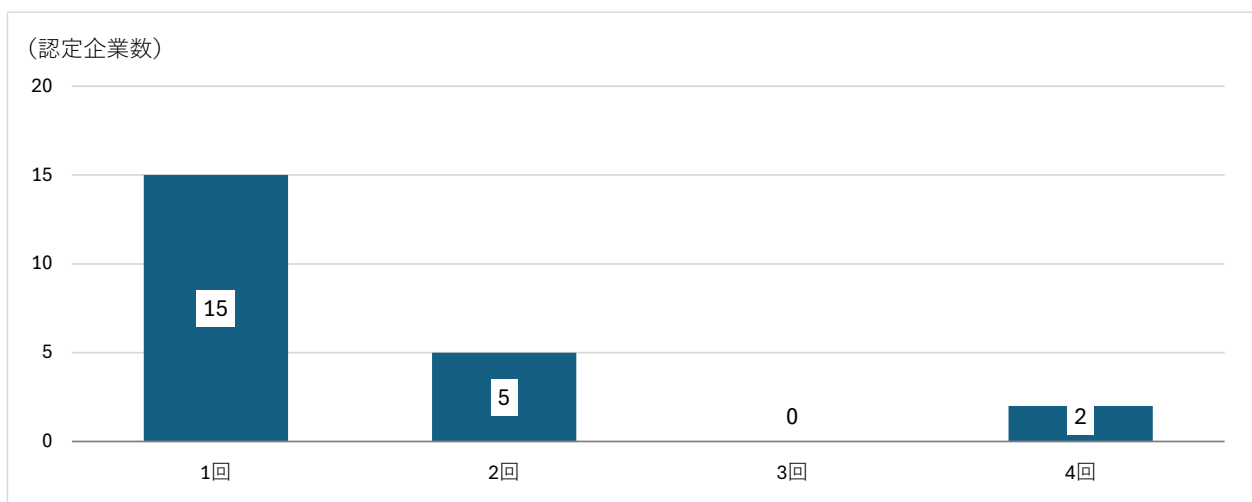


資料：厚生労働省HP（令和7年6月末日現在）

※★は女性活躍支援の1段階目～3段階目を表している。

## 8-3 くるみん認定企業 認定回数別（世田谷区）

くるみん認定企業の状況をみると、令和7年時点で1回目の認定企業が15事業所、2回目の認定事業所が5事業所、4回目の認定事業所が2事業所、計22事業所が認定を受けている。

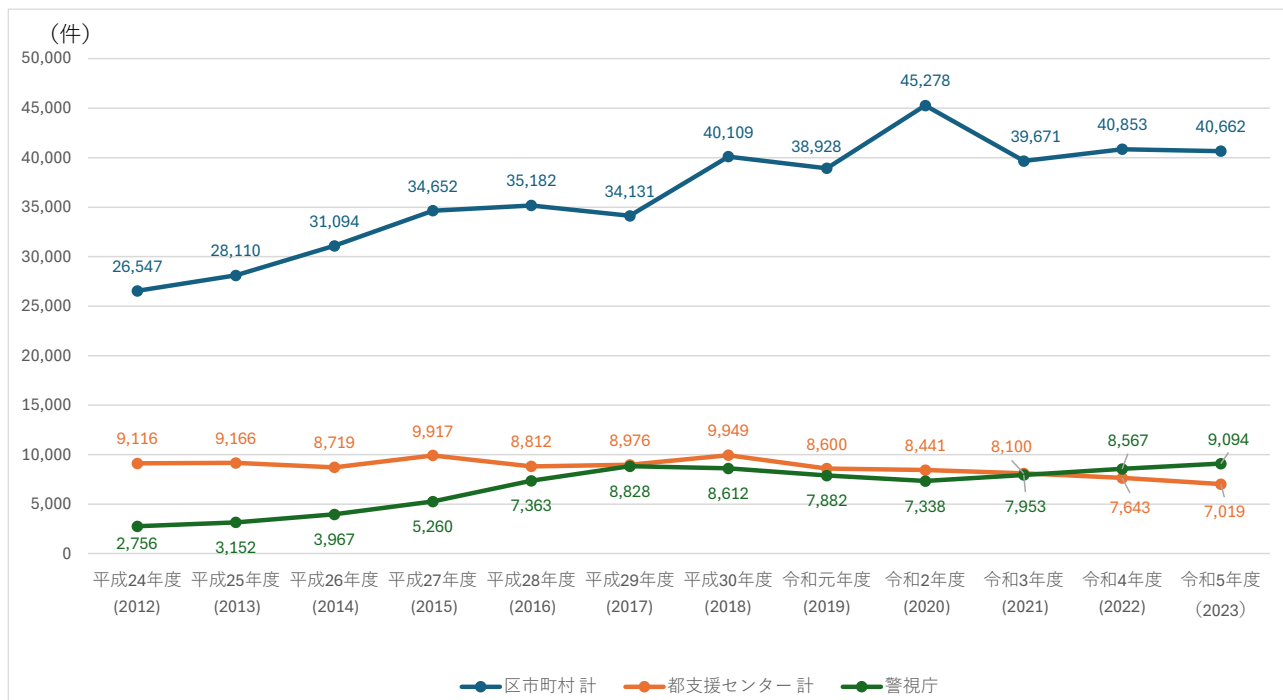


資料：厚生労働省HP（令和7年）

## 9 配偶者等からの暴力

### 9-1 配偶者暴力についての相談件数の推移（東京都）

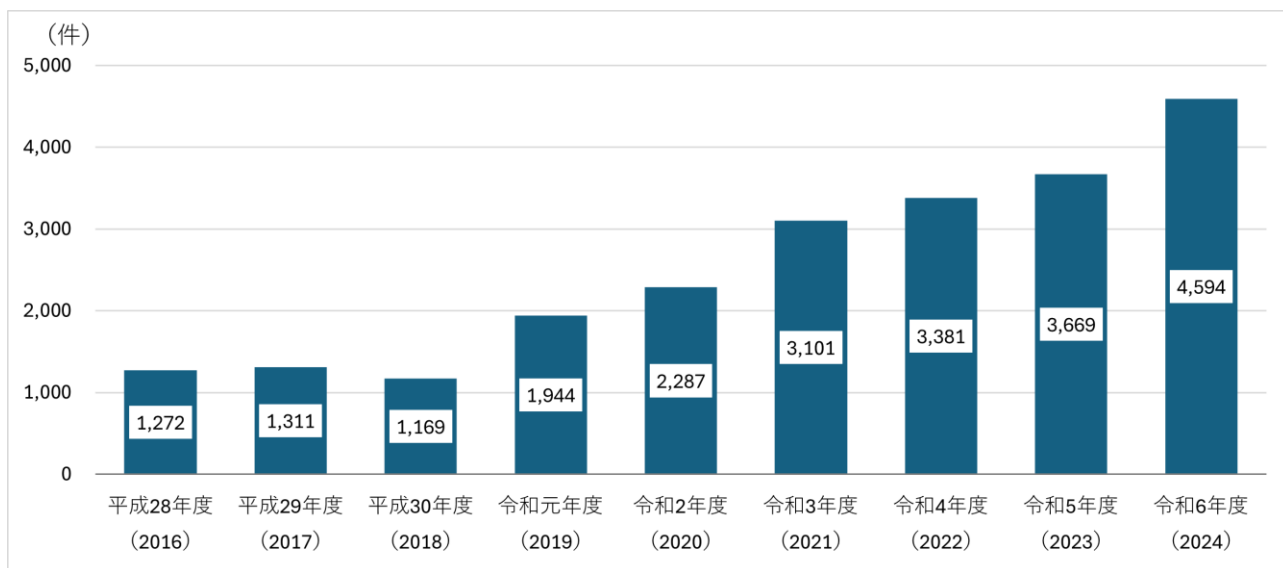
都支援センターと警視庁への相談件数はほぼ横ばいだが、区市町村の件数は増加傾向で推移している。



資料：東京都生活文化局－東京都の配偶者暴力相談等件数の推移（令和5年度）

### 9-2 子ども家庭支援センターにおけるDV相談件数（世田谷区）

DV相談件数は令和元年度から毎年増加傾向で推移しており、令和6年度では令和元年度の約4倍。

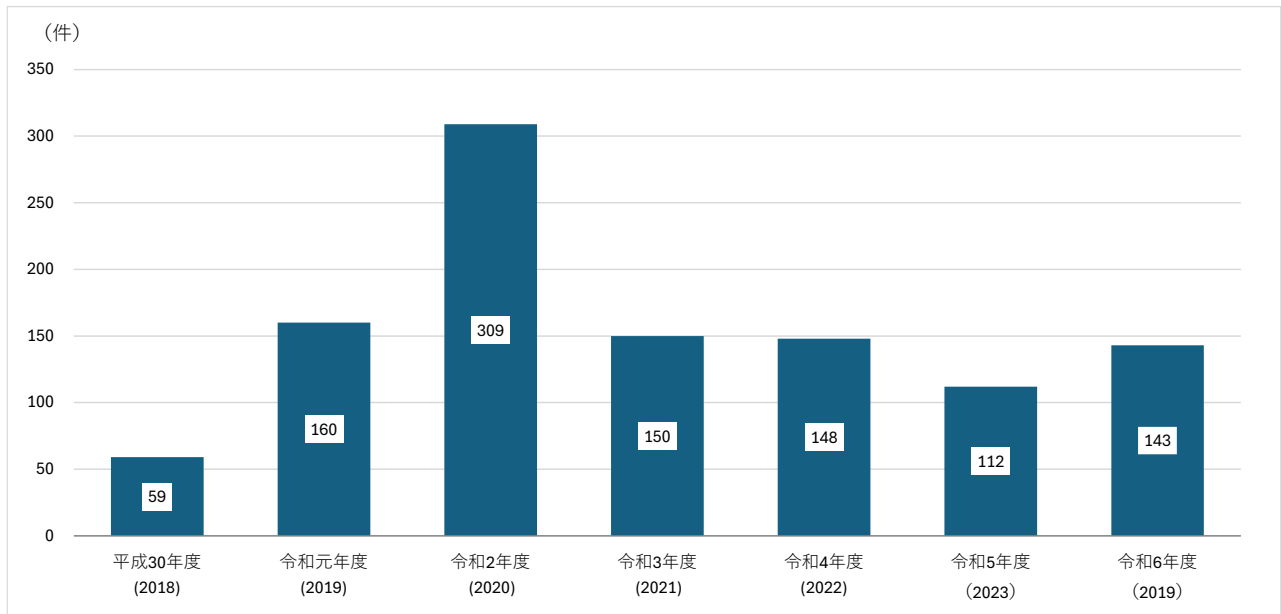


資料：世田谷区



### 9-3 DV相談専用ダイヤル件数の推移（世田谷区）

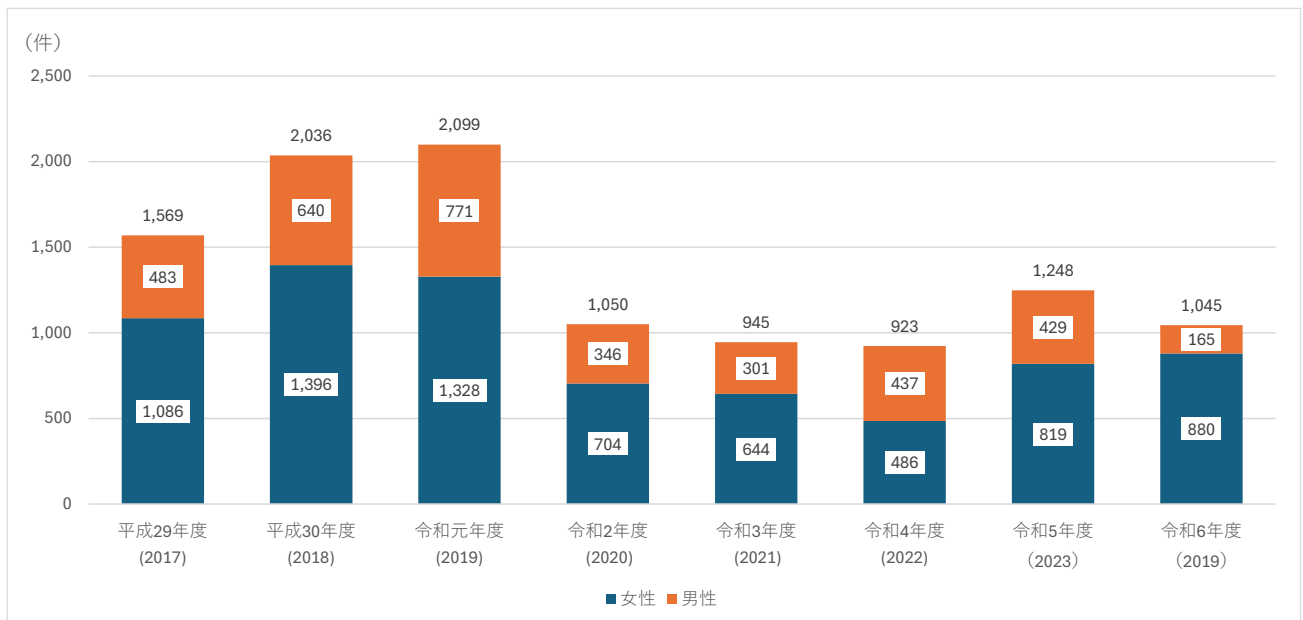
平成30年度から令和2年度にかけて大きく増加し、令和3年度に減少に転じたものの、その後も100件以上で推移している。また、令和6年度では令和5年度から31件増加している。



資料：世田谷区

### 9-4 セクシュアルハラスメントに関する相談件数の推移（東京都）

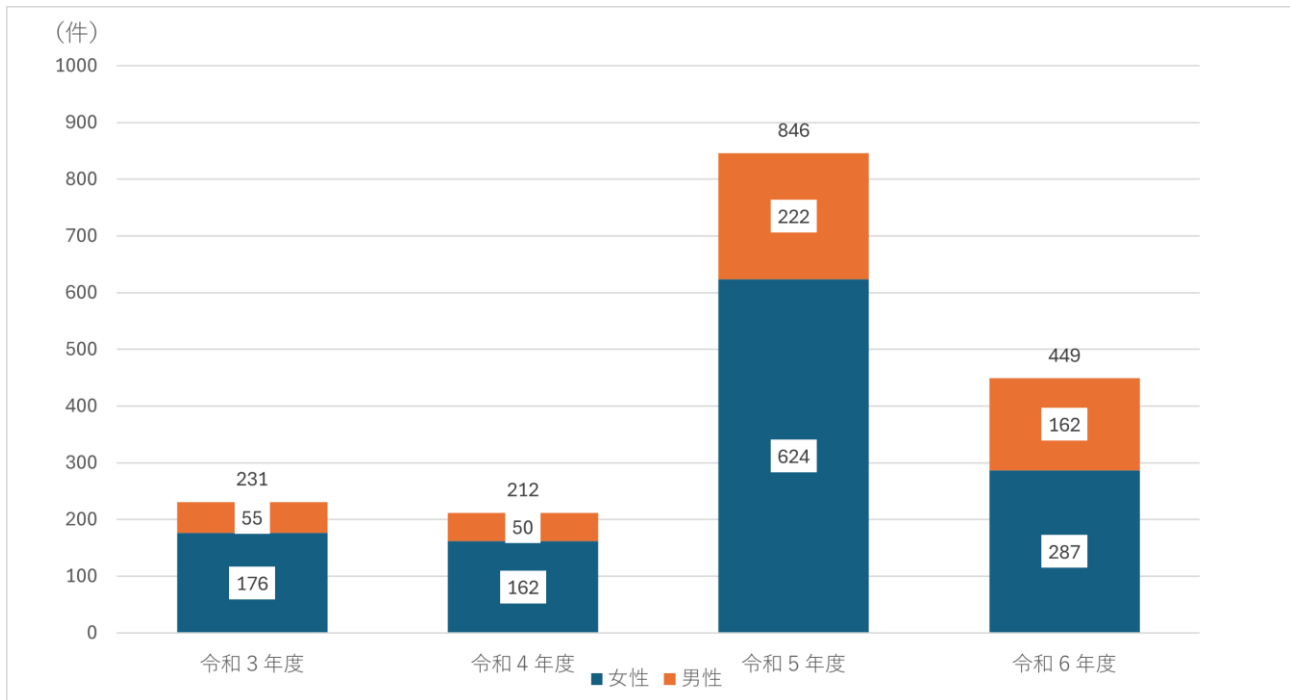
全体の件数は令和2年度から大きく減少し、概ね横ばいとなっている。毎年女性の相談件数が男性よりも多いものの、令和4年度については男性の件数も5割近くとなっている。



資料：東京都労働相談状況（各年）

### 9-5 マタニティハラスメントに関する相談件数の推移（東京都）

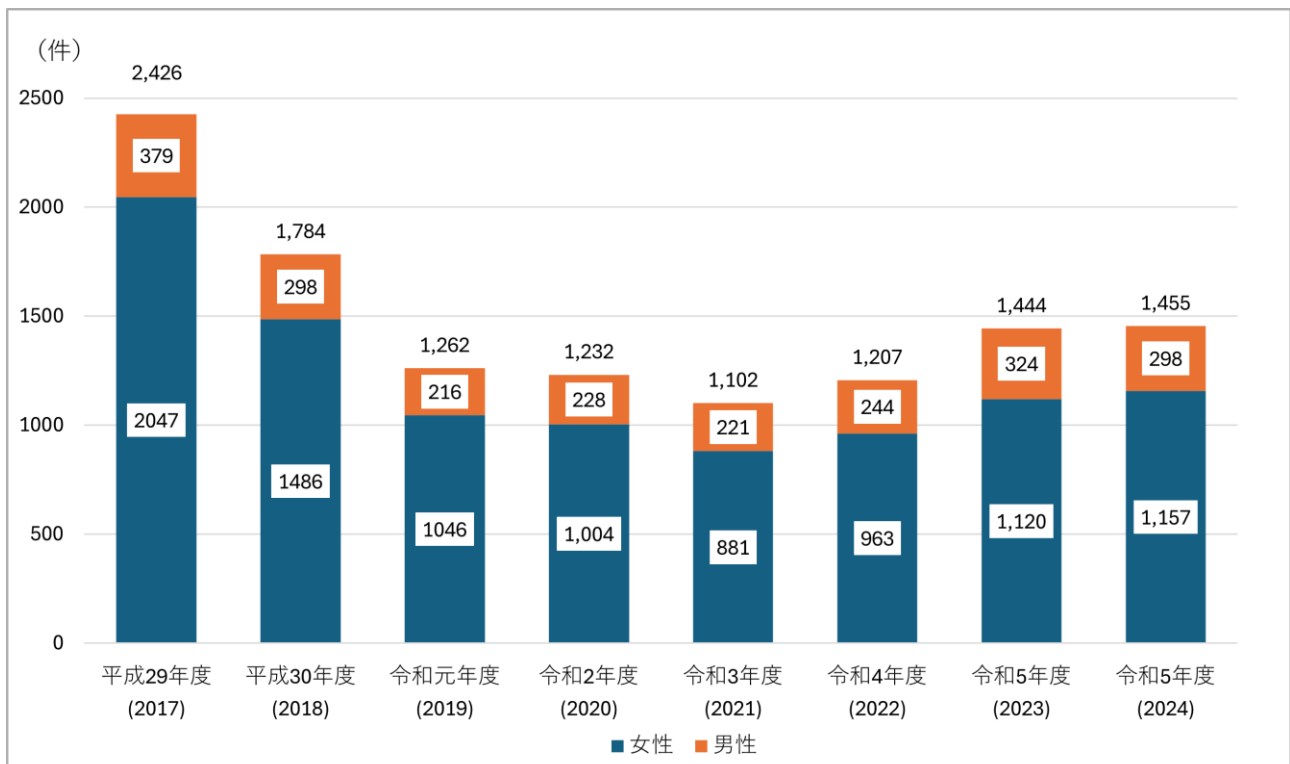
全体の件数は令和3年度～令和4年度で200件程で推移していたが、令和5年度に大きく増加している。毎年女性の相談件数が男性よりも多くなっている。



資料：東京都労働相談状況（各年）

### 9-6 警察におけるストーカー行為等の相談件数の推移（東京都）

全体の件数は令和3年度まで減少傾向で推移していたが、令和4年度から増加傾向に転じている。毎年女性の相談件数が約8割となっている。男性は毎年概ね200～300件程度の相談件数となっている。



資料：警視庁調べ

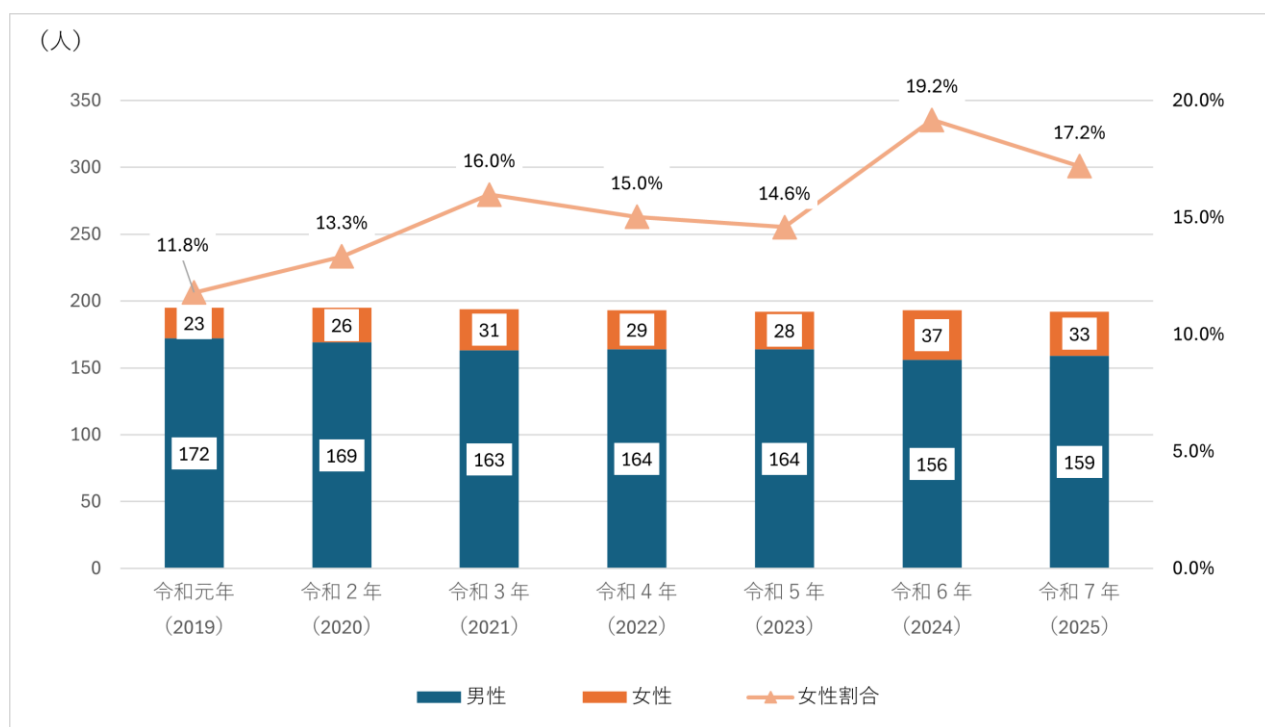
## 10 地域参画

### 10-1 自治会・町会における女性の参画（世田谷区）

自治会・町会長に占める女性の参画状況を見ると令和5年が14.6%で令和3年以降やや減少傾向となったものの、令和6年では19.2%、令和7年では17.2%と増加傾向にある。令和6年の東京都平均は14.0%となっていることから、平均より高い割合を維持している。

（人、％）

|      | 令和元年<br>(2019) | 令和2年<br>(2020) | 令和3年<br>(2021) | 令和4年<br>(2022) | 令和5年<br>(2023) | 令和6年<br>(2024) | 令和7年<br>(2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 男性   | 172            | 169            | 163            | 164            | 164            | 156            | 159            |
| 女性   | 23             | 26             | 31             | 29             | 28             | 37             | 33             |
| 合計   | 195            | 195            | 194            | 193            | 192            | 193            | 192            |
| 女性割合 | 11.8%          | 13.3%          | 16.0%          | 15.0%          | 14.6%          | 19.2%          | 17.2%          |

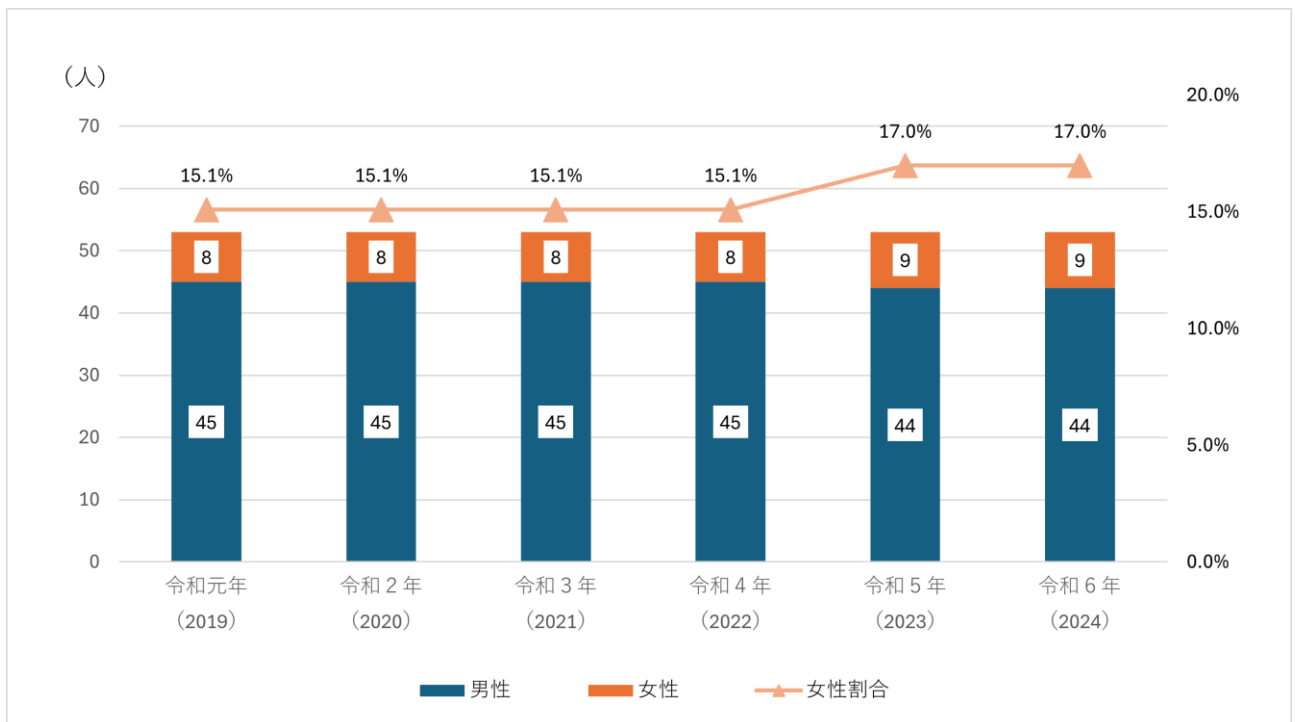


資料：世田谷区

## 10-2 地域防災会議における女性の参画（世田谷区）

地域防災会議における女性の参画状況を見ると令和4年まで 15.1%にとどまっていた割合が、令和5年に女性が1人増え、17%に達している。東京都平均は 14.4%となっており平均を上回っている。

|      | 令和元年<br>(2019) | 令和2年<br>(2020) | 令和3年<br>(2021) | 令和4年<br>(2022) | 令和5年<br>(2023) | 令和6年<br>(2024) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 男性   | 45             | 45             | 45             | 45             | 44             | 44             |
| 女性   | 8              | 8              | 8              | 8              | 9              | 9              |
| 合計   | 53             | 53             | 53             | 53             | 53             | 53             |
| 女性割合 | 15.1%          | 15.1%          | 15.1%          | 15.1%          | 17.0%          | 17.0%          |

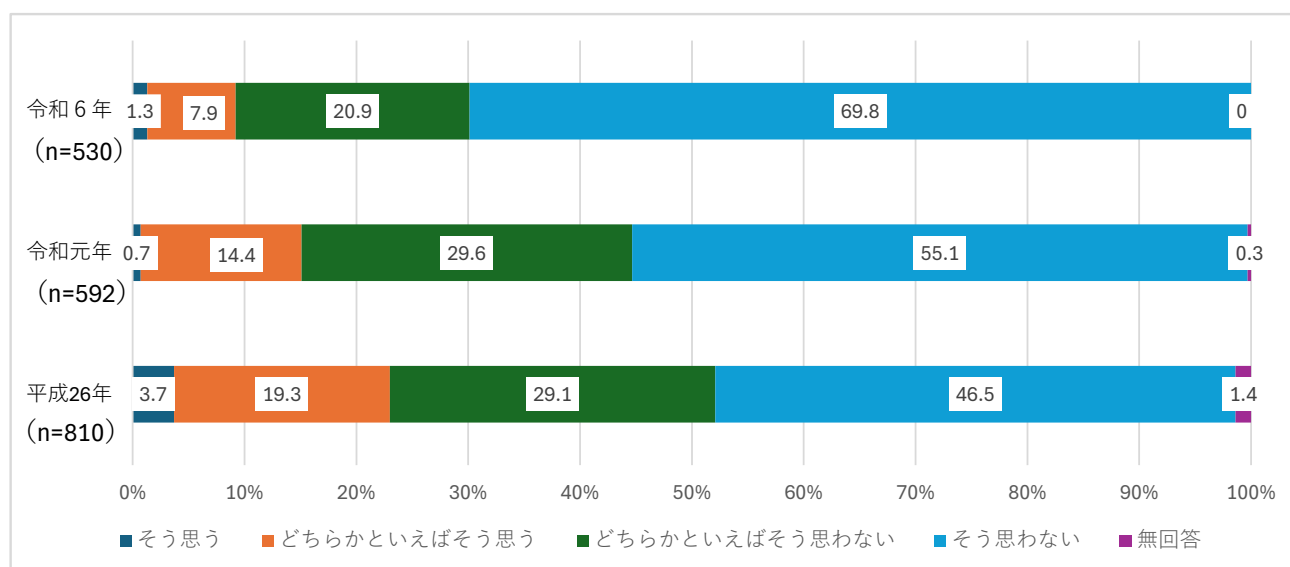


資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況(各年度)

## 11 性別役割分担意識と男女の地位の平等感

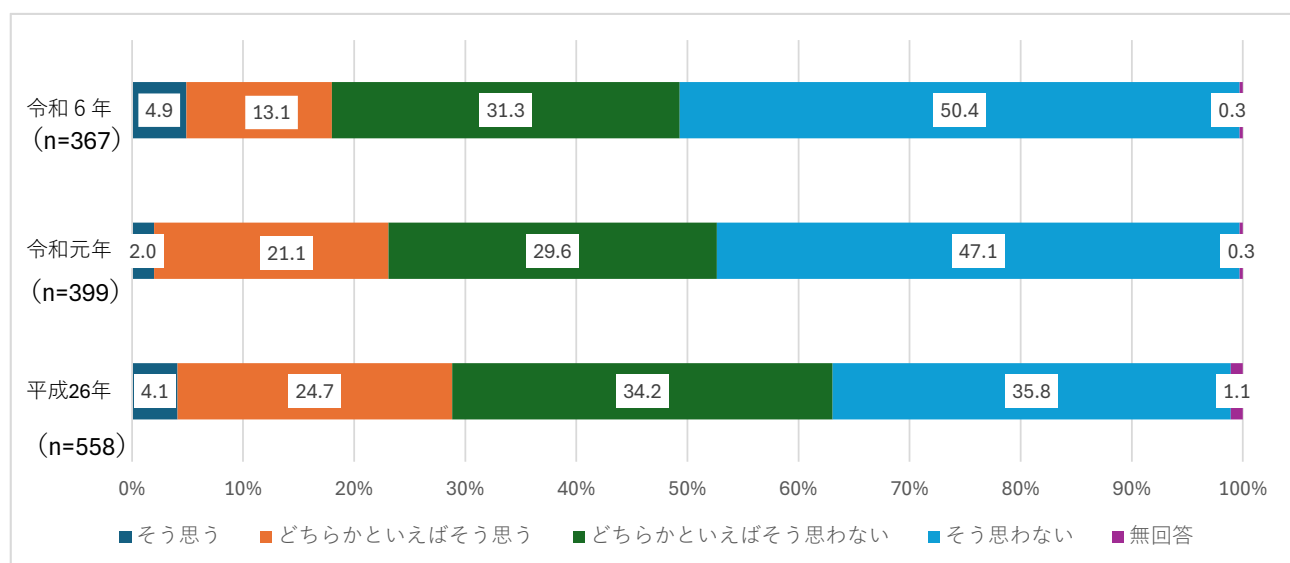
### 11-1 性別役割分担意識〈「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する〉 〈女性、経年比較〉（世田谷区）

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、否定的（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計）に考える女性が年々増加傾向であり、令和6年では90.7%となっている。



### 11-2 性別役割分担意識〈「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する〉 〈男性、経年比較〉（世田谷区）

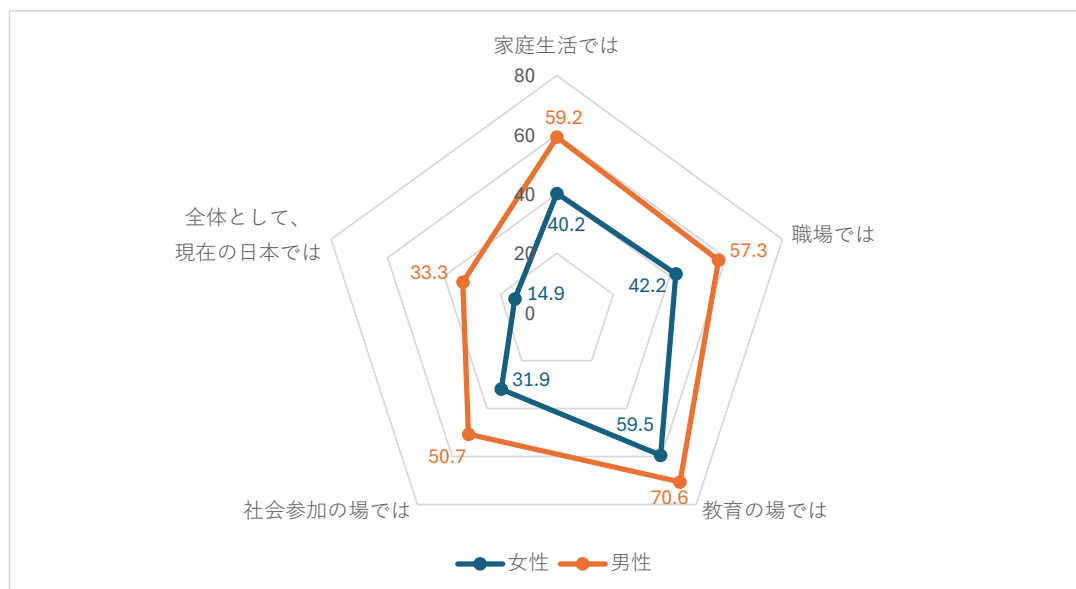
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、否定的（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計）に考える男性が年々増加傾向であり、令和6年では81.7%となっている。



資料：男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書(平成26年度、令和元年度、令和6年度)

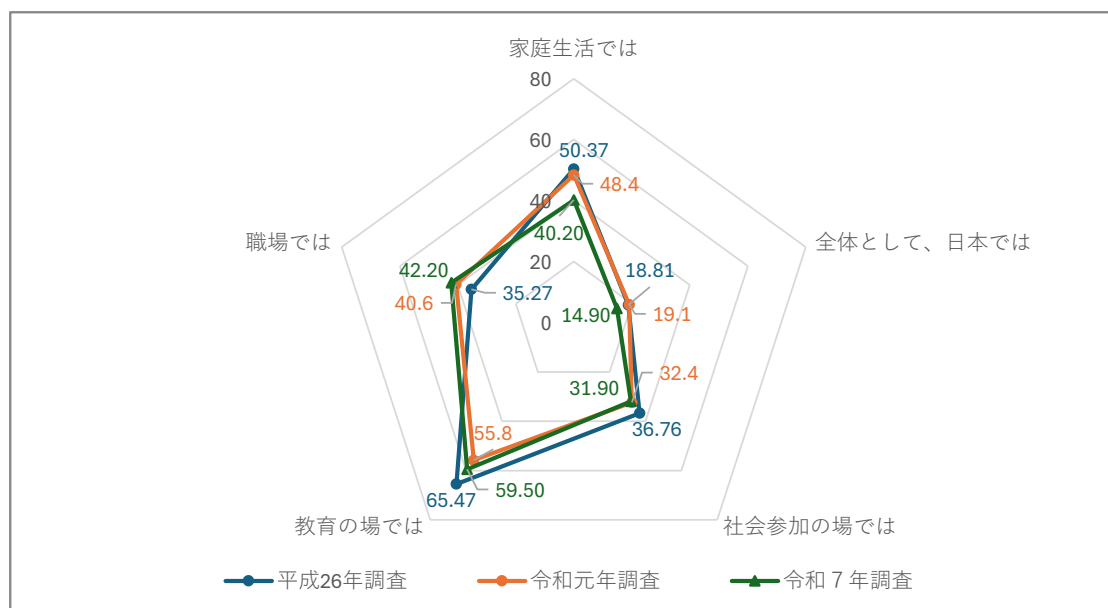
### 11-3 男女の地位の平等感〈「平等になっている」「ほぼ平等になっている」と回答した合計〉〈性別〉（世田谷区）

男女の地位の平等感については、すべての分野において、男性の方が「平等」と考えている割合（「平等になっている」「ほぼ平等になっている」の合計）が高くなっている。特に、「家庭生活」については19ポイントの差となっている。



### 11-4 男女の地位の平等感〈「平等になっている」「ほぼ平等になっている」と回答した合計〉〈女性、経年変化〉（世田谷区）

男女別に経年でみると、女性においては平成26年を基準に令和6年では「職場」以外の分野で「平等」の割合が減少傾向で推移している。特に、「家庭生活」で10ポイント以上の減少となっている。令和元年からも概ね減少傾向だが、「教育」「職場」では増加となっている。

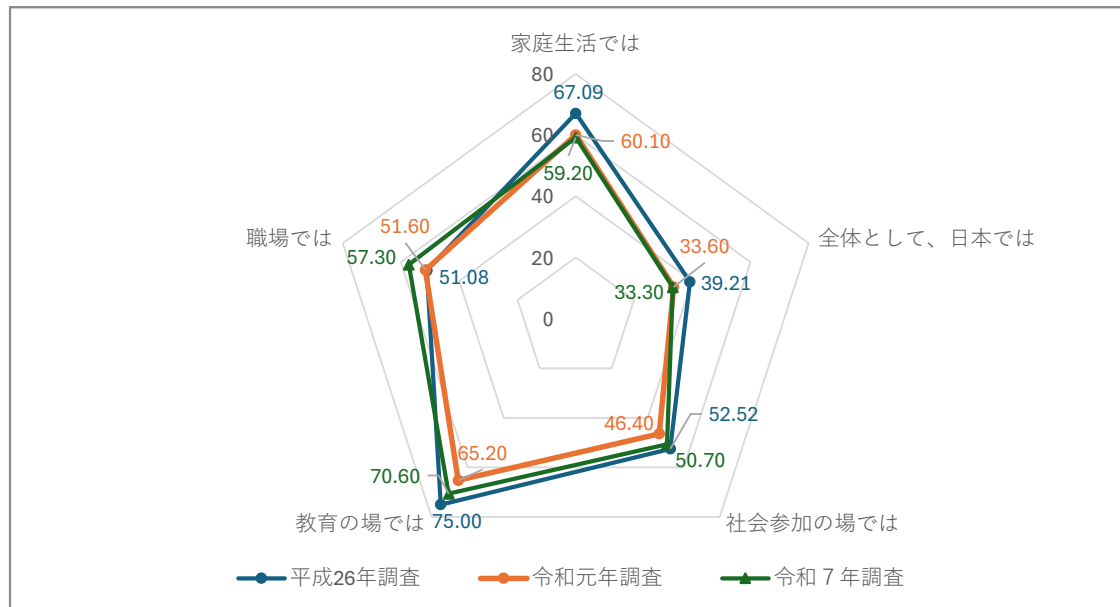


資料：男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書(平成26年度、令和元年度、令和6年度)

### 11-5 男女の地位の平等感〈「平等になっている」「ほぼ平等になっている」と回答した合計〉〈男性、経年変化〉（世田谷区）

男女別に経年でみると、男性においては平成 26 年を基準に令和 6 年では「職場」以外の分野で「平等」の割合が減少傾向で推移している。特に、「家庭生活」で7ポイント以上の減少となっている。

令和元年からは、「社会参加」「教育」「職場」で増加となっている。

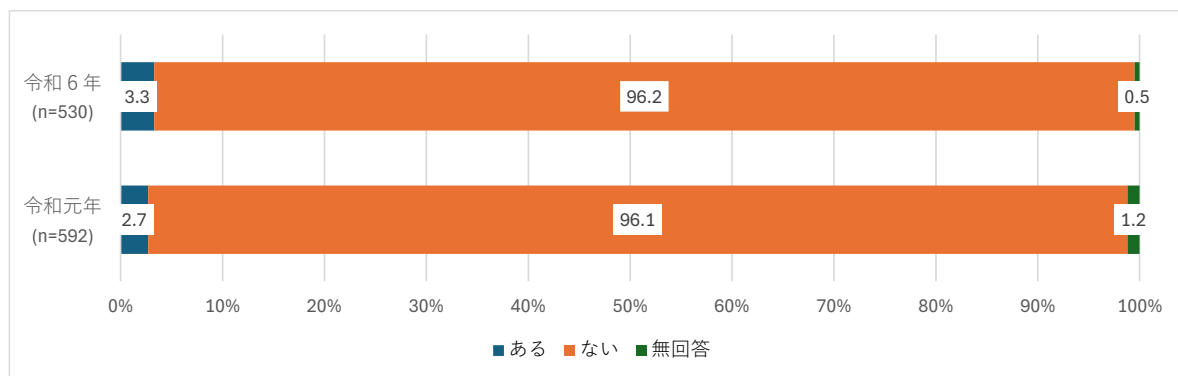


資料：男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書(平成 26 年度、令和元年度、令和 6 年度)

## 12 性の多様性

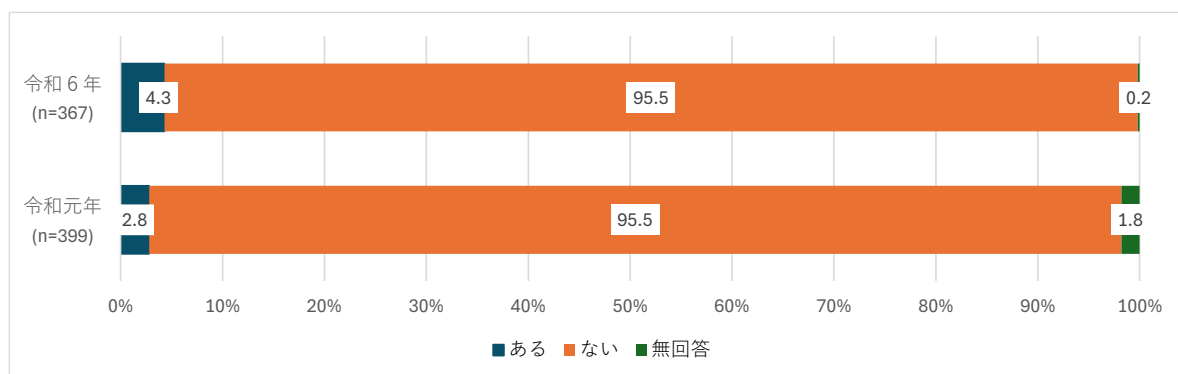
### 12-1 性別での悩みの有無〈女性、経年変化〉（世田谷区）

性のあり方について今までに悩んだことがある女性は、令和6年で3.3%となっており、令和元年からやや増加している。



### 12-2 性別での悩みの有無〈男性、経年変化〉（世田谷区）

性のあり方について今までに悩んだことはある男性は、令和6年で4.3%となっており、令和元年からやや増加している。

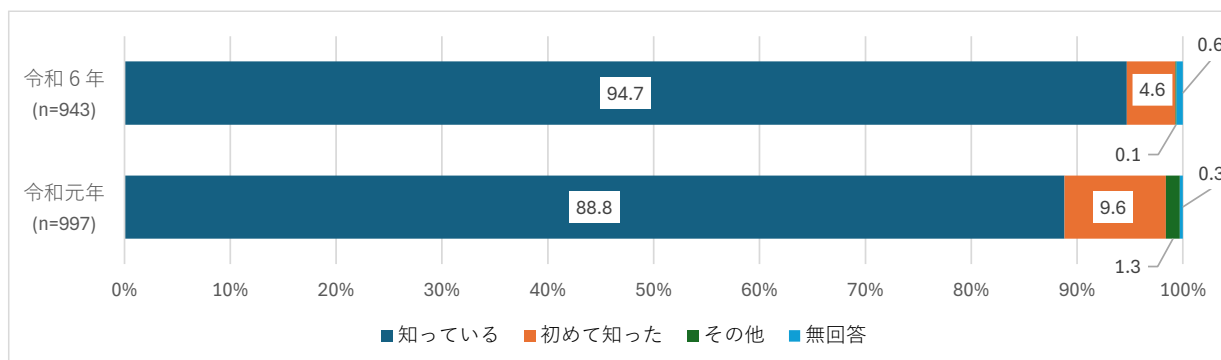


資料：男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書(令和元年度、令和6年度)



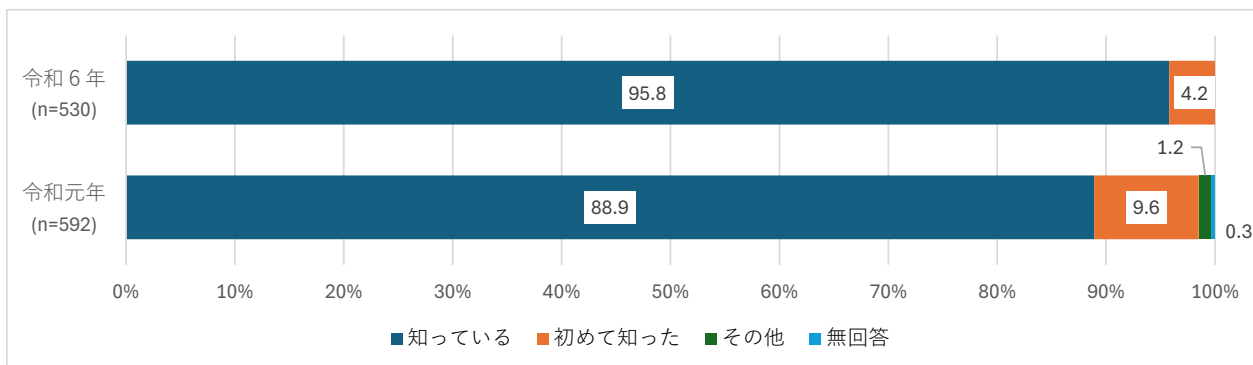
### 12-3 性的マイノリティという言葉の認知〈全体、経年変化〉（世田谷区）

性的マイノリティという言葉の認知度は、令和6年で94.7%となっており、令和元年からも割合が増加している。



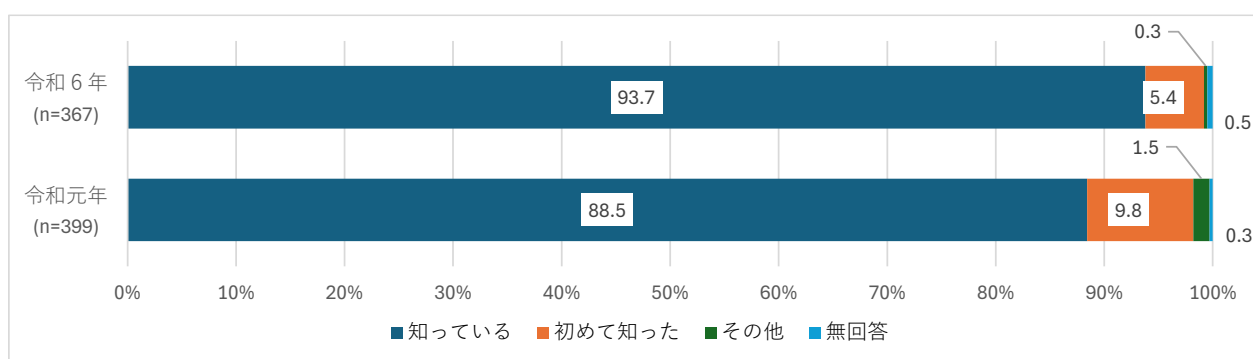
### 12-4 性的マイノリティという言葉の認知〈女性、経年変化〉（世田谷区）

性的マイノリティという言葉の認知度は、女性においては令和6年で95.8%となっており、令和元年からも割合が増加している。また、全体の認知度よりも高い。



### 12-5 性的マイノリティという言葉の認知〈男性、経年変化〉（世田谷区）

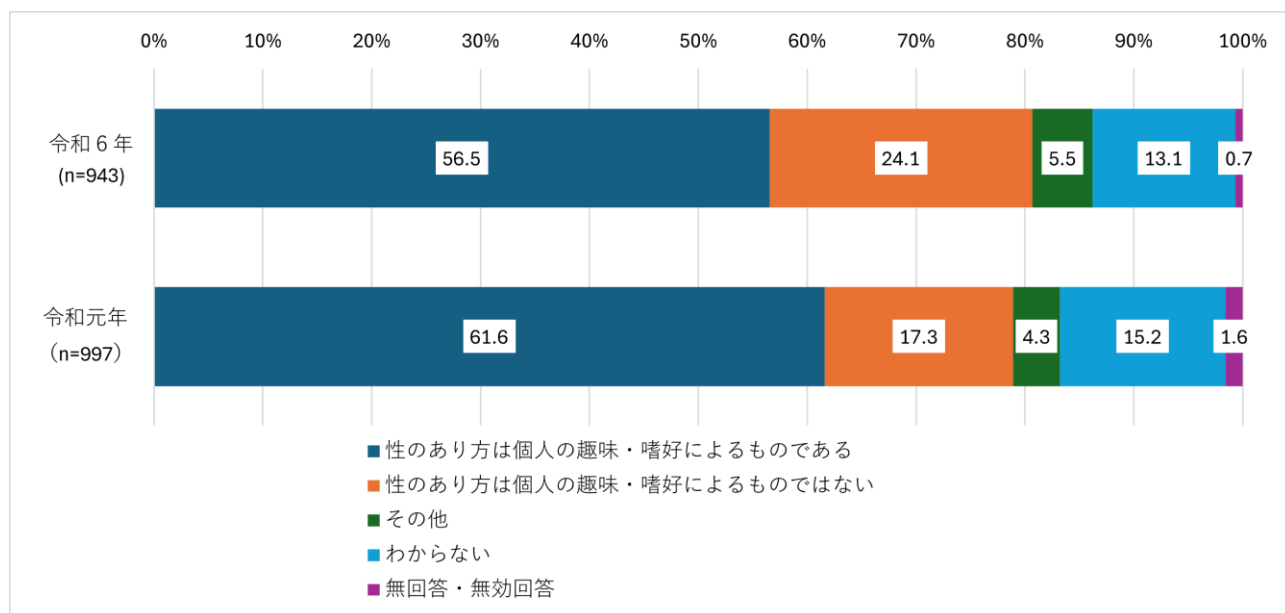
性的マイノリティという言葉の認知度は、男性においては令和6年で93.7%となっており、令和元年からも割合が増加している。また、女性よりやや低い割合となっている。



資料：男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書(令和元年度、令和6年度)

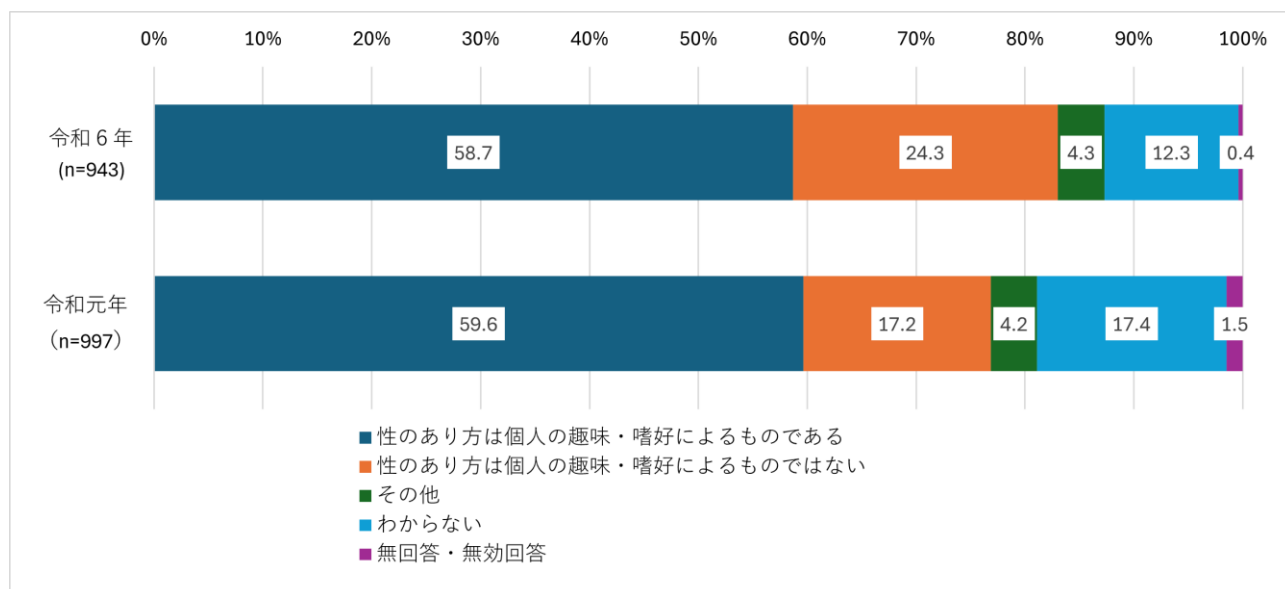
## 12-6 性のあり方に関する意見〈全体、経年変化〉（世田谷区）

性のあり方については、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」が5割以上となっている。令和元年度と比べて「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない」が6.8ポイント増加。



## 12-7 性のあり方に関する意見〈女性、経年変化〉（世田谷区）

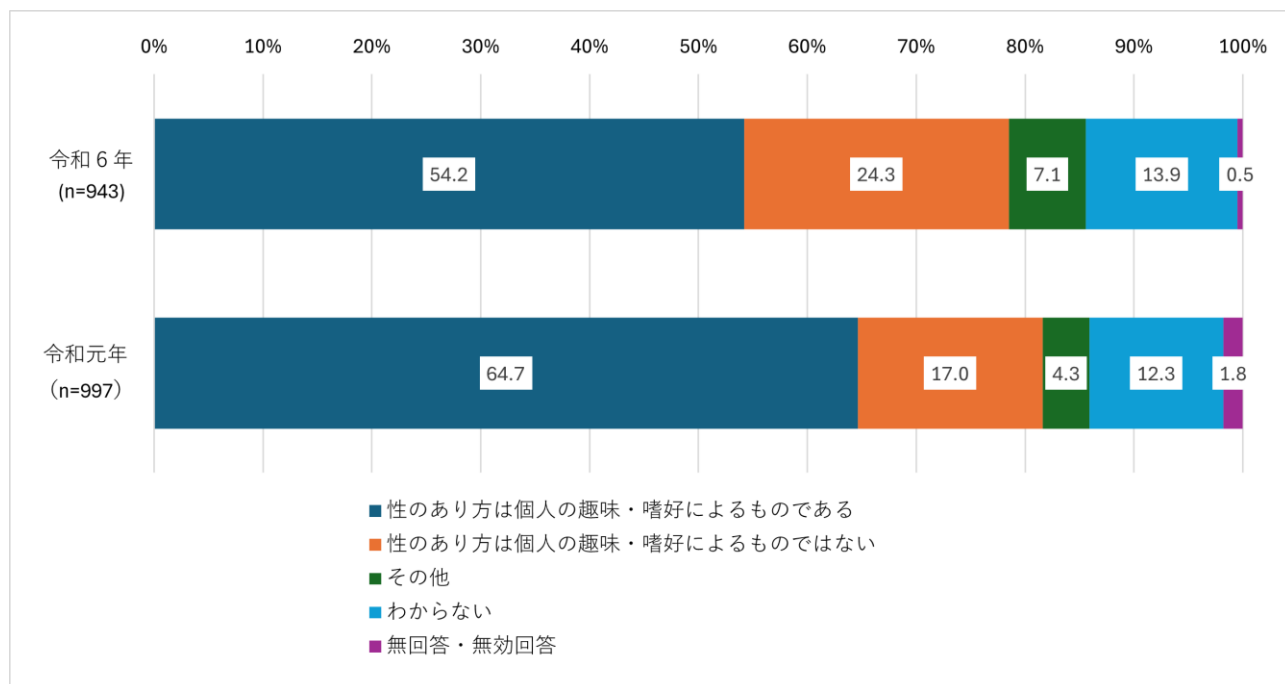
性のあり方について、女性は「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」が5割以上。男性と比較して、やや高くなっている。令和元年度と比べて「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない」が7.1ポイント増加。



資料：男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書（令和元年度、令和6年度）

## 12-8 性のあり方に関する意見〈男性、経年変化〉（世田谷区）

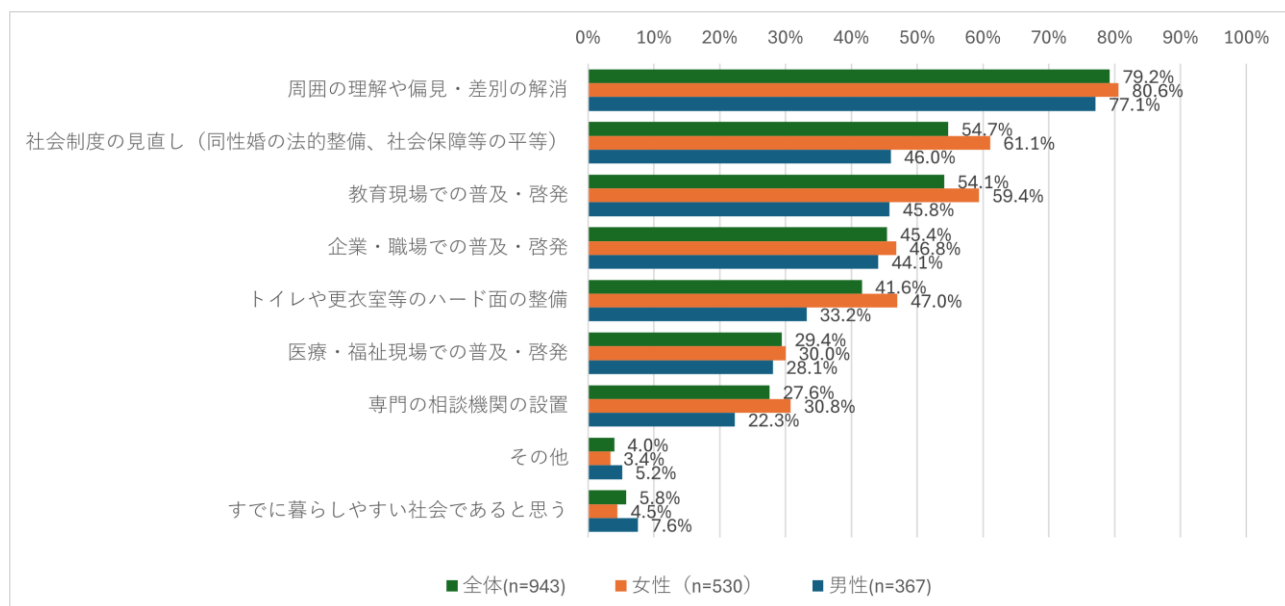
性のあり方について、男性も「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」が5割以上。令和元年度と比べて「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」が大きく減少し、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない」が7.3ポイント増加。



## 12-9 性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと（世田谷区）

性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なことは「周囲の理解や偏見・差別の解消」が約8割となっている。

女性は「社会制度の見直し」「教育現場での普及・啓発」「トイレや更衣室等のハード面の整備」の割合が、男性に比べて非常に高くなっている。男性は「すでに暮らしやすい社会であると思う」のみ女性よりも高い割合となっている。

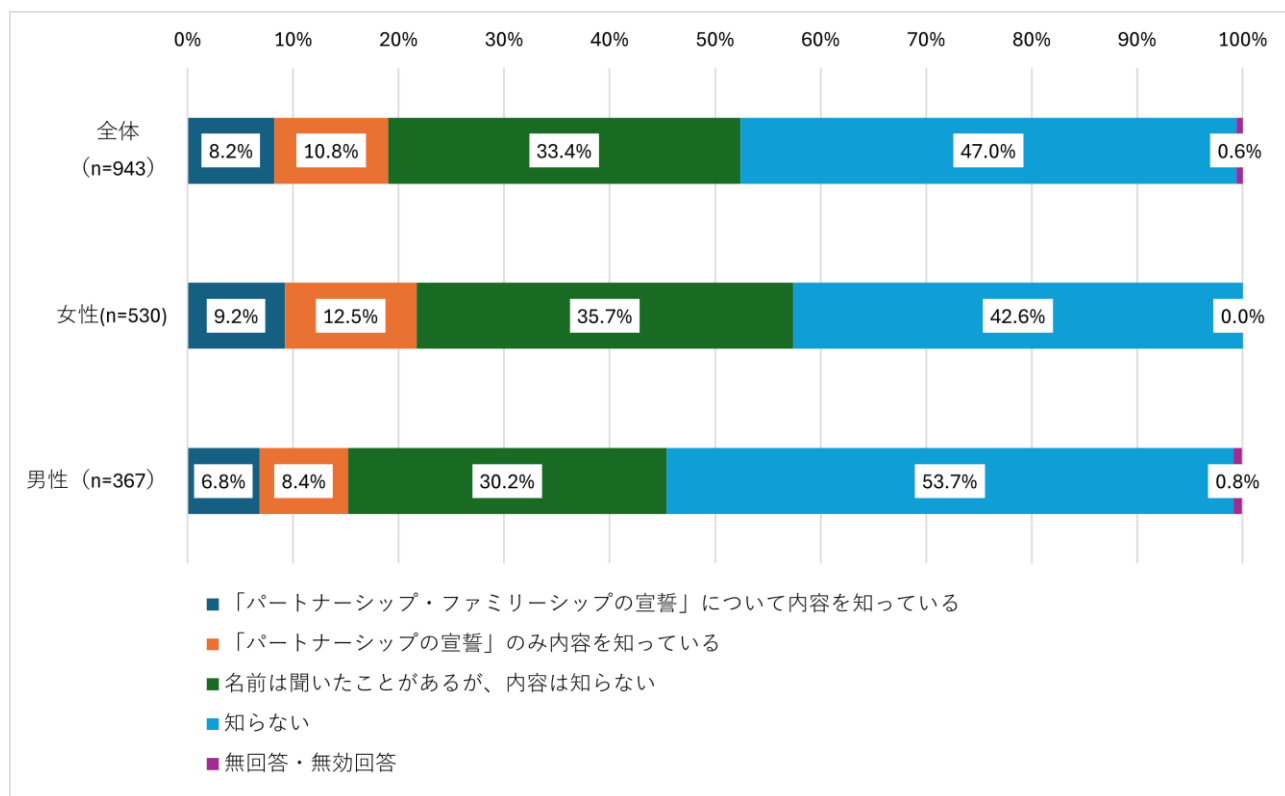


資料：男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書（令和元年度、令和6年度）

## 12-10 「パートナーシップ・ファミリーシップ」の宣誓の認知（世田谷区）

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓について、内容を知っている（「パートナーシップ・ファミリーシップ」及び「パートナーシップ」）は全体で 19%となっている。「聞いたことがある」は全体、性別でみて、いずれも 30%代となっている。

女性は男性に比べて内容を知っている、聞いたことがある割合が高く、男性は「知らない」が5割以上となっている。



資料：男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書（令和6年度）

## 基本目標ごとの課題整理

## 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

| プラン課題－施策                             | 課題・ご意見等                                                                                                                                                                                                                                         | 備考                       |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1-①情報提供・啓発活動の充実<br>家事負担              | 日常的な“家事”については、男性も行っている割合が増えてはいるが、女性が圧倒的に上回っている。                                                                                                                                                                                                 | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 1-①情報提供・啓発活動の充実<br>固定的役割分担意識         | 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する否定派の割合は、87.0%で年々割合が高くなっている。                                                                                                                                                                                                | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 1-①情報提供・啓発活動の充実<br>男性の生きづらさ          | 男性特有の生きづらさとして、男性は「家族を養う経済力を求められる」、「弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしい」という考え方が存在する、「家」を背負っていかねばならない責任感をもとめられる」を選択する割合が高くなっている。                                                                                                                              | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 2-①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発<br>事業者への啓発 | 事業者に対しても、女性の活躍推進のための意識啓発や女性管理職の育成に向けた取組み事例の共有を出前講座により実施するなど、男女共同参画や女性のキャリア形成について、組織として考える契機となるような働きかけをより積極的に行うことが重要と考える。                                                                                                                        | 令和5年度取組み状況調査報告書          |
| 2-②審議会等の女性登用率の向上<br>女性登用率の向上         | 会議体を構成する母数が少ない場合はやむを得ないが、例えば会議体の規模が大きい場合や委員等に資格が必要ない場合は、アフーマティブアクションの一環として、女性の配置について条件を付すなど検討をしてもよいのではないか。                                                                                                                                      | 令和6年度取組み状況調査報告書          |
| 3-①女性の就労・再就職支援<br>地域における就労の選択肢       | 女性の中年期以降の働き方に関し、レジ打ちなどの仕事が自動化等により減少していることなどから、地域における就労の選択肢が減少している。また、家族形態やライフスタイルが変化し、人生100年時代となる中で貧困への不安感は大きく、高齢期における労働ニーズが高まっているが、リスクリングの機会は限られ、地域の受け皿も脆弱である。このため、地域企業と新しい人材の活かし方についての連携や、多様な働き方への支援についての研究、また、こうした課題に対応できるような推進体制を作っていただきたい。 | 令和6年度取組み状況調査報告書          |

## 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

| プラン課題－施策                                  | 課題・ご意見等                                                                                                                                                                      | 備考                       |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 4-①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及<br>ワーク・ライフ・バランスの実現 | ワーク・ライフ・バランスの実現として、女性が「家庭生活」→「仕事」→「仕事と家庭生活」の順に優先しているのに対し、男性は「仕事」→「仕事と家庭生活」→「家庭生活」の順になっている。                                                                                   | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 4-②事業者への働きかけと支援<br>重点的な取組                 | 「今後の重点的な取組」で「働き方改革」をあげている事業所は10.2%にとどまり、引き続き働きかけが重要。(重点項目・課題は人材確保)                                                                                                           | 令和5年度世田谷区産業基礎調査アンケート2023 |
| 4-②事業者への働きかけと支援<br>利益以外で重視していること          | 「利益以外で重視していること」では、「特にない」が最も多いものの、「従業員のウェルビーイングの向上」が20.4%、「社会課題や地域課題の解決・貢献」が18.1%と比較的多く、意欲的。                                                                                  | 令和5年度世田谷区産業基礎調査アンケート2023 |
| 4-③多様な働き方の支援<br>ワーク・ライフ・バランスの実現           | ワーク・ライフ・バランスに重要なこととして、女性が「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」を選択する割合が高いのに対し、男性は「長時間勤務の見直し」が最も高い割合となっている。                                                                    | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 4-③多様な働き方の支援<br>ワーク・ライフ・バランスの実現           | 既存の支援や啓発の仕組みだと、会社員は会社員、女性は女性というように、同じライフステージ、似たような境遇の人からロールモデルを見出さざるを得ないことが多い。複数のロールモデルから様々な学びを得ることも必要だろう。自由な発想で既存の枠を超え、自分らしく生き生きと人生を歩んでいる人たちが互いのロールモデルになれるような取り組みを増やしてくべきだ。 | 令和5年度取組み状況調査報告書          |
| 4-④男女の育児・介護休業の取得促進<br>育児休業制度の利用意向         | 育児休業制度の利用意向として、「利用する」を選択した女性は80.0%だったのに対し、男性は63.8%であった。また、育児休業制度を利用しない理由として、女性は「職場に迷惑がかかる」が31.5%と最も高かったのに対し、男性は「収入が減少する」が33.3%と最も高かった。                                       | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 4-④男女の育児・介護休業の取得促進<br>育児休業制度の利用促進         | 育児休業制度の利用促進に必要なこととして、「職場内の理解を深めていくこと」を選択した人の割合が37.5%と最も高く、また、子育てと仕事の両立を図るために職場に望むことは、「フレックスタイム制度や短時間勤務制度の導入など」で55.2%と最も高く、意識醸成や制度整備の必要性がうかがえる。                               | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 4-④男女の育児・介護休業の取得促進<br>男性の介護参加             | 男性の介護参加を進めるために必要なこととして、「男性が取りやすいような介護休暇制度を整備」するが、66.9%と最も高かった。                                                                                                               | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |

|                                            |                                                                                                                                                                                                         |                                      |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 5-②育児に関するサービスの<br>充実<br>女性の長期的就労           | 女性が長く働き続けることの障害として、「育児」を選択した人の割合は 67.7%と高く、女性にとって仕事と育児の両立の困難さがうかがえる。                                                                                                                                    | 令和 6 年度男女共同参画に<br>関する区民意識・実態調査       |
| 6-①防災・災害復興分野への<br>女性の参画促進<br>女性の長期的就労      | 防災の視点において、女性側の意見が十分に反映されていないことが社会的な問題として浮き彫りになっているが、実態としては、防災会議の出席者の半数以上が男性であった。少なくとも半数以上の女性委員の登用を目指し、積極的に登用機会を増やす努力をすべきである。同時に、女性が扱いやすい消防器具の設置など物理的な配慮や工夫も進めていくべきである。また、性的マイノリティの視点も包摂した災害対策を進める必要がある。 | 令和5年度取組み状況調査<br>報告書                  |
| 6-①防災・災害復興の分野への<br>女性の参画促進<br>災害に強いまち      | 「区が取り組むべきこと」では H26～R5 を通して「災害に強いまちづくり」がほぼ 1 位。区民の関心を「女性の防災活動への参画促進」に繋げていくことが重要。                                                                                                                         | 区民意識調査<br>2024                       |
| 6-②地域活動への参加<br>④男性の地域活動への参画支援<br>社会的ネットワーク | 社会的ネットワークは男女とも希薄。女性に比べて男性は近隣ネットワークも友人ネットワークも持たない割合が非常に高い。                                                                                                                                               | 地域コミュニティの実態に<br>関する調査研究<br>2021～2023 |

## 基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

| プラン課題－施策                             | 課題・ご意見等                                                                                                                                                     | 備考                                                     |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 全体                                   | 後期計画で新たに性犯罪・性暴力対策について記載されたので、セクシャル・ハラスメントも含めこれらに関する何らかの数値目標を定める必要があるのでは。                                                                                    | 令和 6 年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査                             |
| 7-④被害者支援の充実<br>日本の対応                 | DV 及び性暴力に関する人権問題に対する日本の対応として、《なされていない》と考える人が、《なされている》と考える人より高い割合となっている。                                                                                     | 令和 6 年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査                             |
| 8-①性犯罪・性暴力被害者への<br>区の支援<br>子どもの性暴力被害 | 子どもの性暴力被害のひとつで、教育者や指導者が子どもとの信頼関係を利用して加害行為におよぶ「(チャイルド)グルーミング」について、子どもが被害と気がつくまでに時間を要し被害が深刻になる傾向がある。被害を防止するためには、子どもだけでなく学校や親など周囲の大人にも広く周知し、早期に発見することが大切ではないか。 | 令和5年度取組み状況調査<br>報告書                                    |
| 8-①性犯罪・性暴力被害者への<br>区の支援<br>犯罪被害者支援   | 配偶者暴力相談支援センターの認知度 21.6%、性犯罪・性被害のためのワンストップ支援センターの認知度 8.0%。周知の継続が必要。                                                                                          | 区政モニターR6 第 1 回<br>犯罪被害者等支援について<br>「相談窓口として知っている<br>もの」 |
| 9-④職場における<br>ハラスメントの防止<br>ハラスメント窓口   | ハラスメントが発生する環境には、ハラスメントに気付いているけれども声を上げることのできない人もいる。相談先や対応方法等の具体的な周知・啓発が必要である。                                                                                | 令和 4 年度取組み状況調査<br>報告書                                  |
| 9-④職場における<br>ハラスメントの防止<br>ハラスメント窓口   | 「ハラスメント窓口を設置した際の課題(設置事業所のみ)」について、「課題はない」が約半数となっており、利用者側からの検証も必要。                                                                                            | 令和5年度世田谷区産業基<br>礎調査アンケート<br>2023                       |
| 9-②学校における人権教育の推進<br>こどもの権利           | 「どんな理由でも差別されない(と回答した児童生徒)」低学年 59.4%、高学年 68.8%、中学生 74.0%。権利に対する意識は中学生の方が高い                                                                                   | 小学生アンケート・中学生ア<br>ンケート(小中学生調査)<br>2023                  |



## 基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

| プラン課題－施策                                    | 課題・ご意見等                                                                                                                                                                 | 備考                                         |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 10-④年代に応じた性教育の普及<br>年代に応じた<br>性教育           | 年代に応じた性教育の過程において「性同意」という考え方を浸透させることが重要であるが、同意した先のことや拒否できることについても知ることが大切である。                                                                                             | 令和4年度取組み状況調査<br>報告書                        |
| 10-④年代に応じた性教育の普及<br>性教育の分析・検討               | 若年層の結婚したくない、子供を産みたがらないといった意識の変容について、性教育の不足も一因となっているとも考えられる。性に関する教育等について全体の分析や検討が必要ではないか。                                                                                | 令和6年度取組み状況調査<br>報告書                        |
| 10-④年代に応じた性教育の普及<br>性感染症や妊娠<br>について         | 「性感染症の認知度」は9割以上と高い。一方で、予防方法や症状についての知識は5～6割程度。性教育等による正しい知識の定着が必要。「性感染症や妊娠等について」はインターネットで調べる人が9割と多く、知識の偏りが懸念される                                                           | 世田谷区における思春期世代等に対するところからのアンケート調査(R3.3) 2021 |
| 12-②区民や事業者の<br>性的マイノリティへの理解の促進<br>性のあり方     | 性のあり方に関する意見として、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」を選択した人の割合は、令和元年度から比べ男女ともに割合が低くなっているが、女性は58.7%、男性は64.7%と半数以上の割合となっている。また、女性が令和元年度に59.6%だったのに対し、令和6年度は58.7%とほぼ差がない。                | 令和6年度男女共同参画に<br>関する区民意識・実態調査               |
| 12-②区民や事業者の<br>性的マイノリティへの理解の促進<br>暮らしやすい社会  | 性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこととして、「周囲の理解や偏見・差別の解消」が79.2%と高い割合となっている。                                                                                                   | 令和6年度男女共同参画に<br>関する区民意識・実態調査               |
| 12-②区民や事業者の<br>性的マイノリティへの理解の促進<br>事業者への取組み  | 区と契約関係にある事業所において、性的マイノリティの方々が差別されることなく、安心して働き続けられる環境整備を行っていくこと、また、事業所の取組みを可視化できる認定制度などがあるとよい。                                                                           | 令和4年度取組み状況調査<br>報告書                        |
| 12-③同性パートナーシップ<br>に関する取組み<br>宣誓の認知度         | 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」の認知度は、令和元年度が30.4%だったのに対し、令和6年度は19%と低下している。                                                                                                         | 令和6年度男女共同参画に<br>関する区民意識・実態調査               |
| 12-⑤ク職員・教育分野における<br>理解促進<br>性的マイノリティの<br>視点 | 「多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座」等について、常に男女や父親の利用が前提となっており、同性パートナーが想定されているように読めないため、パートナーシップ宣誓者等にとっても制度を使いやすくすることが必要である。この課題に限らず、各項目の中でも同性パートナーやLGBTQについて記載があるということが大事になってくる。 | 令和4年度取組み状況調査<br>報告書                        |

## 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

| プラン方策                                            | 課題・ご意見等                                                                                                               | 備考                       |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 全体                                               | 方策については他の目標と異なり数値目標がないため、令和8年度までにどうしていくか、年度ごとの進捗状況や評価、第二次男女共同参画プラン後期計画における総括が分かるものがあるとうり分かりやすいのでは。                    | 令和6年度取組み状況調査報告書          |
| 1-①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実<br>らぶらすの検証・評価 | 令和8年度までに目指す“らぶらす”の姿を見据えながら年度ごとの取組みを検討するなど、残り3年間で基本目標Ⅰ～Ⅳに掲げた目標を達成するにあたって十分な推進体制であるかを、各方策について定期的に検証・評価いただきたい。           | 令和5年度取組み状況調査報告書          |
| 1-③地域と連携・利用促進のための情報発信の強化<br>らぶらすの認知度             | 「男女共同参画センターらぶらす」を「利用したことがある」人は1.5%、「知っているが、利用したことはない」が15.3%、「知らない」が82.7%と認知度が低いことがうかがえる。                              | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 2-①区職員・教職員の男女平等意識の向上<br>ジェンダー主流化の認知度             | 「ジェンダー主流化」の認知度は、「知らない」が57.4%と半数以上の人知らない状況である。                                                                         | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |
| 2-③庁内の管理監督的立場への女性の登用<br>女性管理職                    | 女性が管理職選考を受けづらい背景として、仕事と家庭の両立の難しさが障壁となっていると考えられる。仕事も家庭も両立できる働き方を組織として考えていく必要がある。また、こうしたライフスタイルを体現する管理職のイメージを作っていけるとよい。 | 令和4年度取組み状況調査報告書          |
| 3-①多様性条例に基づく推進体制の整備<br>多様性条例の認知度                 | 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の認知度は、「知らない」が74.8%と低い。                                                               | 令和6年度男女共同参画に関する区民意識・実態調査 |

## 生理用品の区施設への設置について

### 1 実施目的

「生理」は、個人差があるものの、多くの女性にとって日常生活に影響を及ぼす健康課題の一つである。また、「生理」に関する困難や不便は、女性全体に関わる課題であるにも関わらず、そのことを考慮されず、これまで個人の問題として扱われてきた。多くの女性は、「生理」により出血や生理痛などの身体的不調だけでなく、月経前症候群(PMS)や生理期間中の不快感などの精神的な負担も生じ、これらを繰り返しながら生活している。加えて、生理用品や鎮痛剤等の購入による経済的負担なども伴い、女性であるが故に様々な負担を強いられていると言っても過言ではない。

また、経済的理由や突発的な事象の発生により、生理用品を手に入れられない状況は、尊厳ある社会生活や健康、学びや就労などの社会参加を送る上で、その妨げにもなりかねない。

こうした課題は、社会の中で見過ごされてきたジェンダーギャップの一例であり、女性個人の問題から社会全体の課題として発想を転換していく必要がある。

区は、これらを踏まえ、「生理」によるジェンダーギャップを少しでも解消し、生理に対する無理解や偏見を無くすとともに、共に支えあう社会の実現のため、生理用品を区施設に設置する。

また、生理用品とともに女性相談窓口を案内するカードを設置し、相談につながりやすい環境も整備していく。

### 2 実施内容

#### (1)実施施設

200箇所程度を想定(既に独自で実施している施設も含む)

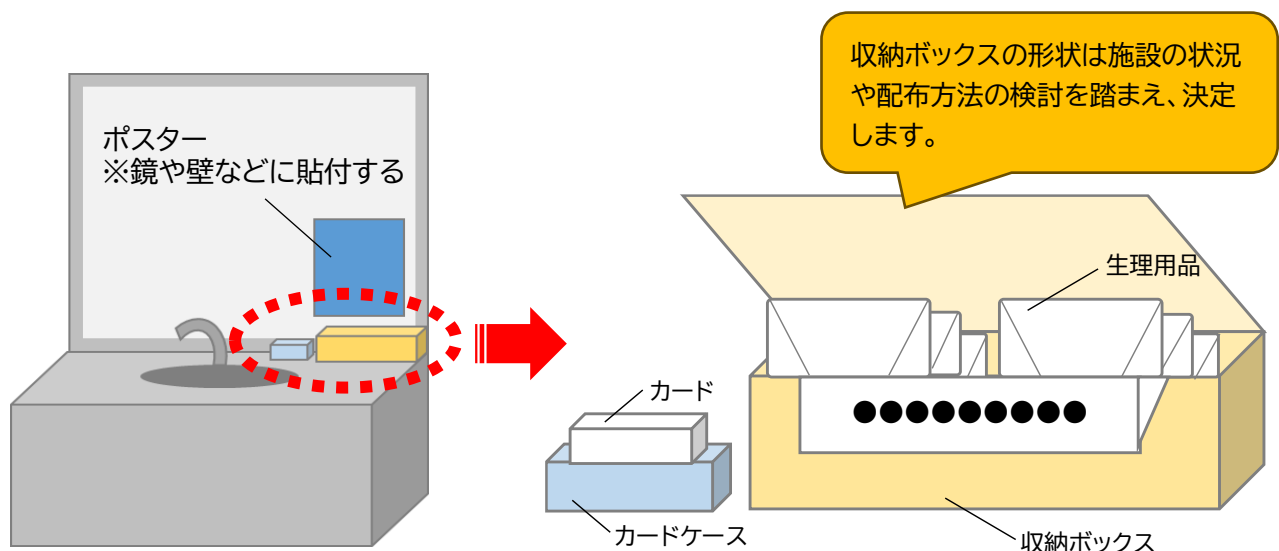
※今後、調整予定

#### (2)設置案

生理用品をボックス(かごのようなもの)に収納し、洗面台等へ設置する。

併せて、「世田谷区女性相談窓口」カード及びカードケースを設置するとともに、洗面所付近に生理用品配布に関するポスターを掲示する。

ただし、施設の実情を踏まえ、設置場所や配布方法は柔軟に対応する。



### 3 生理用品の確保

#### (1)防災備蓄物品の入れ替え品がある年度

防災備蓄物品として保管されていた生理用品を活用する。

#### (2)防災備蓄物品の入れ替え品がない年度

各施設所管課にて予算要求し、各施設にて購入する。

### 4 想定経費

#### (1)初期費用(令和7年度購入、令和8年度実施分)

約900,000 円

(収納ボックス、カード印刷、ポスター印刷、セット作業・搬送委託)

※生理用品は防災備蓄物品を活用するため、費用は生じない見込み。

#### (2)継続費用(令和9年度以降実施分)

##### ①防災備蓄物品の入れ替えがある年度

約 60,000 円

(カード追加印刷、ポスター追加印刷)

##### ②防災備蓄物品の入れ替えがない年度

約 4,600,000 円

(生理用品、カード追加印刷、ポスター追加印刷)

### 5 今後のスケジュール(調整中)

令和7年 9月～ 所管課調整

他自治体調査(必要数量算出)

10月 所管課調査(トイレ設置箇所数、施設状況確認)

12月 生理用品、配布用物品等数量確定

令和8年 1月 配布用物品等発注

3月 生理用品、配布用物品等搬送

区のおしらせ、区 HP 掲載、各種広報媒体で周知

4月 生理用品設置開始

### 6 その他

生理用品の区施設への設置については、現在検討中の「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(令和9年4月～)に施策として位置付けていく。